

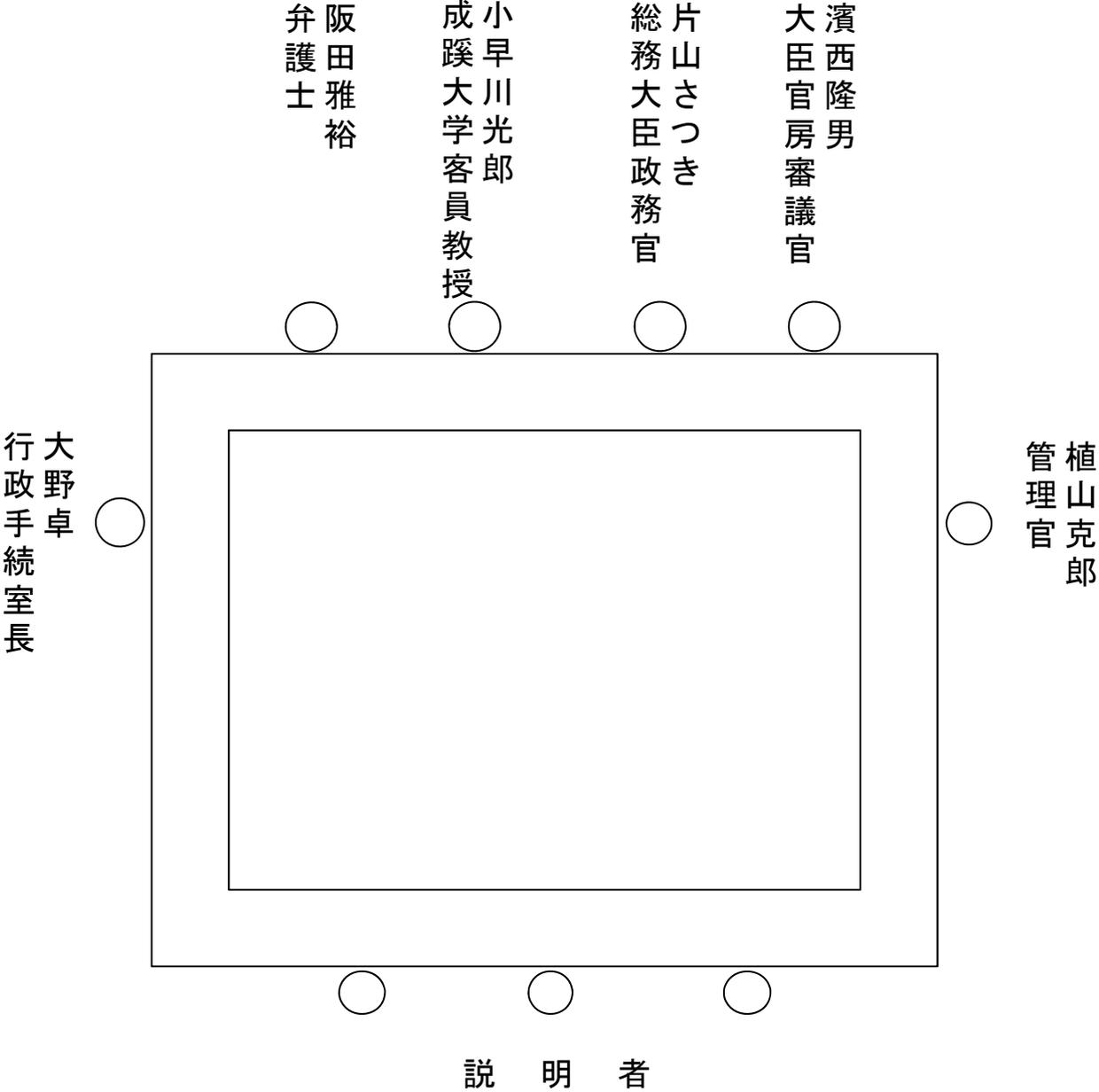
# 行政不服審査制度の見直しに係るヒアリング

## 配布資料一覧

- ・ 座席表
- ・ 議事次第
- ・ 時間割

- 資料 1** 「行政不服審査制度の見直しに係る意見」について  
(日本行政書士会連合会提出資料)
- 資料 2 - 1** 岐阜県における行政不服申立ての状況 (全国知事会提出資料)
- 資料 2 - 2** 岐阜県における審査請求 (裁決) 及び異議申立て (決定) フロー (イメージ) (全国知事会提出資料)
- 資料 3** 行政不服審査制度の見直しに係るヒアリング  
(財務省提出資料)
- 資料 4 - 1** 行政救済制度改革に関する当連合会の意見の要旨  
(日本弁護士連合会提出資料)
- 資料 4 - 2** 日弁連・行政不服審査制度に関する改正案  
(日本弁護士連合会提出資料)
- 資料 5 - 1** 平成 25 年度・税制改正に関する建議書〈抜粋〉  
(日本税理士会連合会提出資料)
- 資料 5 - 2** 行政不服審査法の改正の方向性 (東京税理士界 2013 年 3 月号)  
(日本税理士会連合会提出資料)
- 資料 5 - 3** 税務統計 (平成 23 年度不服審査・訴訟事件関係) (日本税理士会連合会提出資料)
- 資料 6** 行政不服審査制度の見直しに係るヒアリング 行政救済制度の改革について (日本司法書士会連合会提出資料)
- 参考資料** 行政不服審査法の意見照会について

# 行政不服審査制度の見直しに係るヒアリング 座席表



# 行政不服審査制度の見直しに係るヒアリング

## 議事次第

日時：平成 25 年 3 月 22 日(金) 14:00～18:45

場所：中央合同庁舎第 2 号館共用 10 階会議室

1. 開会
2. 日本行政書士会連合会
3. 全国知事会
4. 財務省
5. 日本弁護士連合会
6. 日本税理士会連合会
7. 厚生労働省
8. 日本司法書士会連合会
9. 全国社会保険労務士会連合会
10. 閉会

## 行政不服審査制度の見直しに係るヒアリング 時間割

時 間	内 容		
開 会			
14:05~14:35	日本行政書士会連合会 副会長 専務理事 常任理事	中西 豊 怡土 利光 伊藤 庄吉	
14:40~15:10	全国知事会 岐阜県法務・情報公開課 総括管理監 主査 全国知事会調査第一部 部長	富田 剛 嶋崎 敏幸 杉原 弘敏	
15:15~15:45	財務省 大臣官房文書課業務企画室長 主税局税制第一課主税企画官 関税局業務課業務課長 国税庁長官官房総務課総務課長 国税不服審判所管理室管理室長	石田 清 中村 英正 高見 博 安居 孝啓 初谷 武志	
15:50~16:20	日本弁護士連合会 副会長 行政訴訟センター委員長 同センター事務局長代行 業際・非弁・非弁提携問題等対策本部部長代行 調査室長	市丸 信敏 松倉 佳紀 越智 敏裕 高中 正彦 金澤 賢一	
16:20~16:30	(休憩)		
16:30~17:00	日本税理士会連合会 常務理事・規制改革対策特別委員会委員長 常務理事・同委員会副委員長 東京税理士会会員	富田 光彦 川本 富美雄 青木 丈	
17:05~17:35	厚生労働省 大臣官房総務課企画官 大臣官房総務課法令審査第一係長 労働基準局労災補償部補償課労災保険審理室室長補佐 保険局総務課社会保険審査調整室室長補佐	川野 宇宏 村中 秀行 石坂 弘秋 小谷地 敏宏	
17:40~18:10	日本司法書士会連合会 会長 副会長 副会長	細田 長司 里村 美喜夫 今川 嘉典	
18:15~18:45	全国社会保険労務士会連合会 専務理事 業務部次長	奥田 久美 福岡 洋治	
閉 会			

## 「行政不服審査制度の見直しに係る意見」について

### 日本行政書士会連合会

今回の意見照会については、ご指示の意見提出様式に従い、項目ごとに意見を申し述べさせていただいているところですが、その前提となる私どもの基本的な考え方について触れておきたいと思えます。

今回の行政不服審査法の改正の主眼は、そもそも行政不服審査法が、行政庁の違法または不当な処分等に関し、簡易迅速な手続により国民の権利利益の救済を図ることを目的としているところ、審理の公正性に対する国民の疑念や手続きの分かりにくさ等もあって利用率が低く、簡易迅速な権利利益の救済が実現しているとは言い難い部分があるため、これを是正することにあると承知しております。

これまでの改正議論の経過の中で、私ども日本行政書士会連合会は、特に行政不服審査制度においては当不当の問題も取り扱いの対象となっていることに留意しつつ、行政不服審査制度は、行政事件訴訟等の司法手続きとは異なり、あくまで行政手続きの一環として位置付けるべき手続きであることを基本にしながら意見を申し述べてまいりました。

100パーセントの公正性によって立つ法と証拠に基づく解決は司法手続きに委ねれば良く、手続きに手間暇や費用がかかることによって増大する支障や損失と比較衡量して、一定の公正さが保てるのであれば受容できる簡易迅速かつ低廉な、当不当の問題も含めた解決に対するニーズは歴然として存在し、それに応えることこそ、今回の改正の目指すべきものであったはずだと考えています。

「チーム取りまとめ」においては、議論の過程で、公正性への指向が重きをなし、行政手続きの一環としての簡易迅速性や柔軟性に対する配慮がやや背景に追いやられたのではないかとの印象を有しております。

その意味で、「20年法案」を基本に、「チーム取りまとめ」も参酌しながら、行政手続きの一環として、当不当の問題も含めた簡易迅速な権利利益の救済が、

一定の公正性にも配慮した形で実現される方向での改正となるべきだと考えます。

なお、必要となる組織や人材については、既存の制度を今一度精査し、利活用できるものは利活用し、財政負担の増大をできる限り抑えていくべきだと考えています。

以上

岐阜県における行政不服申立ての状況

1 審査請求の状況

資料 2 - 1

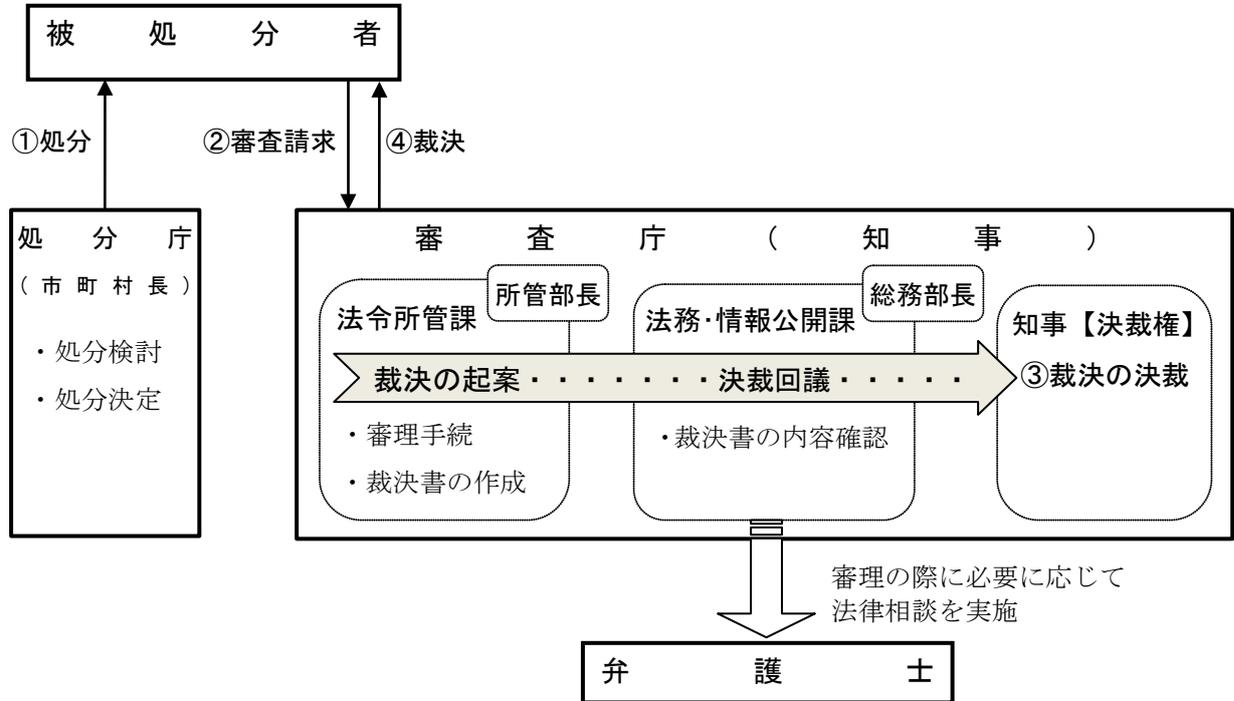
	平成22年度							平成23年度							第三者機関等の関与		
	新規申立て	完結	却下	棄却	認容	取下げ	完結後の訴訟提起	22年度未処理	新規申立て	完結	却下	棄却	認容	取下げ		完結後の訴訟提起	23年度未処理
岐阜県情報公開条例	19	4		4	2		3	7	11	9		9			8	9	情報公開審査会への諮問
岐阜県個人情報保護条例	3	2		2				1	5	3		3				3	個人情報保護審査会への諮問
岐阜県税条例	3	2	1			1		1	9	6	2	1		3		4	
身体障害者福祉法	2	2		2					2	1		1				1	
土地区画整理法	1	15		15				5		5		5					
地方公務員法		1		1			1		2							2	人事委員会への審査請求
廃棄物処理法		4		4													
児童扶養手当法	1	2	1	2													
介護保険法	6	5		2	1	2		1	4	5		3	1	1			介護保険審査会への審査請求
農地法	1	1	1														
建築基準法	2	2		2													建築審査会への審査請求
生活保護法									3	3		3					
都市計画法									1	1	1				1		開発審査会への審査請求
精神保健法									1							1	
地方自治法									1							1	議会への諮問
障害者自立支援法									1							1	
暴力団対策法									1	1		1			1		公安委員会への審査請求
合計	38	40	3	34	3	3	4	15	41	34	3	26	1	4	10	22	

※一部却下、一部棄却及び一部認容があるため、完結の件数が合計と一致しない場合がある。

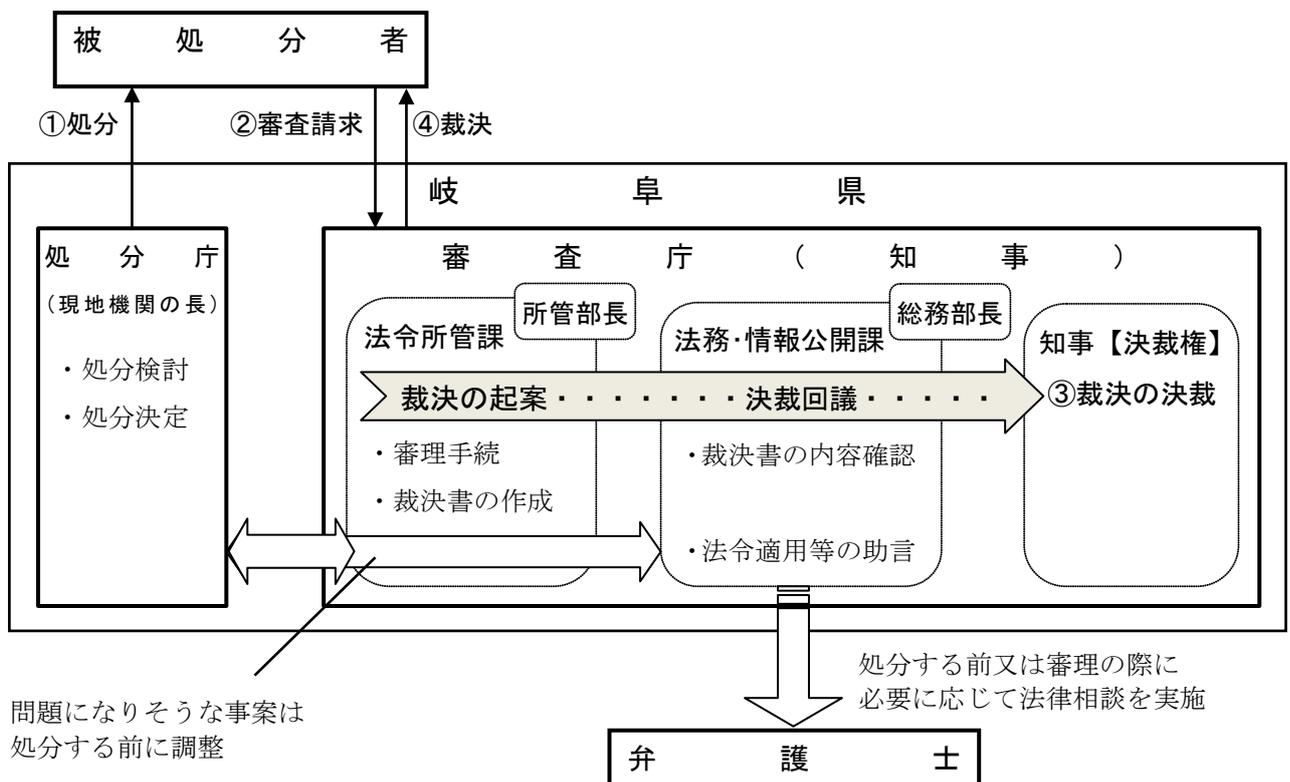
## 岐阜県における審査請求（裁決）及び異議申立て（決定）フロー（イメージ）

## 1 審査請求（裁決）

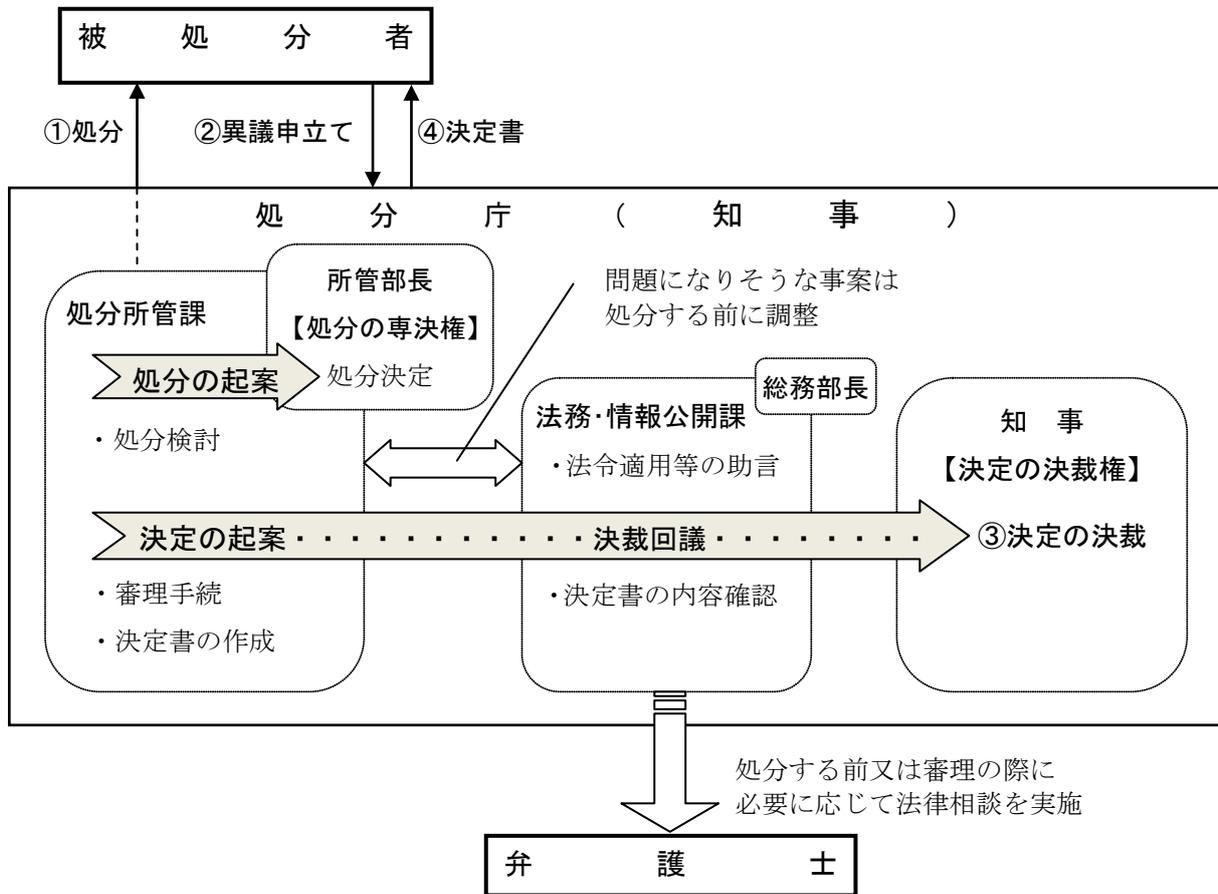
(1) 市町村長による処分（法定受託事務）の場合



(2) 現地機関の長（知事権限の受任者）による処分の場合



## 2 異議申立て（決定）



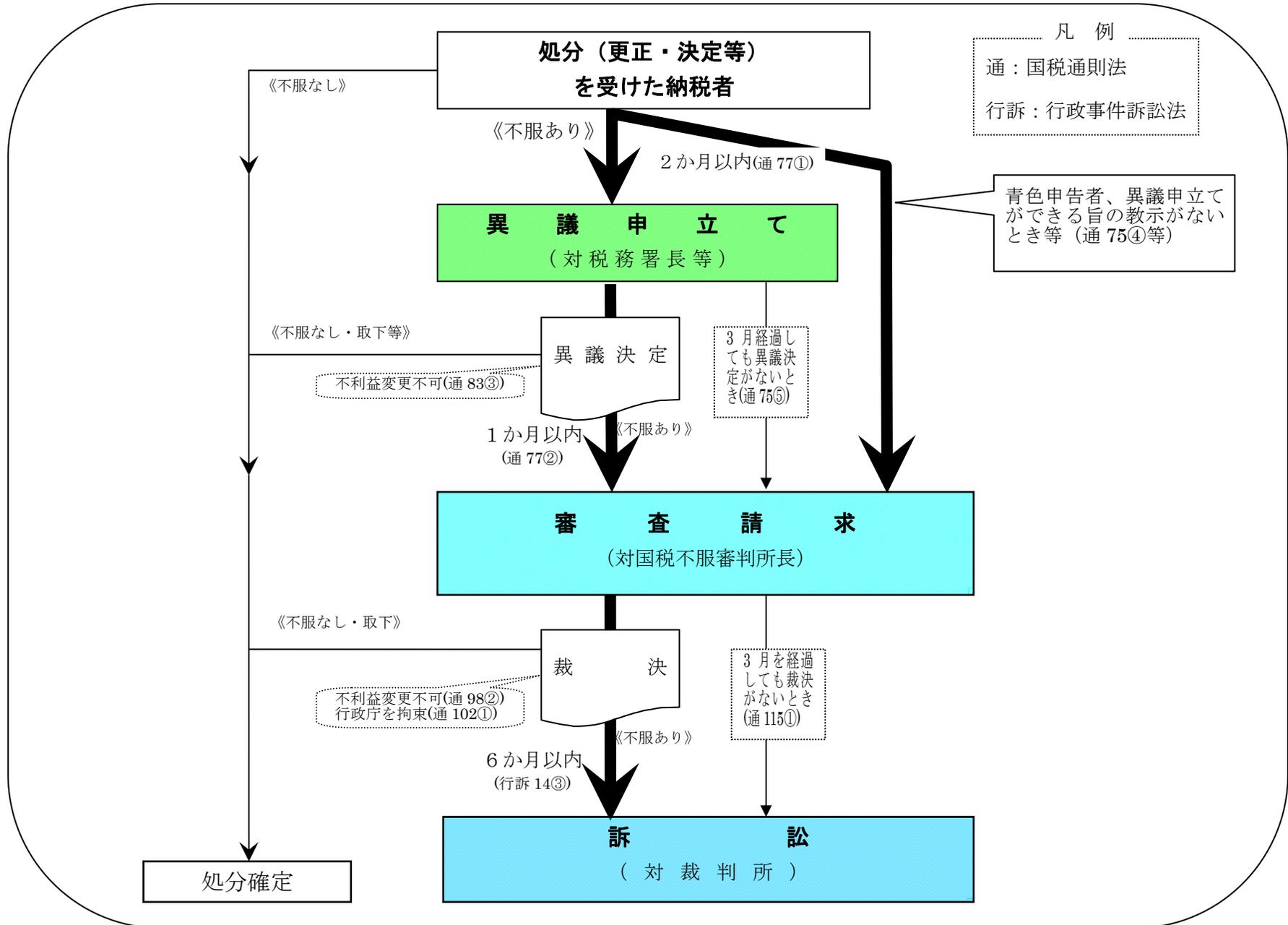
行政不服審査制度の見直しに係るヒアリング

平成25年3月22日（金） 15:15～15:45

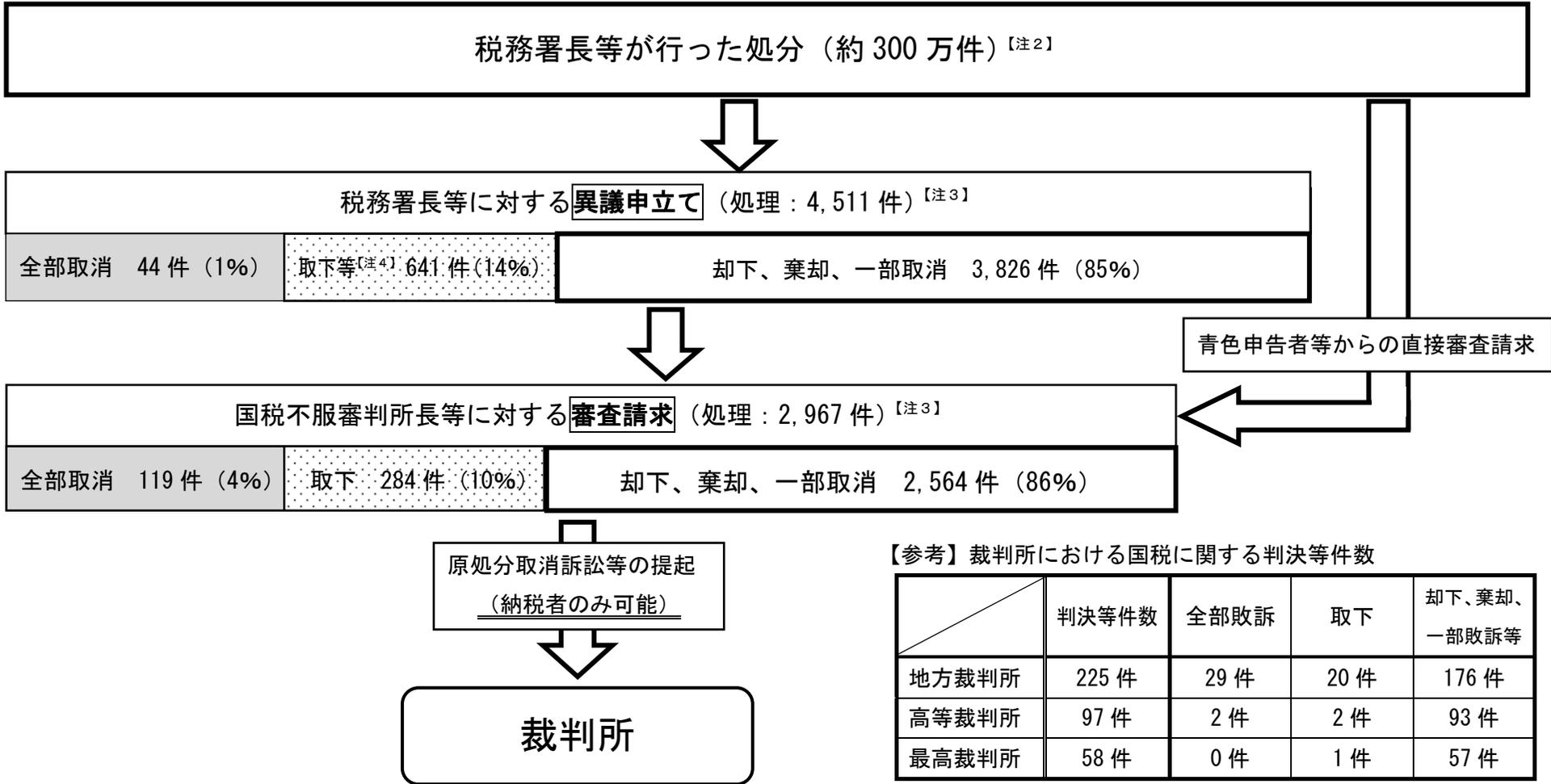
〔国税庁提出資料〕

国税に関する不服申立制度（現行）	1
国税に関する不服申立て等の状況（23年度）	2
国税不服審判所の組織（現行）	3
国税審判官の公募の状況	4

# 国税に関する不服申立制度（現行）



# 国税に関する不服申立て等の状況（23年度）



【参考】裁判所における国税に関する判決等件数

	判決等件数	全部敗訴	取下	却下、棄却、一部敗訴等
地方裁判所	225件	29件	20件	176件
高等裁判所	97件	2件	2件	93件
最高裁判所	58件	0件	1件	57件

※ 平成23年度税務統計による。

【注1】 各件数は、それぞれ平成23年度に処分又は処理を行った件数であり、相互に関連性はない。

【注2】 税務署長等が行った処分のうち、課税処分件数は各税目に係る処分人数を集計したものである。

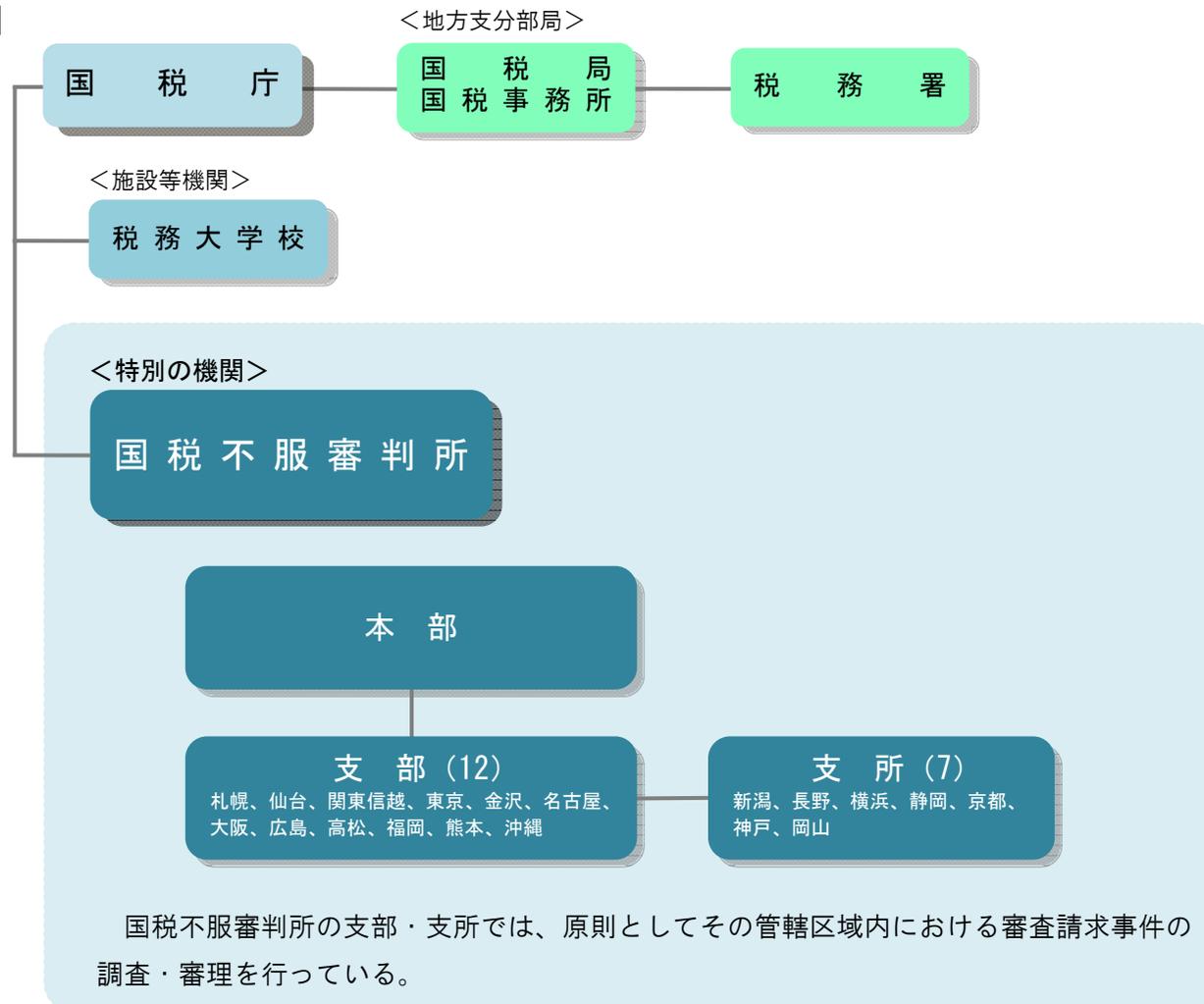
【注3】 異議申立て及び審査請求に係る処理件数は、国税庁及び国税不服審判所の記者発表ベースのものである。

【注4】 取下等は、「取下」、「みなす取下」及び「みなす審査請求」である。

## 国税不服審判所の組織（現行）

○ 国税庁の特別の機関である国税不服審判所には、東京にある本部のほか、全国の主要都市に12の支部と7の支所がある。

【組織図】



○ 国税不服審判所の定員 474名（平成24年度）

## 国税審判官の公募の状況

区分 \ 年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度		
	募集数	10名程度	10名程度	若干名	15名程度	15名程度	15名程度	
応募者数	39名	17名	17名	51名	93名	101名		
採用者数	4名	1名	3名	13名	15名	16名		
	内 訳	税理士4名	税理士1名	弁護士3名	弁護士5名 税理士4名 公認会計士4名 <sup>(※)</sup> (※1名:22年10月)	弁護士7名 税理士7名 公認会計士1名	弁護士4名 税理士2名	弁護士6名 税理士1名 公認会計士3名
	採用年月	19年7月	20年7月	21年7月	22年7月 (1名:22年10月)	23年7月	24年4月	24年7月
(参考) 各年7月末の 民間登用者在籍数	4名	5名	8名	18名 (22年10月末時点)	31名	44名		

(備考) 国税不服審判所調べ

(※1) 採用者52名の採用時の平均年齢40.0歳、  
平均実務経験9.9年

(※2) 平成19年度より公募開始、任期原則3年

### 平成23年度税制改正大綱(抄)

#### 第2章 各主要課題の平成23年度での取組み

##### 1. 納税環境整備

##### (6) 国税不服審判所の改革

##### (争訟機関)

国税不服審判所における審理の中立性・公正性を向上させる観点から、今後、国税審判官への外部登用を以下のとおり拡大することとし、その方針及び工程表を公表します。

- ① 民間からの公募により、年15名程度採用します。
- ② 3年後の平成25年までに50名程度を民間から任用することにより、事件を担当する国税審判官の半数程度を外部登用者とします。

## 行政救済制度改革に関する当連合会の意見の要旨

2011年（平成23年）2月25日

日本弁護士連合会

## 1 行政不服審査制度の改正について（別紙1）

当連合会は、かねて提言しているとおり、行政不服審査会制度等の第三者機関による行政不服審査を理想と考えていますが、この点の改革は将来の課題とするとしても、少なくとも以下の8点について、国民の立場に立った改正が必要です。

審理官の身分の保障と職務の独立性を確保すること。そのために審理官は各省庁ごとに任命するのではなく、内閣の所轄の下に置かれる独立の組織の下に置くとともに、法曹資格者等の適切な人材について外部からの任用を図ること。

地方においても、国と同様に審理官による専門的審理が行えるよう、地方公共団体の長の下に独立の組織を設置できるようにすること。

不服審査の申立窓口は原処分庁とすること。

不服審査は、行政指導、行政上の契約及びその準備行為、行政調査、事実の公表、公共事業の実施など、国民の権利義務を害するおそれのある行政活動を広く対象にすること。また審理の結果の裁決は、不服審査の対象と申立ての内容を勘案して、取消し、撤廃、義務付け及び差止め等の類型に限らず、救済の必要に応じた多様な裁決を可能とすること。

不服申立人適格を行政活動の根拠法規によって事実上保護される利益を有する者にまで広く認めるようにすること。また、一定の団体にも不服申立て資格を与えること。

不服申立期間は少なくとも6か月とすること。また、教示が誤っていた場合には、正しい教示がされるまで不服申立期間は進行しないとすること。

不服申立人に対審的審理や公開審理を求める権利を与えること。また、審理上提出された資料及び審理担当者が収集した一切の資料並びに審理調書等の審理記録につき低廉な費用による迅速な閲覧謄写権を与えられるようにすること。

不服申立てがされた場合には、別に法律で定める場合を除き、原則

として処分の効力，処分の執行，又は手続の続行が停止されるようにすること。また，仮の差止め，仮の義務付け制度を導入すること。

## 2 代理人制度と弁護士法第72条について（別紙2）

弁護士法第72条により，弁護士又は弁護士法人でない者は法律事務を取扱うことを業とすることができないとされています。行政に対する不服の申立ては，明らかに紛争性，事件性を帯びており，さらに，最終的には行政訴訟等の司法審査によって解決が図られるものですから，国民の行政不服申立ての権利を真に擁護できる適格者としては法的紛争の解決のための専門的教育を受けた弁護士が最もふさわしいといえます。行政不服申立ては，行政が自らの運営や制度の改善のためにのみ設けられた制度ではなく，国民，市民の権利利益の速やかな救済のための制度でもあることに思いをいたせば，行政庁の監督下であり，行政OBが多数を占める行政書士に代理権を与えるべきではなく，国民の権利利益を擁護し，国，地方自治体等の行政と真に対峙できる者にのみ代理人としての適格を認めるべきです。行政書士の職務範囲は，各種の行政関係書類の作成が主要なものであり，行政手続における聴聞等代理業務についても，弁護士法第72条に違反しないものに限って許容されているに過ぎず，行政書士に行政不服申立ての代理人資格を広く認めることは，立法の統一性を損なうものであり，これに反対します。新たな行政不服審査制度が国民に信頼され，広く利用されるためには，制度設計上も国民がこの制度によって自らの権利利益が適切に擁護され，救済されると信頼するような制度とすることが不可欠であると考えます。

## 3 弁護士法における不服申立前置主義（審査請求制度）について（別紙3）

今次の不服申立制度前置主義の見直しは，国民の救済制度選択の自由を拡大することを目的とするものですが，弁護士法における不服申立ては，弁護士又は弁護士となる資格を有する者が，登録請求又は登録換え請求についての弁護士会の進達拒絶や弁護士会による懲戒処分に対して行うものであって，これを見直すことが国民一般の不服申立選択の自由の拡大につながるものではありません。弁護士の登録請求又は登録換え請求についての弁護士会の進達拒絶に対する審査請求の制度及び弁護士会の懲戒処分に対する審査請求の制度は，基本的人権の保障を実効

あらしめる弁護士自治の制度の維持のために必要不可欠な制度であり、また、それにふさわしい一審代置機能も有していることから、その意味を実質的に失わせるような制度改変は不要であり、かつ、許されないものといえます。

以 上

## 行政不服審査制度の改正について

当連合会は、かねてから行政不服審査制度の抜本的改革を求めて活動し、これまで「行政不服審査制度の抜本的改正を求める意見書」（2006年7月20日）を公表し、「行政不服審査制度に関する日弁連改正案（行政活動是正請求法案(仮称)）」（2007年5月2日）を作成して公表してきました。

2008年4月国会に提出された行政不服審査法等の改正案が廃案となった後、新たに発足した貴検討チームにより行政救済制度の改革が検討されています。

貴検討チームにおかれましては、旧法案の目玉とされた「行政不服審査会」制度ではなく、審理官制度の充実を目指しているなど方向性は異なりますが、不服申立人適格の拡大や裁決内容の多様化の検討など意欲的な取り組みもされているようであり、大いに期待しております。当連合会はかねて提言しているとおり、行政不服審査会制度等の第三者機関による審査を理想と考えていますが、この点の改革は将来の課題とするとしても、少なくとも以下の8点について、国民の立場に立った改正が実現できますよう、意見を取りまとめていただきたく、本申入れを行います。

### 第1 審理官制度について

不服審査を実質的に担当する審理官は、専門的知識を有し中立公正でなければならないと考えます。

審理官については、近い将来において米国のALJ（行政法審判官）制度を参照した資格制度を設けることで、身分の保障と職務の独立性を確保するようにすべきです。そのため今次改正では、少なくとも貴チームが検討中の審理官は各省庁毎に任命するのではなく、人事院と同様、内閣の所轄の下に置かれる独立の組織の下に置くことが妥当と考えます。

#### 説明

行政不服審査制度では、専門的な知識を有する者が公正中立な立場で迅速に判断を行うことが求められています。

国の場合（地方の場合は後述します），省庁内に審理官を置きつつ，その独立性や身分保障を与えることによって中立公正が確保できるという考え方は，国民の視点からすれば実効性がなく不完全な改革としか受け止められません。各省庁から完全に切り離した形で（審理官を退官した後に出身省庁に戻ることはもとより，天下り先の斡旋も受けることを禁止する）審理官制度の発足が必要です。

独立の組織を設置することで，各省庁が重複して任命するといった事態も避けられ，また，審理官の補助職員も各省庁から切り離されることにより中立性が一定程度保障されることとなります。また，審査請求人に対する補助体制の整備を考えるならば，なおさら各省庁とは別の独立の組織として設置することが必要です。

将来的には，長い運用実績を有する米国のALJ（行政法審判官）制度を参照して，行政内部において高い専門性を持ち，身分保障を受ける審理官の資格制度を設けることとし，その資格を取得した者を任命するという抜本的な方策をとることを期待します。当面は法曹資格者や公法を担当している大学教授等について個々にその業績と見識を吟味の上，外部からの任用を図り，当面必要な審理官を確保することも必要です。

なお，行政不服審査法による不服申立ての大部分は，特別の審査機関が審査庁となっています。それらの特別の審査機関は，行政不服審査法の改正で当然に統合されるものではなく，これまでの不服審査の実績を検証する中で統廃合が為されるものと考えておりますので，独立の組織を設置する場合でも必要経費が大きく膨らむことはないと考えます。

## 第2 地方自治体の行政不服審査体制について

国と地方とを区別する理由はなく，国と同様に審理官による専門的審理が行えるよう，地方公共団体の長の下に独立の組織を設置できるようにすべきです。この場合，国の裁定的関与の仕組は不要となります。

### 説明

地方公共団体の不服審査についても，国と同様のことが言えます。ただ，すべての地方公共団体が審理組織を設置して審理官を任命することは効率的でないため，共同で設置する方法や他の地方公共団体が設置した審理

組織に事務を委託する方法が現行地方自治法のもとで工夫されるべきでしょう。国の機関が地方公共団体の機関が行った処分に対する審査請求や再審査請求を行うという現在の裁定的関与の仕組みは、審理官による専門的、かつ中立公正な不服審査がされることになるため不要となります。

### 第3 不服審査の申立窓口について

不服審査の申立窓口は、原処分庁とするのが妥当です。原処分庁に「再考」の機会を与えると共に、申立人にも再考の申立ての権利を与えて、迅速な救済の機会を保障するような制度設計ができると思います。

#### 説明

現行法は、審査請求につき審査庁に対し申立てをするのを原則としていますが、改正で審査請求に原則一元化するに際し、申立窓口は原処分庁とするほうが分かりやすく、教示も簡単です。また、その際、原処分庁による「再考」という形で従来の異議申立ての機能も実質的に認めることとすれば、国民にとっても利益となりますので、その機会を確保するためにも、申立窓口は原処分庁とすることが相当です。

### 第4 審査可能な行政活動の範囲と裁決内容の多様化について

不服審査の対象となる行政活動は、これまで審査対象として認めてきたものに限らず、行政指導、行政上の契約及びその準備行為、行政調査、事実の公表、公共事業の実施など、国民の権利義務を害するおそれのある行政活動を広く対象にすべきです。なお、検討の途上である行政手続法2条8号に定める命令等や行政計画については、個別法で不服審査の対象として明示したものを対象とできるようにすれば良いと思います。

また、審理の結果なされる裁決の内容は、不服審査の対象と申立ての内容を勘案して、取消し、撤廃、義務付け及び差止めといった類型に限らず、救済の必要に応じた多様な裁決が可能となるような規定を設けるべきです。

## 説明

国民の権利利益を害するおそれがある行政活動に対しては、広く救済の方法が与えられる必要があります。国民の権利利益の擁護と適切な行政運営の確保という行政不服審査制度の目的からみても、不服審査の対象を処分その他の公権力の行使に限定する理由はありません。従って、行政不服審査法に掲げる審査対象としての行政活動は例示に過ぎません。もちろん、特別の審査機関や不服申立方法によることが適切な分野があることは否定できませんが、例えば命令等や行政計画については、個別法で不服審査の対象とした場合のみ不服申立てができることを法文で明示すべきです。

審査対象となる行政活動が多様化することに伴い、裁決自体も、対象となる行政活動及び不服申立ての内容を踏まえ、問題解決のために適切と考えられる多様な裁決ができるようにすべきです。

## 第5 不服申立人適格の範囲について

不服申立人適格は、抗告訴訟の原告適格の範囲よりも広く認めるようにすべきです。また、消費者、環境、文化財保護を主たる目的として公益活動を行う団体で一定の活動実績を有するNPO法人、一般社団法人、一般財団法人等は、その活動目的を阻害する行政活動について不服申立てを認める規定を設けるべきです。

## 説明

例えば風営法による営業許可の取消訴訟等では、良好な生活環境は公益保護の結果得られる反射的利益に過ぎないとして隣地住民等の原告適格が否定されています。行政不服審査は、行政訴訟とは異なる意義を持つ行政活動の是正手段です。違法のみならず不当な行政活動についても広く救済を図る行政不服審査制度の趣旨に鑑みれば、不服申立人の範囲についても、行政活動の根拠法規によって事実上保護される利益を有する者に拡げることによって、広く国民の救済を図るべきだと考えます。

また、消費者、環境、文化財保護など公益目的で活動している団体に対し、その目的を阻害する行政活動について不服申立資格を与えることは、適切な行政運営の確保にとって非常に有益ですので、これらの団体に不服申立資格を与えるべきです。

## 第 6 不服申立期間及び教示について

主観的不服申立期間は，少なくとも行政事件訴訟法の出訴期間と同一の 6 か月とすべきです。また，教示が誤っていた場合には，正しい教示がされるまで主観的不服申立期間は進行しないとすべきです。また，物的処分等についての教示方法を定める必要があります

### 説明

現行の行政事件訴訟法の主観的出訴期間は 6 か月とされており，それに合わせて不服申立期間も 6 か月を保障すべきです。そうしなければ，不服申立前置主義が残存する限り，些細な誤解により司法救済が拒否される国民が生じることとなります。また，正しい教示がされなかったにもかかわらず期間徒過を理由に救済を拒むことは公正を欠くものと言えます。なお，これまで名宛人がいない物的処分等の多数人が影響を受ける処分として理解された処分についても，公示，インターネットの活用，所有者への教示など，教示の方法について工夫すべきです。

## 第 7 不服申立人の審理上の権利について

不服申立人には，対審的審理や公開審理を求める権利が与えられなければなりません。また，審理上提出された資料及び審理担当者が収集した一切の資料並びに審理調書等の審理記録につき低廉な費用による迅速な閲覧謄写権を与えられるべきです。

### 説明

審理官による審理は，職権で迅速に行われるべきですが，申立人の手続的権利が保障されなければ，手続の中立公正に対する信頼が損なわれることとなります。従って，申立人が対審的審理を求めた場合は，対審的審理を行わなければならないものとし，公開審理を求める権利も保障すべきです。また，審理に使われた提出資料，収集資料，審理調書等の審理記録のすべてについて閲覧謄写の権利が認められるべきです。また，第三者の利益を害するおそれがあるとき等正当な理由がある場合には閲覧謄写を拒

むことが許され、謄写に要する費用を徴収することも許されるものとすべきです。しかし、不服申立てが認容された場合や公益保護を目的とする不服申立ての場合等においては、謄写費用を申立人に負担させることがないようにすべきです。

## 第8 仮の救済方法について

不服申立てがされた場合には、別に法律で定める場合を除き、原則として処分の効力、処分の執行、または手続の続行が停止されるべきです。また、仮の差止めや仮の義務付けという制度を導入すべきです。

### 説明

現行法はすべての処分について執行不停止原則を採用していますが、処分の性質に応じた区分を行い、原則として不服申立てにより処分の効力、処分の執行または手続の続行は停止されるものとし、不停止原則をとることが必要なもののみ個別法で明示的に規定するものとすべきです。なお、いずれを原則とする場合であっても、個別的な事案の状況に応じて、審査担当者の意見に基づき審査庁が原則とは異なる措置を取ること及びその措置を取消することができることとすべきです。

また、義務付けや差止めを求める不服申立てを規定するにあたり、行政事件訴訟法と同様に、申立内容に応じた仮の救済制度を導入すべきです。

なお、当連合会の意見は以上のとおりですが、貴検討チームの検討作業中「不服申立ての構造の整理」において、「略式裁決」「特別審査請求」という制度について検討がされていますので、この点につき、当連合会は判りやすい不服申立ての構造を目指すという立場から、次のように意見を述べます。

### 1 「略式裁決」について

簡易な手続を設けることに賛成しますが、導入する場合には正式手続との対比において、どのような審理手続にするか検討する必要があります。

## 説明

当連合会の上記改正案では、第三者機関が実質的に審査に当たることを前提に、処分庁に対し是正請求を行うこととし、その際、付随的に「再考の申立て」を行うことができることとしていますが、略式裁決はこれに相当します。

もし、「略式裁決」制度が、単に「請求の認諾」的なものであれば、あえて「略式裁決」の名で制度化する必要はなく、「略式裁決」の審理手続を「正規の裁決」より簡略にするのであれば、制度導入の前提として、どのように審理手続に差異をつけるのかについて明確にする必要があります。仮に「書面審理」と「対審的な口頭意見陳述を行う審理」との違いであれば、もともと口頭意見陳述を行うか否かは申立人の意思によるものですから、略式裁決と正規の裁決とを制度として区別する必要性はないと考えます。

## 2 「特別審査請求」について

近い将来に審理官にALJに近い資格制度を導入して専門性と独立性を保障し不服審査制度の実効性を確保するべきであり、特別審査請求は不要であると考えます。

## 説明

貴検討チームは、現行の再審査請求について、国民の救済に実益がある場合には、「特別審査請求」として個別法で存置するものとするとしています。実益が認められる場合とは、独立の第三者機関による再審査が有効に機能している場合、地方公共団体の処分に係る再審査請求先が国で、再審査が有効に機能している場合、とされています。さらに、現行の個別法で異議申立てと審査請求の二段階審査が為されている場合に、個別の検証により、異議申立てを審査請求とし、審査請求を「特別審査請求」とすることも検討するとしています。但し、「特別審査請求」については原則として前置主義をとらないとしています。

しかし、近い将来に審理官にALJに近い資格制度を導入して専門性と独立性を保障し不服審査制度の実効性を確保する、という基本的な方針をとるならば、特別審査請求を検討することは不要であると考えます。

については、独立の第三者機関が行っている不服審査は、今次改正時に性急に審理官制度に移行させるのではなく、現状を維持した上で、審理官体制の拡充を図りながら統合を進めていけば良いと考えます。また、についても、裁定的関与を残すよりもむしろ地方公共団体における審理官制度の充実によって解決するのが正しい道筋です。従って、          、          のいずれの場合も、一定の準備期間について、改正法の適用除外規定を設ければ済むことであると考えます。

については、「特別審査請求」については誰が審査を担当するのか不明ですが、仮に審理官の審理の後に為された裁決に対し「特別審査請求」ができるというのであれば、新しい審理官制度を否定することになりかねません。なお、「特別審査請求」の審査を審理官が担当するというのであれば、現行の異議申立制度を審査請求と名前を変えて残すという制度設計となり、異議申立てを廃止するという基本方針と矛盾することになります。

## 代理人制度と弁護士法第72条について

## 第1 行政不服申立てにおける代理人制度

- 1 国民の行政不服申立ての権利を真に擁護できる適格者は誰かと考えれば、それは司法試験という法曹選定のための国家試験に合格し、法曹実務家養成のための司法修習を経た弁護士です。行政不服申立ての代理権を弁護士以外に広く開放することは、国民の権利擁護が全うされません。
- 2 行政書士制度は、行政書士法第1条に定めるように、「行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資すること」を目的とするものであり（第1条）、そもそも国民の権利擁護の立場から行政に対峙してその非違を糾すことは想定していません（現に、行政書士の多くは、行政庁OBです）。そして、行政書士の業務範囲は、行政書士法第1条の2・第1条の3（後述）に規定するように、各種の行政関係書類の作成が主要業務であり、平成20年改正で導入された行政手続における聴聞等代理業務についても、弁護士法第72条に違反しないものに限って許容されるに過ぎません。行政不服申立ての代理人制度についても、この基本スタンスを変更することは立法の統一性を損なうものです。

特に、行政不服申立て制度は、国民が、行政機関の一定の処分等について、不服を申し立てる制度であって、これをどのように簡略な制度とするにしても、行政書士は都道府県知事の監督下にある（行政書士法第6章）、また、行政書士会は都道府県知事の、日本行政書士会連合会は総務大臣の監督下にあることから（行政書士法第18条の6）、このように行政庁の監督下にある行政書士に、行政庁に対する不服審査申立てに何らかの権限を付与することが相当でないことは明白です。

- 3 弁護士人口が大幅に増大し、弁護士が地域的にも領域的にも幅広く活動する人的基盤が形成されつつあるのですから、国民の行政不服申立ての権利を擁護するのは、弁護士の役割とするのが相当であり、行政書士をはじめとする職種に、行政不服申立ての代理権を広く付与することは、国民の利益に適わないものです。司法制度改革審議会の意見書が行政書士等の隣接法律専門職の活用を説いたのは、弁護士人口が1万人台にとどまっていた当時の状況をもとにして、応急的・限定的措置として述べたものに過ぎません。

わが国の法体系は、法律事務の取扱いを原則として弁護士に限定しているものであり（弁護士法第72条）、これを弁護士のエゴイズムであるとの偏狭な認

識にたつて改変するのは、わが国の将来を見誤るものといえます。

## 第2 弁護士法第72条について

### 1 立法趣旨

最大判昭和46年7月14日(刑集25巻5号690頁)「世上には、弁護士の資格もなく、何らの規律にも服しない者が、自らの利益のため、みだりに他人の法律事件に介入することを業とする例もないではなく、これを放置するときは、当事者その他の関係人の利益を損ね、法律生活の円滑な営みを妨げ、ひいては法律秩序を害することとなるので、かかる行為を禁圧するために設けられたものである」弁護士の権益擁護のための法律ではありません。

### 2 弁護士法第72条の解釈問題

適用対象が不相当に広がらないために、絞りをかける解釈が行われており、決して、無限定に非弁活動を取り締まっているわけではありません。

#### 一 罪説と二罪説

「報酬を得る目的を有すること」と「業とすること」は、法律事件に関する法律事務取扱い行為と法律事務取扱いの周旋行為の双方に必要なにつき、前掲最高裁昭和46年大法廷判決は、一罪説を採用し、縁故者が紛争解決に関与するとか、知人のために好意で弁護士を紹介するとかの社会生活上当然の相互扶助的協力行為と目される行為までも取り締まり対象にするものではありません。

#### 事件性

非弁護士の取扱いを禁止する「一般の法律事件」の意義につき、法律上の権利義務に関して争いや疑義がある案件または新たな権利義務関係の発生する案件をいう(東京高判昭和39年9月29日高刑集17巻6号597頁、札幌高判昭和46年11月30日刑裁月報3巻11号1456頁、広島高判平成4年3月6日判時1420号80頁等)とされ、「法律事務」につき、法律上の効果が発生、変更する事項を処理することをいう(前掲東京高判昭和39年9月29日)とされています。

この「一般の法律事件」に関する事件性必要説と不要説があります。

- a 必要説：事件というのにふさわしい程度に争いが成熟していることが必要とする考えです。「紛争性」必要説ともいえます。
- b 不要説：「事件性」というような曖昧な要件を持ち込むことは、立法経過を無視し、罪刑法定主義の精神に反するという考え方です。

c 法務省は、企業法務（会社法務部がグループ会社に対する有償法務サービスをすることの可否）に関して、事件性必要説を採用しています（於・法曹制度検討会）。

d 最判平成22年7月20日（判時2093号161頁）は、「交渉において解決しなければならない法的紛議が生ずることがほぼ不可避である案件に係るもの」は、「一般の法律事件」に該当するとしました。

これは、「事件性」の言葉に拘泥せず、法律事件の内実を吟味すべきことを指摘したものであり、法的紛議が生ずる高度の蓋然性があれば、一般の法律事件に該当するとしたものです。

3 ただし書 = 「この法律又は他の法律に別段の定めがある場合」

「他の法律」が加入されたのは、行政書士等の隣接法律専門職との整合性確保のためですが、弁護士法以外の法律で隣接法律専門職の権限を拡大していけば、それは弁護士法第72条ただし書の「他の法律に別段の定めがある場合」に該当し、許容されると解することはできません。弁護士法第72条本文の趣旨を没却する内容の「他の法律」を制定することは、わが国の法のあり方としてあり得ません。

### 第3 行政書士の権限と弁護士法第72条との関係

#### 1 基本的な考え方

行政書士法に定める行政書士の権限範囲を正しく解釈し、そこからはみ出るものについて、弁護士法第72条の射程範囲かどうかを検討します。

#### 2 行政書士法の権限に関する規定の構造

##### 第1条の2

行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類・・・その他権利義務または事実証明に関する書類・・・を作成することを業とする。

行政書士は、前項の書類の作成であっても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。

\* 「他の法律」には、弁護士法第72条を含みます。「書類」の範囲を拡張解釈することはできません。

##### 第1条の3

行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業務とすることができる。ただし、他の法律においてその業務

を行うことが制限されている事項については，この限りでない。

一 前条の規定により行政書士が作成することのできる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続および当該官公署に提出する書類に係る許認可等・・・に関して行われる聴聞または弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において当該官公署に対して行う行為（弁護士法72条に規定する法律事件に関する法律事務に該当するものを除く）について代理すること。

\* 行政書士は，聴聞等代理を，弁護士法第72条に違反しない範囲でできるに過ぎません。法文は，「事件性」を加味したような内容になっていますが，「事件性」の内実を吟味しないで導入することは，平成22年最高裁判決が示唆するように，避けなければならないといえます。

二 前条の規定により行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること。

\* 契約締結交渉の代理まで認めたものとは解されません。

三 前条の規定により行政書士が作成することができる書類の作成について相談に応ずること。

\* 「法律相談」に及ぶことはできません。

## 弁護士法における不服申立前置主義（審査請求制度）について

### 第1 総論

#### 1 不服申立前置主義及び裁決主義

弁護士法（以下「法」といいます。）の定めるところによれば，弁護士会による登録等の進達拒絶及び懲戒の各処分に対しては，日本弁護士連合会（以下「当連合会」といいます。）に対する行政不服審査法による審査請求をすることができますが（法第16条第1項，第61条第1項），上記の各処分に関しては，「これについての日本弁護士連合会の裁決に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる」ものとされています（法第16条第3項，第61条第2項）。すなわち，上記の各処分に対する不服申立ては，当連合会に対する審査請求を経なければならず（不服申立前置主義の採用），審査請求を経た後も，原処分の取消訴訟を提起することはできず，当連合会の裁決の取消訴訟のみが許されています（裁決主義の採用）。

#### 2 弁護士自治との関係

(1) 法が上記各処分について不服申立前置主義及び裁決主義を採用したのは，弁護士自治を尊重する趣旨であると言えます。

すなわち，我が国においては，弁護士を構成員とする団体として，弁護士会及び当連合会の設立が認められているところ（法第31条，第32条，第45条），弁護士会及び当連合会は，構成員の総意に基づいて自ら規範を定立して団体内部の事項を規律する等の自律権能が与えられています（法第33条，第46条）。また，弁護士となるには当連合会に備えた弁護士名簿に登録されなければならず，当連合会及びいずれかの弁護士会に所属して，その会員とならなければならないものとされています（法第8条、第9条）。弁護士となろうとする者は，弁護士会を経由して当連合会に対し弁護士名簿への登録を請求するものとされていますが（同条），これに関し，弁護士会は登録請求の進達の拒絶権を，当連合会は登録の拒絶権を与えられています（法第12条，第15条）。また，弁護士会及び当連合会には，その会員である弁護士を指導監督する権限が与えられ（法第31条第1項，第45条第2項），会員に弁護士としての品位を失うべき非行があったときは，当該会員を懲戒する権限が与えられています（法第56条第2項，第60条第1項）。

(2) このように，我が国においては，当連合会によって弁護士名簿に登録され

なければ弁護士となることができず、また、弁護士となった後は、弁護士会及び当連合会による監督を受ける制度が採用されており、弁護士という資格の付与及び弁護士に対する監督は、国家機関ではなく弁護士会及び当連合会という弁護士の自治団体に与えられています。このような制度が採用された理由は、主として、弁護士の職責が、基本的人権の擁護を使命とする（法第1条第1項）という点にあります。すなわち、基本的人権は国民の国家に対する権利であり、これを侵害する者は国家であることから、基本的人権を擁護すべき弁護士は、その職責を全うするためには、時に国家と対峙することが必然的に求められるということです。そして、この点については、弁護士名簿の管理及び弁護士に対する監督権限が国家に留保されていた戦前の歴史への反省に立っている点を看過することはできません。

- (3) そして、そのような弁護士自治を尊重するため、登録等の進達拒絶及び懲戒についての前記の各処分については、不服申立前置主義及び裁決主義が採用されているといえます。

いわゆる自由選択主義を採用して弁護士会による進達拒絶処分に対して処分の取消しの訴えを提起できるものとする、進達拒絶処分に対し、当連合会に対しては行政不服審査法による審査請求をなすことができるとともに、当該処分の取消訴訟も併せて提起することが可能となりますが、これでは裁判所における判断と当連合会における判断とで矛盾抵触が生じる可能性があるばかりか、行政事件訴訟法第8条第3項が存在するとしても、裁判所が当連合会の裁決に先立って進達拒絶処分の法適合性を判断するときは、当連合会が有している弁護士名簿への登録の可否を判断する権限を損なうこととなります。

また、弁護士会の懲戒処分について取消訴訟の提起を認めると、同様に裁判所と当連合会とで判断が矛盾抵触する可能性があるばかりか、裁判所が当連合会の裁決に先立って懲戒処分の法適合性を判断するときは、当連合会に付与されている弁護士に対する終局的な懲戒権を損なうこととなります。

したがって、登録等の進達拒絶及び懲戒についての前記の各処分については、弁護士自治を尊重するため、不服申立前置主義及び裁決主義が不可欠であるといえます。

- (4) 以上から、我が国においては、国民の基本的人権の保障を実行あらしめるために弁護士自治が制度上認められているところ、本件各処分についていわゆる自由選択主義を採用すること（現行の不服申立前置主義及び裁決主義を放棄すること）は、弁護士自治を後退させ、その危機をもたらすものであり、

ひいては国民の基本的人権の保障にとって看過すべからざる状況につながるものと考えます。

### 3 専門的かつ柔軟な判断の確保等

他方、不服申立前置主義を採用して上記の各処分についてはまず当連合会の資格審査会又は懲戒委員会において審査するものとした場合、弁護士又はその業務についてのあり方、倫理等について知悉した機関として、実情に則した専門的な判断が可能であり、かつ、一定の裁量を有することから、処分の当否にわたる柔軟な判断を受けることが可能です。この点、裁判所においては、処分の当否に踏み込んだ判断ができないことから、むしろ国民（弁護士となろうとする者及び弁護士）の権利保障に厚いということが出来ます。また、登録要件及び非行該当性についての統一的判断が可能となるので、国民にとっての予測可能性も向上するということが出来ます。

### 4 一審代置機能があること

以上とは別に、法は、裁決の取消しの訴えを東京高等裁判所の専属管轄に属せしめ、二審制を採用していますが、このことは、当連合会における審査手続に一審代置機能があることを当然の前提としているものと解されます。後述するように、当連合会の資格審査会及び懲戒委員会は、弁護士以外の委員をも構成員とする独立委員会であり、処分の相手方には手続的権利が保障されていますので、準司法的手続として一審代置機能があるということが出来ます。

以上の検討を踏まえて、以下、登録制度における場合と、懲戒制度における場合とを分けて検討します。

## 第2 登録制度における不服申立前置主義及び裁決主義

- 1 前述したように弁護士会による登録等の進達拒絶処分に不服がある者（弁護士となろうとする者又は登録換えをしようとする弁護士）は、当連合会に対する審査請求をなし、これに対する当連合会の裁決を待って、さらに不服があれば裁決の取消しの訴えを提起することとなります。すなわち、この場面においては不服申立前置主義及び裁決主義が採用されています。

このような制度が採用されているのは弁護士自治を尊重する趣旨であることは前述したとおりですが、さらに次の点を指摘することが出来ます。

すなわち、弁護士名簿への登録の可否の判断は、全国共通である弁護士とい

う身分を取得させてよいかどうかという判断であって、国内において統一的になされる必要があります。したがって、弁護士名簿の管理に関し全責任を負っている当連合会においては、登録等の進達拒絶処分について不服申立前置主義及び裁決主義が採用されることは必要不可欠であり、また当然のことということが出来ます(福原忠雄「増補弁護士法(特別法コンメンタール)」(第一法規,平成2年)109頁)。なお、弁護士自治を前提としても、弁護士会に進達拒絶権を付与することなく、すべからく当連合会が登録等の可否を判断するという立法政策もあり得ますが、弁護士は、結局、いずれかの弁護士会に所属して職務を行うのであり、弁護士に対する監督は第1次的には弁護士会によって行われることとなりますから、弁護士の活動に最も密接な関係を有することとなる希望所属先の弁護士会が登録等の請求の進達を拒絶できることとするのは、不服申立てによる是正の道が確保されている以上、合理的なものということが出来ます。

2 次に当連合会の資格審査会における審査が一審代置機能を有することについては、次のとおりです。

(1) まず、一般的に、「裁判に準ずる手続」とは、公開の口頭審理の機会の保障、事実認定が手続に現れた証拠によってのみなされること、行政不服審査手続の一部が行政委員会とは別の職員によって行われることがあること等がその要素として指摘されており(塩野宏「行政法 行政救済法」(有斐閣,第4版,2005年)42頁)、裁断機関の独立性及び中立性が挙げられることもあります(大貫裕之「「準」司法手続に関する覚書」ジュリスト1352号31頁)。

(2) 以上の点について、当連合会の資格審査会の手続を見ると、法は、当連合会の資格審査会は当連合会の請求を待って審査を行う受動的な独立の機関であること(法第51条第2項)、弁護士、裁判官、検察官及び学識経験のある者の4者によって構成される透明性のある中立の機関であること(法第52条)、審査に関し必要があるときは、当事者、関係人及び官公署その他に対して陳述、説明又は資料の提出を求めることができること(法第55条第1項)、当事者に対する防御権行使の機会の付与(同条第2項)等を規定し、さらに、法第33条第2項第4号に基づき制定されている当連合会の会則第67条第2項は定足数を規定し、同じく資格審査手続規程(会規第21号)は、資格審査会の手続に関し、委員の除斥(同規程第2条)、忌避(同規程第3条)、回避(同規程第4条)、代理人選任権(同規程第8条)、証拠書類

等の提出権（同規程第10条）、当事者の審尋（同規程第15条）、当事者の出席権等（同規程第16条）、文書の送達（同規程第21条）、記録の閲覧権等（同規程第22条）等を規定しており、公開の口頭審理はなされないものの、厳格な準司法的手続であると認められるものと解されます（福原・前掲112頁も、「（資格審査会の手続は）その機構と手続において準司法的機能を一応果たしているものと認められ」としています。）

### 3 法第14条の異議の申出について

なお、法第14条は、法第13条の規定により所属弁護士会から登録取消しの請求をされた者が当連合会に対して異議の申出をすることを認め、当連合会の資格審査会の議を経てこの異議の申出を棄却された場合に、法第16条第1項の規定による出訴ができることとされています。この制度は、法第12条の登録等の進達の拒絶権限を実質的に補完する制度であるといえますので、登録の進達拒絶に対する審査請求の前置と同様、登録に関する最終的権限を有する当連合会の判断を経てからのみ裁判所に出訴し得ると解すべきものであって、法第14条の異議の申出制度についても、現行の制度を改廃する余地はないものというべきです。

## 第3 懲戒制度における不服申立前置及び裁決主義

1 次に、懲戒制度における不服申立前置主義及び裁決主義（法第61条第1項）について検討します。自治的懲戒制度が弁護士自治の根幹をなすものであるところ、懲戒制度において不服申立前置及び裁決主義が採用されているのは、弁護士自治を尊重する趣旨であることについては前述したとおりですが、さらに次の点を指摘できます。

- (1) そもそも弁護士は、国民の基本的な人権を擁護し、社会正義を実現するという重大な使命を有するところ（法第1条）、この高度な職責を果たすために、弁護士には高度の知識と深い教養の保持、高い品性の陶冶が要求され（法第2条）、職業としての倫理の確立も必要とされています。弁護士がこのようなものであるからこそ、弁護士にはおよそ全ての法律事務の処理という広範な職務が与えられています（法第3条）。
- (2) 上記の弁護士の使命と職務を全うし、社会の弁護士に対する信頼を維持し、向上させるためには、弁護士会及び当連合会により、弁護士に対する指導監督が適切に行われなければなりません。

その指導監督のあり方について、判例は、次のように言います。

「弁護士に対する所属弁護士会及び上告人（注：当連合会）（以下、両者を含む意味で「弁護士会」という。）による懲戒の制度は、弁護士会の自主性や自立性を重んじ、弁護士会の弁護士に対する指導監督作用の一環として設けられたものである。また、懲戒の可否、程度等の判断においては、懲戒事由の内容、被害の有無や程度、これに対する社会的評価、被処分者に与える影響、弁護士の使命の重要性、職務の社会性等の諸般の事情を総合的に考慮することが必要である。したがって、ある事実関係が『品位を失うべき非行』といった弁護士に対する懲戒事由に該当するかどうか、また、該当するとした場合に懲戒するか否か、懲戒するとしてどのような処分を選択するかについては、弁護士会の合理的な裁量にゆだねられているものと解され、弁護士会の裁量権の行使としての懲戒処分は、全く事実の基礎を欠くか、又は社会通念上著しく妥当性を欠き、裁量権の範囲を超え又は裁量権を濫用してされたと認められる場合に限り、違法となるというべきである」（最判平18・9・14判タ1225号166頁）。

- (3) すなわち、弁護士会及び当連合会は、弁護士を懲戒すべきかどうか、懲戒するとしてどのような処分とするかについて、合理的な裁量によって判断するものであるのに対し、裁判所は、弁護士会又は当連合会の判断に裁量の逸脱又は濫用があったかどうかだけを判断するものであるということです。

したがって、弁護士会によって懲戒処分がされた場合に、被懲戒者が裁判所に出訴できるとしても、裁判所の判断の対象は非常に限られたものであって、裁量の逸脱又は濫用が認められない限り、請求は棄却され、不服申立てはその目的を達しないこととなりますが、一方、当連合会に対して審査請求を行った場合、当連合会は、その懲戒委員会の判断により、弁護士会の裁量判断の当否についても判断でき、したがって、処分の取消しはもちろん、例えば情状の判断も十分に踏まえるなどして、当該懲戒処分を適当と認める重さのものに軽く変更することもできる等の柔軟な対応が可能です。

- 2 また、弁護士の懲戒制度は、懲戒請求者による異議の申出（法第64条）における当連合会の審査、法第60条による当連合会による独自の懲戒手続の制度等が複雑に絡み合っており、審査請求の制度のみ割愛することを可能とするように変更する場合には、バランスを失うこととなることも明白です。弁護士自治との関係から、懲戒請求者に対して出訴権が認められないことは明らかですが（その代わりに、弁護士懲戒制度の透明性を確保するため、綱紀審査会

の制度が設けられています。), 弁護士会の懲戒処分に対して直ちに出訴できるとすると, その処分が除名でない限り, 懲戒請求者は当連合会に対して異議の申出ができますから, 一方では裁判所で判断がなされ, 一方では当連合会において異議の申出の当否について判断がされることとなり, 統一的な判断をすることが極めて困難となります。懲戒手続についても, それが弁護士の身分に関わる重要事項であることから, 当連合会によって統一的な判断がなされるべきものであることは明らかですから, それを不能とするような制度改変が許されないことは明らかです。

3 以上の検討から, 弁護士懲戒手続においても, 当連合会による審査請求の手続を除外することはあり得ないことと考えます。

4 準司法機関性についての要件は前述のとおりですが, 法は, 懲戒委員会が受動的な独立の機関であること(弁護士法第65条第2項), 弁護士, 裁判官, 検察官及び学識経験のある者の4者によって構成される透明性ある中立の機関であること(法第66条の2), 調査権限(法第67条第3項), 対象弁護士等に対する防御権行使の機会の付与(同条第1項・第2項)等を規定し, また, 行政不服審査法第1条第2項, 法第33条第2項第8号に基づき制定されている当連合会の会則第69条の3第1項が定足数を規定し, 同じく当連合会の懲戒委員会及び懲戒手続に関する規程(会規第59号)は, 懲戒委員会の手続に関し, 委員の除斥(同規程第3条), 忌避(同規程第4条), 回避(同規程第5条), 文書の送達(同規程第14条), 代理人選任権(同規程第16条), 対象弁護士等の出席権等(同規程第20条), 証拠書類等の提出権(同規程第23条), 対象弁護士等の審尋等(同規程第25条), 記録の閲覧権等(同規程第41条)等を規定しており, さらに, 対象弁護士等の請求があったときは, 対象弁護士等の審尋期日を公開することも規定しており, 一定限度で公開が保障されているので(同規程第21条第2項), いっそう厳格な準司法手続であると認められます。

### 第3 結語

以上から, 当連合会における, 弁護士の登録請求又は登録換え請求についての弁護士会の進達拒絶に対する審査請求の制度(法第14条の異議の申出の制度を含む。)及び弁護士会の懲戒処分に対する審査請求の制度は, 基本的人権の保障を實行あらしめる弁護士自治の制度の維持のために必要不可欠な制度であり, そ

して、それにふさわしい一審代置機能も有していることから、その意味を実質的に失わせるような改変は不要であり、かつ、許されないものといえます。

## 日弁連・行政不服審査制度に関する改正案

## (行政活動是正請求法案(仮称))

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この法律は、広く違法又は不当な行政活動に対する不服申立てのみちを開くことによって、簡易迅速な手続により国民の権利利益を擁護すること及び行政の適正な運営を確保することを目的とする。

## 【説明】

改正法は広く行政活動(第3条)を不服申立ての対象として認める。司法審査とは異なり、不当性についても審査を行う。また、行政不服審査制度に権利利益の救済にとどまらず、意見の申出(第6章)に至るまで幅広い行政活動に対する是正機能を持たせることから権利利益の「擁護」とした。国民の権利利益の擁護と行政の適正性の確保の2つが本法の目的である。

## (定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 行政機関 次に掲げる機関をいう。

イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法(平成11年法律第89号)第49条第1項若しくは第2項に規定する機関、国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項に規定する機関、会計検査院若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法律上独立に権限を行使することを認められた職員

ロ 地方公共団体の機関

二 処分庁 第3条の行政活動を行った又は行うべき行政庁、行政機関、国又は公共団体をいう。

三 行政審査院 第54条に定める中央行政審査院及び第55条に定める地方行政審査院をいう。

## 【説明】

改正法の用語として、「行政機関」、「処分庁」及び「行政審査院」について定義した規定である。

## (不服申立てができる行政活動)

第3条 この法律により不服申立てができる行政活動は、次のとおりである。

一 行政庁の処分又は処分権限の不行使その他公権力の行使に当たる行為(この法律による不服申立手続上の処分及び行政審査院の諮問を経てされた処分を除く。)

二 行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第8号に定める命令等のうち別に法律で定めるもの

三 行政機関、国又は公共団体が用いる計画のうち別に法律で定めるもの

- 四 行政手続法第2条第6号に規定する行政指導のうち書面によりされたもの（求めにより書面が交付された場合を含む。）又は同法第35条第2項（地方公共団体における行政指導にあつては、当該地方公共団体の条例又は規則におけるこれに準ずる規定）により行政指導に関する書面の交付を求められたにもかかわらず当該行政指導に携わる者がこれを交付しない不作為
- 五 行政上の強制執行及び即時執行
- 六 行政機関、国又は公共団体が遵守すべき規範が定められている行政上の契約又はその準備行為
- 七 行政調査、事実の公表、公共工事その他国民の権利利益を害するおそれのある行政機関、国又は公共団体の行政活動
- 2 前項の行政活動に関する不服申立てについては、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

【説明】

処分その他公権力の行使はもちろん、国民の権利利益を害するおそれのある一切の行政活動を不服申立ての対象として認める。本条はその例示列举である。命令等及び行政計画についても不服申立ての対象とすべき場合があると考えられるが、個別法に委ねるものとした。なお、ダムや道路建設などの公共工事については本条第1項第7号で対象となりうるが、本来的には行政計画についての手続法、不服申立て手続が個別に定められることが望ましい。

また、行政上の契約及び準備行為に関して、政府調達苦情処理のような閣議決定による制度との関係が問題となるが、法律上の制度ではない政府調達苦情処理と本法による是正請求とは並存することになる。政府調達契約の特質を考慮して、是正請求との並存を避ける必要があるというのであれば、閣議決定にとどまる苦情処理制度を法律上の制度とし、第4条第1項により適用除外規定を設けるようにしなければならない。個別的に検討をすべき事項である。

この点、行政活動に対する是正請求に対する応答（裁決）すべてに処分性が認められるとすれば、實際上、是正請求の対象となる行政活動の違法性を巡る紛争が、裁決固有の瑕疵を争う取消訴訟等の形で司法審査の場に出されることとなる。本来、行政事件訴訟法も訴訟対象を拡大し、広く行政活動に対する司法審査を及ぼすべきであるが、現行法はそうになっていない。行訴法があるべき姿とされるまでの過渡的対応としては、是正請求に対する応答（裁決）すべてに処分性を認めるのではなく、別に法律で定める場合のほか、さしあたり処分性を有する行政活動に対する是正請求についてなされる裁決についてのみ抗告訴訟を認めるものとした（第43条2項）。

（処分についての不服申立てに関する適用除外）

- 第4条 他の法律にこの法律による不服申立てをすることができない旨の定めがある行政活動については、この法律による不服申立てをすることはできない。
- 2 前項の規定は、別に法令で当該行政活動の性質に応じた不服申立ての制度を設けることを妨げない。
- 3 他の法令で不服申立ての制度を定める場合においては、本法で定めた不服申立人の手続上の権利に関する規定に十分配慮しなければならない。

## 【説明】

適用除外については個別法に委ねるものとした。個別法令で固有の不服申立制度を定めることは可能であるが、その場合にも、基本法である本法が定めた不服申立人の手続上の権利を否定するような制度は許されない。個別法令において固有の不服申立手続が設けられている場合であっても、本法による不服申立を並存的に認めるべきであるとする有力な意見もあったが、第3項を設けることとした。

個別法令で定められている不服申立制度を維持する場合には、全面的な適用除外規定をおくか、第3条第2項の特別規定を設けることになる。

## 第2章 不服申立ての手続

### 第1節 請求人等

#### (不服申立人適格)

**第5条 第3条に定める行政活動に不服がある者は、是正請求により、行政活動の全部又は一部について必要な是正措置をとるよう求めることができる。**

**2 前項の不服申立人適格を有する者は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第9条の規定により抗告訴訟の原告適格を有する者に限られない。**

**3 行政審査院は、事案の重要性に鑑みて、第1条の目的に照らし必要と認めるときは、不服申立人適格を有しない者の是正請求に対する審理をすることができる。**

## 【説明】

いわゆる主婦連ジュース判決（最判昭和53年3月14日民集32巻2号211頁）以来、裁判所は、不服申立人適格の範囲を抗告訴訟の原告適格の範囲と同様に解している。しかし、行政不服審査制度の趣旨及び現行法の文言からも本来そのように解されるべきものではなく、不服申立人適格は、抗告訴訟の原告適格とはイコールではない。

不服申立人適格に関する条文については、本条第1項として、「不服申立ができる行政活動により自己の権利利益を害されるおそれ（公益の保護を通して保護される自己の権利利益を害されるおそれがある場合を含む）がある者」とする案、本条第2項として「前項の不服申立人適格を有する者には、不服申立ができる行政活動により間接的に自己の権利利益を害される者を含む。」とする案など日弁連内でも色々な意見があった。

第3項は、不服申立人適格がないと考えられる場合であっても、行政不服審査制度の自己反省機能から、行政審査院のイニシアティブによる審理を認めた。権力分立の問題が生じない行政不服審査制度においては、原告適格による紛争の選別にコストをかけるべきではなく、柔軟な運用がされることが望ましい。行政には中立性、第三者性も要求されるが、違法不当な処分を是正する自己反省機能が任意の判断として優先されることになる。第3項の運用を巡る紛争については判例・学説に委ねられるが、第3項の恩恵的措置を得ることが出来なかったことを理由として司法審査を求めることまでは消極的に解されよう。

(総代)

**第6条 多数人が共同して不服申立てをしようとするときは、3人をこえない総代を互選することができる。**

**2 その他総代による不服申立てについては、行政審査院規則の定めるところによる。**

【説明】

現行法第11条を整理したものである。

(代理人による不服申立て)

**第7条 不服申立ては、代理人によってすることができる。**

**2 代理人は、各自、請求人のために、当該不服申立てに関する一切の行為をすることができる。ただし、不服申立ての取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。**

**3 その他代理人による不服申立てについては、行政審査院規則の定めるところによる。**

【説明】

現行法第12条を整理したものである。

## 第2節 不服申立ての手続

(再考の申立て)

**第8条 請求人は、是正請求の申立てに当たり、書面又は口頭により、再考の申立てをすることができる。**

【説明】

再考の申立ては異議申立てに相当する制度である。簡易迅速な手続であり、常にすることができる。行政活動の理由を明らかにするなどのためにも利用することが可能である。処分庁には応答義務がある(第9条)。再考の申立ては任意であり、これがされない場合は処分庁に応答義務はない。

(再考の申立てに対する応答)

**第9条 適法な是正請求に付随して再考の申立てがされた場合、処分庁は申立てのあった日から20日以内に、再考の結果を請求人に書面で通知しなければならない。**

**2 処分庁は、再考の申立てを認容する場合を除き、再考の結果を通知するにあたり、認容できない理由を書面に具体的に記載しなければならない。**

【説明】

再考の申立てについては、処分庁の書面による応答義務があり、申立てを認容する場合を除き、理由を付して再考の結果を通知しなければならない。再考に応じない場合には、行政審査院への諮問が義務付けられる(第18条第1項、第2項)。処分庁は、20日以内に再考するか、諮問するかを選択することになる。

(是正請求期間)

**第10条 是正請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月を経過し**

たとき又は処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 処分庁は、相当と認めるときは、前項の規定にかかわらず、是正請求について行政審査院への諮問をすることができる。この場合、是正請求は適法にされたものとみなす。
- 3 是正請求を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第9号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で提出した場合における第1項の期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。

【説明】

現行法の審査請求期間は60日であるが、是正請求期間を行政事件訴訟法の出訴期間にそろえて6ヶ月とする。ただし、第1項は、行政不服審査制度は行政の自己反省機能を有するから、是正請求期間を過ぎても、相当と認めるときは是正請求について諮問することを認める。第5条第3項と同趣旨の規定である。

行政調査のように短時間で完了してしまう行政活動については、たとえ是正請求期間内であっても、是正請求の利益がないとされることになり、国家賠償請求の問題となろう。もっとも、同種の行政調査が繰り返されるような場合については是正請求の利益が認められよう。

（是正請求の方式）

第11条 是正請求は、処分庁に対し、是正請求書を提出して、又は口頭の申立てにより行う。

【説明】

国民の便宜を考慮し、是正請求は、書面によるほか、口頭によってもすることができる（第12条、第13条）。

（是正請求書の記載事項）

第12条 是正請求書には、行政審査院規則に定めるほか、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 請求人の氏名又は名称並びに住所
  - 二 是正請求に係る行政活動の内容
  - 三 是正請求に係る行政活動があつたことを知った年月日
  - 四 是正請求の趣旨及び理由
  - 五 処分がされている場合は、処分庁の教示の有無及びその内容
  - 六 是正請求の年月日
  - 七 是正請求に付随して再考の申立てを行うときはその旨
  - 八 審理の方式に関する希望
  - 九 中央行政審査院への諮問がされる場合には審理を希望する行政審査院の支部
- 2 是正請求書は、正本及び副本を各1通提出しなければならない。
  - 3 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して是正請求がされた場合には、是正請求書の正本及び副本各1通が提出された

ものとみなす。

- 4 前項に規定する場合において、当該是正請求に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）については、是正請求書の正本又は副本とみなす。
- 5 是正請求書には、是正請求人（是正請求人が法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によっては是正請求をするときは代理人）が押印しなければならない。

【説明】

是正請求書の記載事項等を定めた規定である。現行法とは異なり年齢は記載不要であり、第1項第7号ないし第9号を追加した。

（口頭による是正請求等）

- 第13条 口頭で是正請求をするときは、前条に規定する事項を処分庁の職員に面前又は電話によって陳述しなければならない。
- 2 前項の場合においては、陳述を受けた職員は、その陳述の内容を録取し（以下「是正請求録取書」という。）、これを請求人に説明して誤りのないことを確認しなければならない。
- 3 前2項の規定は、再考の申立てに準用する。

【説明】

口頭による場合の是正請求の方法である。正確を期すために、処分庁の職員は、陳述内容を請求人に説明して誤りのないことを確認することになる。

（是正請求の変更）

- 第14条 行政審査院は、請求人の申立てにより、請求の基礎に変更がない限り、処分庁に対する答申をするまで、請求の趣旨又は請求の理由を変更することができる。ただし、これにより著しく審理手続を遅滞させることとなるときは、この限りでない。
- 2 行政審査院は、請求人の申立てにより、相当と認めるときは、是正請求の基礎となる事実に変更がない限り、処分庁に対する答申をするまで、是正請求に係る行政活動を変更することができる。
- 3 前項の場合においては、当初から変更後の行政活動に対する是正請求がされたものとみなす。

【説明】

是正請求後も請求の基礎に変更がない限り、請求の趣旨又は理由を変更することが認められる（第1項）。

また、是正請求の対象となる行政活動についても、是正請求の基礎となる事実に変更がない限り、答申がされるまでは、変更することが認められる（第2項）。現行法のもとでは、例えば建築確認の取消を求める審査請求において、建築確認が変更されると新たに審査請求をする必要が生じるが、同一の建築計画に対する是正請求であれば、是正請求の対象を変更することを認めることとし、実効的かつ効率的な不服申立制度とするものである。

処分について取消訴訟を提起する場合の出訴期間の起算点を考慮し、第3項の規定を置いた。

(誤った教示があった場合の救済)

第15条 処分庁が是正請求の申立先を誤って教示した場合において、その教示された申立先に是正請求書が提出され、もしくは口頭による是正請求が為されたときは、当該申立先は、すみやかに、是正請求書の正本及び副本又は是正請求録取書を処分庁に送付し、かつ、その旨を請求人に通知しなければならない。

2 前項の規定により是正請求書の正本及び副本又は是正請求録取書が処分庁に送付されたときは、はじめから処分庁に是正請求がされたものとみなす。

3 処分庁が誤って法定の期間よりも長い期間を不服申立期間として教示した場合において、その教示された期間内に是正請求がされたときは、当該是正請求は、法定の是正請求期間内にされたものとみなす。

【説明】

現行法第18条、第19条の規定を整理したものである。

(是正請求の補正)

第16条 是正請求に不備があった場合でも補正することができるときは、処分庁又は行政審査院は、相当の期間を定めて、その補正を命じなければならない。

【説明】

是正請求に不備がある場合には、処分庁又は行政審査院が補正を命ずべきものとした規定である。

### 第3節 審理手続

#### 第1款 行政審査院への諮問

(是正請求が明らかに不適法な場合)

第17条 是正請求期間後に為された是正請求又は補正を命じた期間内に補正が為されなかった場合その他是正請求が明らかに不適法な場合は、処分庁は行政審査院への諮問をせずには是正請求を却下することができる。

2 前項の場合、請求人は、行政審査院に対し異議の申出をすることができる。

3 行政審査院は、前項の異議の申出に対し、速やかに決定し、請求人及び処分庁に書面により通知する。

4 行政審査院は、前項の異議の申出に理由があると認めるときは、第1項の却下決定を取り消さなければならない。

5 前項の場合、是正請求は適法にされたものとみなす。

【説明】

処分庁及び行政審査院の負担軽減を図る趣旨から、是正請求が明らかに不適法な場合には、処分庁は是正請求を却下できるものとした。現行法とは異なり是正請求の対象を広くすることから、苦情処理に近いものまで是正請求として請求されることも考えられ、適切な交通整理を認める趣旨である。

却下について不服がある請求人は、行政審査院に対し異議の申立てをすることができ、行政審査院が異議に理由があると判断したときは、是正請求は適法にされたものとみなさ

れる。行政審査院が異議の申出を認めない場合には、行政不服審査制度では救済方法は無く、司法審査を求めることになる。

**(行政審査院への諮問)**

- 第18条** 処分庁は、是正請求があったときは、行政審査院に諮問しなければならない。ただし、処分庁が再考により是正請求を認容した場合はこの限りでない。
- 2 前項の規定による行政審査院への諮問は、是正請求がされた日から20日以内に行なければならない。
- 3 第1項の規定により諮問をした処分庁は、請求人に対し、諮問した旨を通知しなければならない。
- 4 処分庁は、諮問にあたり、是正請求書又は是正請求録取書の正本、是正請求に係る行政活動を行った理由、是正請求の理由に対する処分庁の弁明を記載した書面(以下「弁明書」という。)及び当該行政活動をする根拠となったすべての資料(諮問までの間に請求人が提出した資料を含む。)並びにその資料の目録を作成して(以下「資料目録」という。)提出しなければならない。
- 5 前項の弁明書並びに資料目録は正副2通提出しなければならない。
- 6 処分庁から諮問があった場合、行政審査院は、ただちに弁明書並びに資料目録の副本を請求人に送付しなければならない。

**【説明】**

処分庁は、是正請求がされたときは、それが明らかに不適法なものである場合を除き、第三者機関である行政審査院への諮問が義務付けられる。本条は、諮問の際に処分庁がとるべき手続、提出すべき書類等を規定したものである。

**(所管)**

- 第19条** 前条の諮問は、法律で特別に定める場合を除き、国又はその機関がする行政活動にあっては中央行政審査院に、地方公共団体又はその機関がする行政活動にあっては地方行政審査院に諮問しなければならない。
- 2 処分庁が国または地方公共団体に所属しない場合には、法律で特別に定める場合を除き、処分庁は、当該処分庁の事務が国に属する場合には中央行政審査院に、当該処分庁の事務が地方公共団体に属する場合には地方行政審査院に諮問しなければならない。

**【説明】**

国レベルの行政活動については中央行政審査院に対し諮問がされるが、審理は請求人の所在地の支部において行われる。地方レベルの行政活動については、地方行政審査院へ諮問が行われる。地方行政審査院については、各市町村は自らの行政審査院を設置するか、共同して設置するか、都道府県レベルの行政審査院を利用するか、のいずれかによることになる。

国または公共団体に所属しない処分庁については、事務の帰属により所管が決定される。

国レベルの行政活動について分野横断的な第三者的機関を設けることについては、内閣法3条に定める分担管理原則との整合性を図る必要があるのではないかという議論がある。しかし、内閣は本来行政権の行使については広く権限を与えられているものであるから、内閣の所轄の下に第三者的機関である中央行政審査院を設置して諮問をさせることにした

ものである。

**(利害関係人の参加)**

**第20条** 是正請求の結果について利害関係を有する者(以下「利害関係人」という。)は、行政審査院に対して参加の申立てを行い、その許可を得て、参加人として当該是正請求の審理に参加することができる。

2 行政審査院は、必要があると認めるときは、利害関係人に対し、参加人として当該是正請求の審理に参加することを求めることができる。

**【説明】**

現行法第24条に相当する規定である。ただし、参加人の地位は現行法よりも強化されている。

**第二款 審理**

**(行政審査院における審理の方式)**

**第21条** 是正請求の審理は、公開による口頭審理による。

2 諮問された行政審査院は、公開による審理が適切でないとき、申立てまたは職権により審理を非公開とすることができる。

3 請求人は、申立てにより書面による審理を求めることができる。

**【説明】**

書面審理のほうが審理の簡略化・簡易迅速性に資するといえるが、公正な審理の保障という点からは公開口頭審理が望ましい。手続保障は審理の公開により担保される。しかし審理の簡略化・簡易迅速性も公正な審理の保障もいずれも国民の権利利益救済のための要請である。

そこで、公開による口頭審理を原則とした上で、一定の場合に非公開とできるものとし、さらに、請求人が口頭審理を希望しない場合には書面審理によるものとした。

**(審理機関)**

**第22条** 中央行政審査院における審理は、請求人の住所地を管轄する中央行政審査院の支部において行う。

**【説明】**

中央行政審査院への諮問が行われる場合には、請求人のアクセスを考慮し、請求人の所在地を管轄する支部にて審理をするものとした。

**(審理担当者)**

**第23条** 行政審査院における審理は、単独の審理官が行う。

2 行政審査院は、当該行政活動により請求人が重大な権利利益の侵害を被る場合、または是正請求の理由が審査基準、処分基準等の通達その他法令の適用・解釈に関わるものである場合その他行政審査院規則で定める場合には、3名の審理官の合議による審理をすることができる。

**【説明】**

行政審査院における審理は行政法審判官の資格を有し、本法による身分保障を受ける審理官により行われる。しかし、一定の重要な案件については3名の合議による審理が行われる。なお、日弁連内では、諮問機関としての性格から、原則として合議の審理によるべきとする有力な意見もあった。

**(職権探知)**

**第24条** 行政審査院は、請求人又は参加人のために、請求人及び参加人が主張しない事実をしん酌し、かつ、職権で調査をすることができる。この場合においては、行政審査院は、その事実および調査の結果について請求人、参加人及び処分庁の意見を聞かなければならない。

**【説明】**

手続に不慣れた国民に対する後見的役割を果たし、不服申立制度の自己反省機能を強化すべく、職権探知の規定を置いた。人事訴訟法第20条の規定を参照したものである。ただし、請求人又は参加人と処分庁との対等性の観点から、片面的な制度とした。

**(行政審査院の調査権限)**

**第25条** 行政審査院は、処分庁、請求人又は参加人の申立て若しくは職権により次の各号に定める調査を行うことができる。

一 処分庁、請求人及び参加人から提出された資料の取調べ

二 鑑定

三 検証

四 参考人からの事情聴取

五 請求人、参加人、処分庁及びその関係職員からの事情聴取

2 行政審査院は、必要と認めるときは、請求人又は参加人の申立て又は職権により、処分庁その他関係行政機関に対し、審理に必要な事項の調査をするよう命ずることができる。

3 第1項第3号の検証をするに当たっては、請求人、参加人及び処分庁に日時場所を通知して立会いの機会を与えなければならない。

4 第1項第4号及び第5号の事情聴取は、口頭審理を行う場合においては、口頭審理の場で行う。この場合、請求人、参加人又は処分庁は、口頭審理に出席した者に対し、必要な質問をすることができる。

5 処分庁は、口頭審理においては是正請求に係る行政活動の担当者を出席させなければならない。

**【説明】**

行政不服審査制度においては、分野に応じて、簡易迅速な不服審査制度とは別に、行政審査院がその独立性を高めつつ、職権探知主義に基づき、職権証拠調べを積極的に行う制度を確立することも求められる。

そこで、第1項において処分庁、請求人、参加人のいずれかの申出による調査とともに、行政審査院の職権による調査も規定した。

また、行政審査院に対し、第2項において処分庁等に対する調査命令権限を与えた。

さらに、請求人等の攻撃防御権を充実させるため、第3項において検証への立会いの機会を保障し、第4項において第1項第4号及び第5号の調査の際の質問権を認めている。

第5項において口頭審理を実質的なものとするために、責任ある担当職員の出席を要求している。

**(資料提出要求権)**

**第26条** 行政審査院は、処分庁、関係行政機関、請求人、参加人その他の者に対し、申立て又は職権により、相当の期間を定めて、審理に必要な資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により資料の提出を求められた処分庁又は関係行政機関は、正当な理由がある場合を除き、資料の提出を拒否することができない。

**【説明】**

行政審査院は関係者に対し資料提出要求権を有する。処分庁又は関係行政機関は、正当な理由がない限り要求を拒むことはできない。資料提出要求は、紛争に付随した行政限りの調査権限の行使であり、濫用のおそれもないとはいえないから、その他の者に対する要求は法的義務とはしないものとした(第2項)。

**(審理における請求人又は参加人の主張立証の権利)**

**第27条** 請求人又は参加人は、弁明書その他の処分庁の主張に対し、反論書を提出する方法により反論をすることができる。

2 請求人又は参加人は、証拠とすべき資料を提出することができる。

3 請求人又は参加人は、口頭審理において、出席した処分庁の職員に対し、事実関係並びに主張を明確にするために質問を行うことができる。

4 行政審査院は、反論及び資料の提出期限を定めることができる。但し、口頭審理を行う場合には、その期限は、口頭審理の終了した日から2週間とする。

**【説明】**

処分庁に弁明書提出の機会が与えられることと対応し、かつ、国民の権利利益の救済を果たしうるため、第1項において請求人に反論の機会を与え、第2項において証拠提出権を与えた。

また、請求人の口頭意見陳述の機会を付与する場合において、第3項において処分庁側への質問権を認めて審理の充実化を図る一方、処理の迅速化を図るべく、第4項で行政審査院は反論の提出の期限を定めることができ、特に口頭審理を行う場合はその期限を口頭審理終了後2週間までと定めた。

**(処分庁の資料提出権)**

**第28条** 処分庁は、請求人又は参加人の主張に対し、当該行政活動の適法妥当なことを主張し、その主張を裏付ける証拠となる資料を提出することができる。

2 行政審査院は、処分庁の主張及び資料の提出期限を定めることができる。

**【説明】**

処分庁は処分の正当性について弁明することが認められているが(第18条)本条第1項では、請求人及び参加人の反論を受けて弁明を実効あらしめるために、それを裏付ける証拠物件を提出すべきことを規定した。また、第2項において、処理の迅速化のため、行

政審査院は反論と資料提出の期限を定めることができることとした。

**(提出資料の閲覧及び謄写の権利)**

**第29条** 請求人、参加人及び処分庁は、行政審査院に対し、申立てにより、行政審査院に提出された資料及び行政審査院が収集した一切の資料の閲覧及び謄写を求めることができる。

2 行政審査院は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、前項の申立てを拒むことができない。

3 行政審査院は、前項の閲覧及び謄写について、日時及び場所を指定することができる。

4 謄写に要する費用は、謄写を求める者の負担とする。ただし、行政活動が違法又は不当であると判断された場合、第50条に規定する場合、是正請求が専ら公共の利益の保護を目的とする場合その他特段の事情がある場合には、行政審査院は、謄写に要する費用を請求人又は参加人の負担とすることができない。

**【説明】**

審理の充実を図るためには処分庁の弁明あるいは請求人の反論の基礎となっている提出資料の内容を十分に理解していることが必要であるし、提出物件を了知させることは公正な審理の促進にも役立つ。

そこで、第1項において行政手続法第18条を参考に、処分庁、請求人・参加人に対して提出資料の閲覧謄写請求権を認めた。

そして、第3項では従来と同様に行政審査院と請求人の便宜を図るため、その希望を勘案して日時場所を指定することができる旨定めるとともに、新たに第4項で謄写費用の負担は謄写を求める者の負担とするとの規定を置いた。ただし、是正請求が認容された場合や公益保護目的の是正請求がされた場合には謄写費用を請求人に負担させないものとした。

**(参与員への求意見)**

**第30条** 行政審査院は、必要と認めるときは、参与員の意見を聞くことができる。

**【説明】**

行政審査院は、審理に必要な場合には行政審査院の任用する専門分野の参与員(第62条)の意見を聴取し、それを参考にすることができる。

**(行政審査院における手続の詳細)**

**第31条** 是正請求の審理手続については、この法律に定めるものの他、行政審査院規則によって定める。

**【説明】**

審理手続の詳細については行政審査院規則に委ねるものとした。

**(違法性の審査)**

**第32条** 処分庁は、当該行政活動が違法であることを主張する場合には、当該行政活動の根拠となる理由を主張し、それを基礎付ける事実を証明しなければならない。

- 2 前項において、当該行政活動の根拠となる行政法令への事実の当てはめにおいて判断余地があるときは、処分庁は、その行政活動の前提となる事実、判断基準の合理性及び判断基準の事実への適用の合理性を証明しなければならない。
- 3 前項において、判断基準が適正でない場合、又は、当該法令の趣旨及び目的並びに当該法令と目的を共通にする関連法令があるときはその趣旨及び目的、社会通念若しくは条理に照らし、適正な判断基準へ事実を適用する過程に過誤・欠落がある場合には、行政審査院はその行政活動が違法であると判断しなければならない。

【説明】

行政活動において処分庁に判断余地がある場合には、処分庁に対して、前提事実、判断基準の合理性、事実への基準の当てはめの合理性についての立証責任を課した。その際の判断基準を第3項に定めている。

(不当性の審査)

- 第33条 行政審査院は、是正請求に係る行政活動が適法であると認める場合であっても、請求人が当該行政活動の不当性を主張する場合には、不当性の有無を審査しなければならない。
- 2 前項の場合において、行政審査院は、行政活動の目的に照らし、行政活動の基礎となる事実の認定または判断過程が社会通念に照らし合理性を欠くものであると認めるときは、当該行政活動が不当であると判断しなければならない。

【説明】

請求人が主張する場合には、適法であると考えられる行政活動であっても、不当性の審理をする必要があることを確認的に規定した。不当性の判断については、実務・研究の蓄積が乏しいが、行政活動の基礎となる事実認定または判断過程が社会通念に照らし不合理であると認められる場合には、不当であると判断すべきものとした。

(行政手続法の適用関係)

- 第34条 処分庁に対し、処分の作為又は不作為を求める是正請求にあつては、行政手続法第10条又は第3章第2節及び第3節の規定を適用せず、本法による審理を行う。ただし、行政審査院は、適切であると考えるときは、職権又は申立てにより、審理を中断して、処分庁に対し、必要な手続の進行を命ずることができる。

【説明】

処分について、義務付け又は差止めを求める是正請求がされた場合には、行政手続法の事前手続と本法の事後救済手続が重なり合う。改正法案では、是正請求がなければ行政手続法の手続によることになるが、是正請求があればすでに紛争化しているものとして、事後手続として本法を適用するものとして整理した。ただし、行政審査院が、適切であると考えるときは、行政手続を先行させることができるものとした。

第3款 行政審査院の答申

**(答申期間)**

**第35条 第18条の規定による諮問を受けた行政審査院は、是正請求にかかる行政活動の適法性又は妥当性を審査し、諮問された日から2ヶ月以内に、処分庁に対し、答申を行うよう努めなければならない。**

**2 行政審査院は、前項の期間内に答申をすることができないときは、請求人及び参加人に対し、その旨及び答申をするまでに要すると考えられる期間を通知しなければならない。**

**【説明】**

行政不服審査制度の簡易迅速の要請から、行政審査院は、原則として、諮問から2ヶ月以内に答申をしなければならないものとした(第1項)。しかし、事案により審理に要すべき期間は異なるから、期間内の答申が困難である場合には請求人への通知が必要となる(第2項)。

**(答申書の提出)**

**第36条 答申は、答申書を処分庁に提出して行う。**

**2 行政審査院は、請求人及び参加人に対し、答申書の提出後、速やかにその写しを送付しなければならない。**

**【説明】**

不服申立てが処分庁に出され、答申を行政審査院が行うのだが、請求人としては裁決が答申通りおこなわれているかを知る権利は当然持つと考えられるから、答申書の送付を義務付けた。

**(答申)**

**第37条 行政審査院は、答申に当たっては、当該行政活動の適法性のみならず合目的性及び妥当性についても十分に審理を尽くさなければならない。**

**2 行政審査院は、是正請求に理由がある場合には、是正請求に係る行政活動及び是正請求の内容に応じ、当該行政活動の取消、一部取消、変更、作為、不作為、撤回、撤廃、調査、回答、訂正、違法性の確認、不当性の確認、効力の有無の確認その他処分庁が取るべき是正措置の内容をできる限り具体的な形で結論を明示しなければならない。**

**3 是正請求に理由がないときは、是正請求を棄却することが相当である旨を結論とする。**

**4 是正請求が、不適法と判断された場合は、是正請求を却下することが相当である旨を結論とする。**

**5 答申書には、結論に至った理由を具体的に記載しなければならない。**

**6 行政審査院は、請求人と利害相反関係にある者が参加人として参加している場合を除き、請求人に不利益となる変更を答申することはできない。**

**【説明】**

答申は、行政内部の是正機能として、極めて柔軟かつ多様な救済を図ることが可能である。第2項では、行政活動の性質、態様等に応じ、様々な救済を可能とするものである。行政審査院は、取消、義務付け(作為)、差止め(不作為)などの類型を設けるのではなく、また、請求人の請求にとらわれず(ただし、本条第6項により、不利益変更は禁止される)

処分庁に対し、救済に必要な是正方法を答申することになる。

仮に答申どおりの裁決がされず、措置がとられない場合には、司法審査において、行政審査院の審理及びその結果が参照されることになる。

#### 第4節 裁決及び仮の救済

##### (執行停止原則)

第38条 処分庁は、是正請求があったときは、別に法律で定める場合を除き、裁決がされるまで、行政活動は停止する。

2 処分庁は、公共の利益に重大な影響を生ずるおそれがあると認める場合には、前項の規定に関わらず、行政活動を続行することができる。

3 処分の執行停止については、処分の効力の停止以外の措置によって停止の状態を実現することができない場合は、処分の効力が停止されるものとする。

##### 【説明】

是正請求は、原則として執行停止ないし行政活動の中止効を有する。裁決が出るまでの停止であり、十分に現実性のあるものである。個別法で執行不停止とすることは可能である。

##### (執行不停止とされている場合)

第39条 処分庁は、別に法律で是正請求により執行が停止せず、又は行政活動が中止しないとされている場合であっても、必要があると認めるときは、請求人の申立てにより又は職権で、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止若しくは行政活動の中止その他の措置をすることができる。

2 前項の申立てがされたときは、処分、処分の執行又は手続の続行もしくは行政活動の継続により生ずる不相当な損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、処分庁は、第1項の措置をしなければならない。ただし、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、処分の執行若しくは手続の続行ができなくなるおそれがあるときは、この限りでない。

3 処分庁が第1項の措置をした後において、執行停止が公共の福祉に重大な影響を及ぼし、又は処分の執行若しくは手続の続行を不可能とすることが明らかとなったときは、職権又は参加人の申立てにより、処分庁は、第1項の措置を取り消すことができる。

##### 【説明】

個別法で執行不停止、活動不中止となされる場合であっても、処分庁は任意に第1項の措置をとることができ、また一定の場合には措置をとることが義務付けられる。

##### (行政審査院による勧告)

第40条 前条第1項の場合において、行政審査院は、答申をするまでの間に必要があると認めるときは、請求人の申立てにより又は職権で、裁決がされるまでの間、前条第1項に定める措置を取るよう処分庁に勧告することができる。

2 処分庁は、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるときでない限り、前項の勧告に従わなければならない。

##### 【説明】

個別法で執行不停止、活動不中止となされる場合であっても、行政審査院は、請求人の申立てまたは職権により、処分庁に対し、一定の措置をとるよう勧告することができる。原則として処分庁には当該勧告に従う義務がある。

**(仮の差止め)**

- 第41条** 是正請求の趣旨が、行政庁が一定の処分をすべきでないにもかかわらずこれをしようとしていることに対する差止めを求めるものである場合において、本法に定める不服申立ての手續を履践することによっては償うことのできない損害が発生することが予測され、それを避けるため緊急の必要があるときは、請求人は、是正請求に附加して仮の差止めの請求をすることができる。
- 2 仮の差止めは、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、することができない。
  - 3 仮の差止めについて、第18条の適用にあたっては、同条第2項の20日を5日と読み替える。
  - 4 行政審査院は、仮の差止めの諮問があったときは、第1項に定める審査を10日以内におこない、理由があると認める時は、処分庁に対し、仮の差止めの答申をしなければならない。
  - 5 前項の答申を受けた処分庁は、判決がされるまで仮の差止めにかかる処分をしてはならない。
  - 6 第45条の規定は第4項の答申に準用する。
  - 7 仮の差止めにかかる是正請求が棄却された場合には、当該行政庁は当該仮の差止め判決に基づいてした是正措置を取り消さなければならない。
  - 8 第34条の規定は第1項の請求に準用する。

**(仮の義務付け)**

- 第42条** 是正請求の趣旨が、行政庁が一定の処分をすべきである旨の義務付けを求めるものである場合において、本法に定める不服申立ての手續を履践することによっては償うことのできない損害が発生することが予測され、それを避けるため緊急の必要があるときは、請求人は、是正請求に附加して仮の義務付けの請求をすることができる。
- 2 前条第2項から第8項の規定は本条に準用する。

**【説明】**

日弁連では、是正請求の審理自体が短期間の簡易迅速な紛争処理を予定していること、これに仮の不服申立て手續を設けることは手續を過度に複雑にするおそれがあることから、仮の義務付け、仮の差止めについては、これを創設しないという意見もあった。しかし、例えば、幼稚園や保育園の就園を巡る紛争のように、是正請求に対する判決を待っていたのでは実効的な救済が得られない場合もあり、また行政事件訴訟法に制度化されていながら、行政不服審査制度でこれを別異に扱う理由は考えられないことから、制度を創設するものとした。

仮の差止め、仮の義務付けは、行政審査院に諮問があった場合に、速やかに答申をし、これを受けて処分庁が必要な措置をとるべきものとした。

行政不服審査制度検討会には、非申請型義務付けや差止めを行政手続法の課題とし、不服審査制度から排除しようとする動きがある。ましてそれらの仮の制度についての理解が

薄い。しかし現在存在しない行政手続法上の制度をあたかも改正がなされたかのように論じることができない。行訴法に制度化したと同様の理由で、これらの制度を創設すべきである。

**(処分庁の裁決)**

**第43条** 処分庁は、第37条の答申を受けた日から2週間以内に、答申に基づいて是正請求に対する裁決をし、当該裁決に基づく措置をとらなければならない。

2 是正請求の裁決については、第3条第1項第1号に係る是正請求に対する裁決及び他の法律により特別に抗告訴訟ができる旨が規定された裁決を除き、抗告訴訟の対象とすることができない。

**【説明】**

処分庁は答申に基づいて是正請求に対する裁決をしなければならない。日弁連内では、行政審査院の権限が強力になりすぎ行政内部の権限バランスを失うおそれがあることから純粹の諮問機関とし、答申に対する尊重義務を課すにとどめるべきであるという意見もあったが、韓国の行政審判法を参照し、答申に基づいて裁決をする義務を課した。

裁決取消訴訟は、是正請求に係る行政活動が処分である場合及び法律に特別の定めがある場合にすることができ(第2項)、それ以外の場合にはすることができないものとした。

**(裁決の効力発生)**

**第44条** 裁決は、請求人(当該是正請求が処分の相手方以外の者がしたものである場合における裁決の場合は、請求人及び処分の相手方)に送達することによって、その効力を生ずる。

2 裁決の送達は、送達を受けるべき者に裁決書の謄本を送付することによって行なう。ただし、送達を受けるべき者の所在が知れないとき、その他裁決書の謄本を送付することができないときは、政令に定める公示の方法によってすることができる。

3 処分庁は、裁決書の謄本を参加人及び行政審査院に送付しなければならない。

**【説明】**

現行法と基本的な考えに変更はない。

**(裁決の拘束力)**

**第45条** 裁決は、関係行政庁を拘束する。

**【説明】**

現行法と基本的な考えに変化はないが、答申およびこれに基づく裁決の内容には、事案に即した多様で柔軟な救済措置が想定されている。

## 第5節 その他の是正請求における手続

**(手続の併合又は分離)**

**第46条** 行政審査院は、職権又は申立てにより、必要があると認めるときは、数個の是

**正請求を併合し、又は併合された数個の是正請求を分離することができる。**

【説明】

現行法と同趣旨の規定であるが、現行法第 36 条では「審査庁は、必要があると認めるときは」と規定されているのを「職権又は申立てにより」と変更し、請求人の申立ても併合又は分離の端緒となり得ることを明らかにした。

**(手続の承継)**

**第 47 条** 請求人が死亡したときは、相続人その他法令により是正請求の目的である処分に係る権利を承継した者は、請求人の地位を承継する。

**2** 請求人について合併又は分割（是正請求の目的である行政活動に係る権利を承継させるものに限る。）があつたときは、合併後存続する法人その他の社団若しくは財団若しくは合併により設立された法人その他の社団若しくは財団又は分割により当該権利を承継した法人は、請求人の地位を承継する。

**3** 前二項の場合の手続は、行政審査院規則に定める。

【説明】

現行法第 37 条の規定を整理したものである。

**(処分庁が裁決をする権限を有しなくなった場合の措置)**

**第 48 条** 処分庁が是正請求を受審した後法令の改廃により当該是正請求につき裁決をする権限を有しなくなったときは、当該処分庁は、是正請求書又は是正請求録取書及び関係書類その他の物件を新たに当該是正請求につき裁決をする権限を有することになった行政庁に引き継がなければならない。この場合においては、その引継ぎを受けた行政庁は、すみやかに、その旨を是正請求人及び参加人に通知しなければならない。

【説明】

現行法第 38 条の規定を整理したものである。

**(是正請求の取下げ)**

**第 49 条** 請求人は、裁決があるまでは、いつでも是正請求を取り下げることができる。

**2** 是正請求の取下げは、書面で行なければならない。

【説明】

現行法第 39 条と同趣旨の規定である。

## 第 6 節 団体による不服申立て

**(団体による是正請求)**

**第 50 条** 消費者保護、文化財保護又は環境保全を主たる目的とする民間公益活動を行う団体のうち、10 名以上の構成員で構成される 2 年以上の活動実績を有する権利能力なき社団又は特定非営利活動法人、財団法人及び社団法人は、その目的の範囲内において、第 5 条の規定にかかわらず、その目的を阻害する行政活動について、是正請求をすることができる。ただし、公共の利益に関係の無い場合はこの限りでない。

**2** 前項の場合には、その性質に反しない限り、是正請求に関する規定を準用する。

#### 【説明】

消費者保護、文化財保護又は環境保全を主たる目的とする民間公益活動を行う団体のうち一定の要件を満たすものについて、当該団体の利益侵害にかかわらず、当該団体の任務の範囲内において団体訴権を付与するものとした。本来は個別法において規定することが理想的な制度であるが、一般法としてもその受け皿を設ける趣旨である。

### 第3章 処分時における教示

#### （教示）

- 第51条** 行政庁は、第3条第1項第1号及び第4号に定める行政活動（不作為を除く。）を書面で行う場合には、相手方に対し、当該行政活動につき是正請求をすることができる旨並びに是正請求をすべき行政庁及び是正請求をすることができる期間を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭とする場合は、この限りでない。
- 2 行政庁は、利害関係人から、当該処分が是正請求をすることができる処分であるかどうか並びに当該処分が是正請求をすることができるものである場合における是正請求をすべき行政庁及び是正請求をすることができる期間につき教示を求められたときは、当該事項を教示しなければならない。
- 3 前項の場合において、教示を求めた者が書面による教示を求めたときは、当該教示は、書面でしなければならない。
- 4 前三項の規定は、公共団体に対する処分、当該公共団体がその固有の資格において処分の相手方となるものについては、適用しない。

#### 【説明】

教示制度の充実が必要であるが、行政活動すべてを教示あるいは公示することは現実的ではない。そこで、行政処分についてのみ行政機関等の教示を義務づけることにした。現行法第57条第1項では「審査請求若しくは異議申立て又は他の法令に基づく不服申立てをすることができる処分をする場合には」と規定されているものを、「第3条第1項第1号及び第4号に定める行政活動（不作為を除く。）を書面で行う場合には」と変更した。

#### （教示の特則）

- 第52条** 前条の場合において、特定の者を名あて人とししない処分、100人以上の者を名あて人とする処分及び当該処分により100人以上の者の権利利益を害する行政処分については、官報（地方公共団体の場合にはその発行する公報）に掲載するとともに、その処分を記載した書面に前項の事項を記載しなければならない。
- 2 処分が場所に係るものであるときは、前項の規定にかかわらず、関係者に周知するためその場所に公示しなければならない。

#### 【説明】

第1項は、特定の名あて人のいない行政処分及び影響の大きい行政処分についての特例を設けたものである。利害関係者が100人以上に及ぶ行政処分については公示の形で、事実上の教示効果を狙っている。100人以上の者を名あて人とする行政処分については影響の大きい行政処分として公示も要求した。

第2項は、場所に係る行政処分についての特例を設けたものである。現実の運用にあってはホームページの活用なども期待される。

**(正しい教示をしなかった場合の是正請求期間)**

**第53条 処分庁が前二条の規定による正しい教示をしなかったときは、その教示が是正されるまで、是正請求期間は進行しない。**

**【説明】**

処分庁行政機関等が誤った教示をした場合の救済について定めたものである。例えば、教示すべき者に対して教示を怠った場合には是正請求期間は進行しない。

## 第4章 行政審査院

**(中央行政審査院)**

**第54条 国は、内閣の所轄の下に国及びその機関がする行政活動に対する是正請求を審理するため、審理機関（以下「中央行政審査院」という。）を設置し、支部を各都道府県に設置する。**

**2 中央行政審査院の審理官の定数は政令で定める。**

**3 審理官は行政法審判官から任命する。**

**(地方行政審査院)**

**第55条 都道府県は、行政活動に対する是正請求を審理するための審理機関（以下「地方行政審査院」という。）を設置する。**

**2 その他の地方公共団体は、前項の規定にかかわらず、条例により、単独で又は複数で共同して、別に地方行政審査院を置くことができ、または他の地方公共団体に是正請求の審理に係る事務を委託することができる。**

**3 前項の規定により地方行政審査院を設置しない地方公共団体は、当該地方公共団体の所在する都道府県の設置する地方行政審査院に是正請求の審理に係る事務を委託したものとみなす。**

**4 地方行政審査院の審理官の定数は条例で定める。**

**5 審理官は行政法審判官から任命する。**

**【説明】**

行政審査院は中央レベルと地方レベルで各都道府県に最低1つ設置される。これは、国レベルでは行政管理局、行政評価局及び各省庁の官房・総務課の機能の一部を統合する形で、地方レベルでは監査委員制度と統合するなどの形が考えられる。現在、散在している不服申立てに関する行政機能を1つに統合することにより効率的かつ効果的な行政運営を図ることが可能である。また、行政審査院はオンブズマン機能を有する（第6章）。

もちろん市町村は、独自の行政審査院を条例で設置することが可能である（第2項）が、都道府県レベルの行政審査院を諮問機関として利用することもできる。政令市などでは第2項により行政審査院を設置することが想定される。

なお、経過措置として、個別法で設けられている裁決機関については当面これを維持しているが、将来的に統合を検討すべきものである。

**(審理官)**

**第56条** 審理官は、常勤又は非常勤とする。

2 中央行政審査院の審理官は、内閣総理大臣が任命する。

3 地方行政審査院の審理官は、都道府県知事が任命する。ただし、前条第2項の場合は、当該行政審査院を設置した市町村の長が任命する。

4 審理官は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 審理官は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

6 常勤の審理官は、在任中、任命権者の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

**【説明】**

行政審査院において審理を行う審理官について定めた規定である。不服申立てが機能するかどうかは審理官に多くを依存している。審理官は行政法について高い見識を有する行政法審判官の資格を有する者であることが求められる。

**(任免の基準)**

**第57条** 行政審査院の審理官の任用は、別に法律で定めるところにより、その者の受験成績、実務経験又はその他の能力に基づいて、これを行う。

**(身分保障)**

**第58条** 審理官は、別に法律で定めるところにより心身の故障のために職務を執ることができないとされた場合を除いては、その意思に反して、免官、転官、転所、職務の停止又は報酬の減額をされることはない。

**(懲戒)**

**第59条** 審理官は、職務上の義務に違反し、若しくは職務を怠り、又は品位を辱める行状があつたときは、別に法律で定めるところにより懲戒される。

**(定年)**

**第60条** 審理官は、年齢七十年に達した時に退官する。

**(報酬)**

**第61条** 審理官の受ける報酬については、別に法律でこれを定める。

**【説明】**

行政審査院による審査の公平性と独立性を保つには、審理官に対する行政機関の影響を排除しなければならない。そこで、審理官については、裁判官に類似した身分保障をすることとした。審理官は、アメリカのALJ制度を参照した行政法審判官名簿から任用され、終身の身分保障が与えられる。人事ローテーションから切り離され、高い識見を有する行政法の専門家による審査制度を確立するものである。試験、審理官の待遇等の詳細は別に法律で定める。

**(参与員)**

**第62条** 行政審査院に、諮問事項に関する意見を提出させるため、参与員を置く。

2 参与員は、人格が高潔であって、諮問事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、必要な学識経験を有する者のうちから、中央行政審査院長または地方行政審査院長が任

命する。

3 参与員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

4 参与員は、非常勤とする。

【説明】

専門分野における審理をより適切なものとするために、是正請求の審理にあたって参与員の活用が期待される。

(事務局)

第63条 行政審査院の事務を処理させるため、行政審査院に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

【説明】

各行政審査院の事務局について規定したものである。事務局は審理においても重要な役割を果たすことが想定されるから、各省庁からの寄せ集めではなく、一定数を民間から採用するなどの工夫が必要であると考えられる。

(罰則)

第64条 第56条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

【説明】

審理官の秘密保護義務違反についての罰則を規定するものである。審理官も国家公務員及び地方公務員同様に秘密保護義務を負い、違反した場合には、処罰されることとなる。

## 第5章 行政法審判官

(試験)

第65条 内閣府に、行政法審判官試験委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、別に法律で定めるところにより、行政法審判官試験を行う。

(登録)

第66条 行政法審判官試験に合格した者は、内閣総理大臣の登録を受けることができる。

2 前項の登録は、内閣総理大臣が行政法審判官名簿に、氏名、生年月日、住所その他の内閣府令で定める事項を登載してするものとする。

(欠格条項)

第67条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の登録を受けることができない。

一 未成年者

二 成年被後見人又は被保佐人

三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

四 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から起算して二年を経過しない者

【説明】

審理官となるには、行政法審判官の資格を得なければならない。行政法審判官の資格は

基本的に試験で判定されるが、法曹資格を有する者や大学の公法関係の教授・助教授などについては試験を免除・一部免除などの措置をとることも考えられる。別途「行政審査院審理官及び行政審判官法」で検討すべき事柄とする。

## 第6章 意見の申出

### (意見の申出)

**第68条** 行政審査院は、是正請求の審理の結果必要があると認めるときは、当該是正請求に対する答申のほかに、関係行政機関に対し、行政活動の改善、制度の運用及びその改善に関する意見を述べることができる。

2 関係行政機関は、前項の意見に応じて適切な措置をとるように努めなければならない。措置をとった場合はその内容及び結果を、措置をとらない場合はその理由を行政審査院に回答しなければならない。

### 【説明】

是正請求の対象が広く行政活動を対象としていることから、これまで行政相談等で取り扱われていた事案も行政審査院が取り扱うことが考えられる。従って、単に当該事案について答申を行って適切な救済を図るばかりではなく、行政活動のあり方や制度の改善・運用に関する意見提出権を認め、オンブズマン的機能を果たさせることが制度上有益である。第1項については、公害紛争処理法第42条の3第2項の規定を参照した。

## 第7章 行政審査院規則等

### (行政審査院規則等への委任)

**第69条** この法律に定めるものの外、不服申立ての手續、審理官及び行政審査院の組織に関し必要な事項は、行政審査院規則で定める。

### 【説明】

是正請求の審理の独立性を確保する趣旨から、不服申立ての手續事項や審査官の職務に関する事項及び行政審査院の内部的組織についての詳細は、それぞれの行政審査院規則に委ねることとした。

## 附則

### (見直し義務)

**第1条** 本法については、施行後5年以内に見直しを行うものとし、そのために内閣府に必要な調査検討を行う機関を設置する。

2 前項の見直しに当たっては、他の法律によって定められている審査庁については、その実情を検討して行政審査院への統合を図るなど、実効的かつ効率的な不服申立ての手續の確立に努めるものとする。

3 行政審査院については、諮問機関ではなく審査機関とする方向で見直すものとする。

4 違法又は不当な行政立法及び行政計画についてもできる限り是正請求の対象とするように所要の改正をするものとする。

**【説明】**

現時点で一度に整理統合できない行政分野等が考えられるため、第三者機関である行政審査院制度の拡充を図るためには適時の見直しが必要である。本条は見直しの方向性と見直しのための機関設置を規定している。

以上

## 平成 25 年度・税制改正に関する建議書 抜粋

平成 24 年 6 月 28 日  
日本税理士会連合会

## 税制改正建議項目

## 【納税環境整備・その他】

## 36. 国税不服審査制度の見直しについて検討すること。

租税に関する不服申立手続・国税不服審判所のあり方については、平成 23 年 12 月に示された内閣府・行政救済制度検討チームの取りまとめを踏まえて、検討すべきである。特に、行政不服審査法の特別法である国税通則法における事後救済手続に関する規定に関しては、一般法である改正行政不服審査法で定める手続と同等又はそれ以上の水準の内容とするための整備充実が必要である。

論壇

行政不服審査法の改正の方向性



青木 文 【神田】

I はじめに

行政機関等の処分によつて国民が不利益を被つた場合の事後救済制度としての行政不服申立手続に関する一般法である行政不服審査法(以下「行審査法」という)の抜本的改正は、平成18年頃から法所管たる総務省において準備が進められてきたが、この間2度の政権交代を経て、その方向性がわ

II これまでの経緯

行審査法は昭和37年に制定されて以来半世紀が経過したが、実質的な改正がされていない。この間、平成5年に行政の事前手続の一般法である行政手続法(以下「行手法」という)が制定され(平成17年に意見公募手続等が拡充)、行審査法と同日に制定された行政事件訴訟法(以下「行訴訟法」という)も平成16年に抜本的な改正が行われるなど、行審査法と密接に関連する行手法上の処分時の手続や改正された行訴訟法との整合性を改めて整理する必要が生じている。

出することは見送られた。そして、平成22年8月に、行審査法の改革など行政救済制度のあり方を検討するため、総務大臣と行政刷新担当大臣を共同座長とし、政務三役等及び有識者で構成する行政救済制度検討チームが開催され、平成23年12月に同検討チームの「取りまとめ(注2)(以下「取りまとめ」という)が公表された。

III 改正の方向性—旧法案と取りまとめの差異—

1、目的 旧法案では法の目的規定(第1条)に「公正な手続の下で」を挿入することとされていたが、取りまとめでは「公正性への配慮」とともに「柔軟で実効性のある救済」の観点を明示することとされていた。

3、審理体制 旧法案では、処分に関するした者や利害関係者等を除く「審理員」が審理手続を行うとともに、第三者機関である「行政不服審査会(以下「審査会」という)への諮問を原則として経てから裁決することとされていた。

4、不服申立期間 現行法上の不服申立期間は60日であるが、旧法案ではこれを3月に延長、取りまとめでは行訴訟法上の出訴期間と合わせて6月に延長することとされていた。

IV おわりに

以上、紙幅の都合から主たる項目に限ってあるが、旧法案と取りまとめの差異を確認してきた。自公、民主それぞれの異なる政権下での案で、一部に異なる内容があるものの、基本的にそれぞれの案の考え方は共通しているといえてよいであろう。たとえ

はされなかったが、取りまとめでは、チームWGでの個別の検証にもとづき、現存する99本の前置の個別規定につき、全部廃止55本、一部廃止8本、一重化8本、存置28本の結論が示された。なお、国税通則法は二重前置の一重化(異議申立前置の廃止)、地方税法は一段階前置を存置の結論である。

なお、筆者は本年1月末まで総務省行政管理局に勤務してきたが、既に退官しており、本稿の意見にわたる部分は私見である。

# 税 務 統 計

—19-1～2 不服審査・訴訟事件関係—

(平成23年度)

統計表を見る方のために	1
概要	2
19-1 不服審査	3
19-2 訴訟事件	9

国税庁 長官官房 企画課

## 19-1~2 その他

統計表を見る方のために

利用上の注意

1 不服審査

この統計表は、平成23会計年度内における国税通則法及び行政不服審査法（行政機関の保有する情報の公開に関する法律に関するものを除く。）による不服申立ての事績を①異議申立てと②審査請求とに分けて掲げたものである。

2 訴訟事件

この統計表は、平成23会計年度内における賦課又は徴収関係（徴収及び滞納処分）に関連して国、国税局長又は税務署長を当事者又は参加人とする訴訟の事績について①国側被告事件（賦課若しくは徴収関係）と②国側原告事件（徴収関係）に区分して掲げたものである。

## 19-1~2 Others

For the people who use the statistical tables

Notes on use

1 Administrative review

The statistical tables show the statistics of administrative protests filed under General Law of National Taxes and Administrative Appellate Law

(except for Law Concerning Access to Information Held by Administrative Organs) during FY2011. The cases are classified into ① request for reinvestigation, and ② request for reconsideration.

2 Litigation case

The statistical table shows the statistics of litigation cases related to taxation or collection-related matters (collection and procedure for collection of tax delinquency) during FY2011 which involved the government, Regional Commissioner, or Director of Taxation Office as a party concerned or an intervener. The cases are classified into ① the cases where the government is the defendant (taxation or collection-related matters), and ② the cases where the government is the plaintiff (collection-related matters).

The classification of plaintiff and defendant is based on the classification in the court of first instance.

概要  
Outline

不服審査・訴訟事件

Administrative review/ Litigation case

- (1) 平成23年度中の異議申立の発生件数は3,803件(前年度5,103件)で前年度に比べて1,300件(伸び率△25.5%)減少している。前年度から繰り越された1,386件を含む要処理件数5,189件のうち、処理済件数は4,511件で、このうち異議申立人の請求が一部又は全部認められた請求認容件数は375件(前年度476件)、割合は8.3%(前年度10.0%)となっている(第1表参照)。

The number of the requests for reinvestigation in FY 2011 is 3,803 which is 1,300 less (rate of increase: △25.5%) than the previous fiscal year (5,103). Out of 5,189 cases necessary to dispose including 1,386 cases carried over from the previous year, 4,511 cases are already disposed. From the viewpoint of disposition type, the number of cases where a part or all of claims of demurrers were accepted is 375 (for the previous fiscal year, 476), which accounts for 8.3% (10.0%) of all cases (see Table 1).

(第1表) 異議申立ての状況

Table1: Disposition of requests for reinvestigation

区分 Type	申立て件数 Number of the requests for reinvestigation		伸び率 Growth rate	処理済件数 Number of already disposed	請求認容件数 Number of claim accepted	割合 Percentage
	件 Case	%				
平成18年度	FY2006	4,301	△ 4.4	4,027	411	10.2
19	2007	4,690	9.0	4,956	555	11.2
20	2008	5,359	14.3	5,313	468	8.8
21	2009	4,795	△ 10.5	4,997	591	11.8
22	2010	5,103	6.4	4,746	476	10.0
23	2011	3,803	△ 25.5	4,511	375	8.3

- (2) 平成23年度中の審査請求の発生件数は3,581件(前年度3,084件)で前年度に比べて497件(伸び率16.1%)増加している。前年度から繰り越された2,194件を含む要処理件数5,775件のうち、処理済件数は2,967件で、このうち審査請求人の請求が一部又は全部認められた請求認容件数は404件(前年度479件)、割合は13.6%(同12.9%)となっている(第2表参照)。

The number of the requests for reconsideration in FY 2011 is 3,581, which is 497 more (rate of increase: 16.1%) than the previous year (3,084). Out of 5,775 cases necessary to dispose including 2,194 cases carried over from the previous year, 2,967 cases are already disposed. From the viewpoint of disposition type, the number of cases where a part or all of claims of demurrers were accepted is 404 (for the previous year, 479), which accounts for 13.6% (12.9%) of all cases (see Table 2).

(第2表) 審査請求の状況

Table2: Disposition of requests for reconsideration

区分 Type	審査請求件数 Number of requests for reconsideration		伸び率 Growth rate	処理済件数 Number of already disposed	請求認容件数 Number of claim accepted	割合 Percentage
	件 Case	%				
平成18年度	FY2006	2,504	△ 15.5	2,945	361	12.3
19	2007	2,755	10.0	2,404	304	12.6
20	2008	2,835	2.9	2,814	415	14.7
21	2009	3,254	14.8	2,593	384	14.8
22	2010	3,084	△ 5.2	3,717	479	12.9
23	2011	3,581	16.1	2,967	404	13.6

- (3) 平成23年度中に国側を被告とした訴訟の発生件数は391件(前年度350件)で、前年度に比べて41件(伸び率11.7%)増加している。訴訟が終了した件数は380件で、このうち原告が一部又は全部勝訴した原告勝訴件数は51件(前年度27件)、割合は13.4%(前年度7.6%)となっている(第3表参照)。

The number of tax litigations brought against the government (as defendant) in FY 2011 was 391 (compared to 350 in the previous year), +41 year-on-year (+11.7% year-on-year).

During the fiscal year, final court decisions were made on 380 cases, of which court decisions partly or fully in favor of plaintiffs were made in 51 cases (compared to 27 cases in the previous year), accounting for 13.4% (up from 7.6% in the previous year) of all cases (see Table 3).

(第3表) 国側を被告とした訴訟状況

Table3: Disposition of litigation cases (government as defendant)

区分 Type	訴訟提起件数 Number of filed litigation cases		伸び率 Growth rate	訴訟最終結案件数 Number of finished litigation cases	原告勝訴件数 Number of decisions in favor of plaintiffs	割合 Percentage
	件 Case	%				
平成18年度	FY2006	401	1.8	447	80	17.9
19	2007	345	△ 14.0	387	55	14.2
20	2008	355	2.9	356	38	10.7
21	2009	339	△ 4.5	320	16	5.0
22	2010	350	3.2	354	27	7.6
23	2011	391	11.7	380	51	13.4

19-1 不服審査  
Administrative Review

(1) 異議申立て  
Request for reinvestigation

区分 Type	本年度要処理件数 Number of requests processed for the current fiscal year					本年度処理済件数 Number of requests processed for the current fiscal year										
	前年度未決 繰越件数 Number of unsettled requests carried over from the previous fiscal year	本年度に 申し立てた件数 Number of cases requested for the current fiscal year			計 Total ①	みなす 審査請求 件数 Number of deemed requests for reconsideration	みなす 取下件数 Number of deemed withdrawals	取下件数 Number of withdrawals	却下件数 Number of dismissals	棄却件数 Number of rejections	全部 取消件数 Number of whole annulments					
		処分に 係るもの Those related to procedure	不作為に 係るもの Those related to nonfeasance	小計 Subtotal												
		内 Including	内 Including	内 Including												
平成18年度 FY2006	1,177	2	4,292	9	2	4,301	2	5,478	170	68	632	369	1	2,377	69	
19 2007	1,451	2	4,685	1	5	4,690	4	6,141	105	54	732	1	539	3	2,971	79
20 2008	1,185		5,355	4		5,359		6,544	89	53	1,187	477		3,038	68	
21 2009	1,231	3	4,783	12	3	4,795	3	6,026	92	55	744	2	806	2,709	66	
22 2010	1,029	2	5,093	10	2	5,103	3	6,132	60	25	602	2	628	1	2,955	77
23 2011	1,386	1	3,784	19	1	3,803	1	5,189	73	105	463	413	1	3,082	44	
申告 所得税 Self assessment income tax	342	1	968	15	1	983	1	1,325	22	24	126	99	1	852	11	
源泉 所得税 Withholding income tax	41		79	1		80		121	2	2	15	9		52	2	
法人税 Corporation tax	291		562	-		562		853	-	29	103	48		421	-	
相続税 Inheritance tax	59		316	-		316		375	17	-	29	16		206	3	
贈与税 Gift tax	12		82	-		82		94	-	-	10	16		56	-	
消費税 Consumption tax	260		681	1		682		942	16	25	58	37		632	13	
有価証券 取引税 Securities transaction tax	-		-	-		-		-	-	-	-	-		-	-	
酒 税 Liquor tax	-		-	-		-		-	-	-	-	-		-	-	
法人 特別税等 Temporary special corporation tax	-		-	-		-		-	-	-	-	-		-	-	
地方 消費税 Local consumption tax	260		680	1		681		941	16	25	58	38		630	13	
その他 Others	56		9	-		9		65	-	-	-	-		56	-	
小計 Subtotal	1,321	1	3,377	18	1	3,395	1	4,716	73	105	399	263	1	2,905	42	
徴収関係 Related to collection	65		407	1		408		473	-	-	64	150		177	2	
計 Total	1,386	1	3,784	19	1	3,803	1	5,189	73	105	463	413	1	3,082	44	

(注) 内書は国税庁・国税不服審判所分の件数である。

Note: Figures preceded by "Including" are those for National Tax Tribunal or National Tax Agency.

(単位：件)  
(Number of cases)

本年度処理済件数 Number of requests processed for the current fiscal year			本年度未決 繰越件数 Carried forward unsettled requests for the current fiscal year ①-②
一部 取消件数 Number of partial annulments	変更その他 Amendment and others	計 Total ②	
内 Including	内 Including	内 Including	内 Including
342	-	1	1, 451
476	-	4	1, 185
400	1	5, 313	1, 231
525	-	2	1, 029
399	-	3	1, 386
331	-	1	678
88	-	1	103
11	-	93	28
39	-	640	213
75	-	346	29
8	-	90	4
51	-	832	110
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
51	-	831	110
8	-	64	1
331	1	4, 118	598
-	-	393	80
331	-	4, 511	678

調査対象等： 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に国税通則法及び行政不服審査法（行政機関の保有する情報の公開に関する法律に関するものを除く。）に基づき「異議申立て」及び「審査請求」のなされたものを掲げた。

- 用語の説明： 1 不作為とは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内になんらかの処分その他公権力の行使に当たる行為をすべきにもかかわらず、これをしないことをいう。
- 2 みなす審査請求とは、国税局長又は税務署長等が異議申立てを審査請求として取扱うことを適当と認め、かつ、異議申立人がそれに同意したとき、あるいは更正決定等について審査請求がされている場合に、その更正決定等に係る課税標準等についてされた他の更正決定等に対し異議申立てがされたときに審査請求がされたものとみなされたものをいう。
- 3 みなす取下とは、異議決定を経ないで審査請求がされた場合に取り下げられたものとみなされた異議申立て及び審査請求がされた日以前に異議申立てに係る処分の全部を取り消す旨の異議決定書の謄本を発している場合に取り下げられたものとみなされた審査請求をいう。
- 4 取下とは、不服申立人が異議申立て又は審査請求を撤回したものをいう。
- 5 却下とは、不服申立ての要件を欠いているため審査の対象にならないと判定されたものをいう。
- 6 棄却とは、原処分を適法又は妥当と認め不服申立てが認められなかったものをいう。
- 7 取消又は変更とは、原処分の全部又は一部に違法又は不当を認め、原処分の全部又は一部を取り消し、又は変更するものをいう。

Subject of survey, etc.: Requests for reinvestigation, and Requests for reconsideration filed on the basis of General Law of National Taxes and Administrative Appellate Law (except for Law Concerning Access to Information Held by Administrative Organs) between April 1, 2011 and March 31, 2012.

- Terminology: 1 "Nonfeasance" means that an administrative agency do not execute power of public body such as procedures and others within certain period of time with respect to the application based on the law although they should do that.
- 2 "Deemed requests for reconsideration" means requests for reinvestigation which were deemed requests for reconsideration. A request for reinvestigation is deemed to be a request for reconsideration in the cases such as when Regional Commissioner of the Regional Taxation Bureau or Director of Tax Office considered it appropriate to handle a request for reinvestigation as a request for reconsideration and the person who filed the request for reinvestigation agreed with it, or when a request for reconsideration was filed against a correction or determination, etc., and in that situation a request for reinvestigation was filed against another correction or determination, etc. which was made about tax base, etc. related to the former correction or determination, etc..
- 3 "Deemed withdrawals" refers to requests for reinvestigation which were deemed to be withdrawn. A request for reinvestigation is deemed to be withdrawn when a request for reconsideration was filed without waiting for a decision on the request for reinvestigation. A request for reconsideration is also deemed to be withdrawn when an attested copy of decision on the request for reinvestigation which annuls wholly the procedures related to the request for reinvestigation, was issued previous to the date of filing of the request for reconsideration.
- 4 "Withdrawal" means withdrawal of a request for reinvestigation or a request for reconsideration by the person who filed an administrative protest.
- 5 "Dismissal" means that an administrative protest was judged as unqualified for consideration due to the lack of requirements for an administrative protest.
- 6 "Rejection" means that the original procedures are judged as legal or appropriate, and an administrative protest is not accepted.
- 7 "Annulment or amendment" means the decision which finds wholly or partially the original procedures illegal or unjust, and annuls the original procedures wholly or partially.

(2) 審査請求  
Request for reconsideration

区 分 Type	本年度要処理件数 Number of requests to be processed for the current fiscal year						計 Total ①
	前年度 未決繰越件数 Number of unsettled requests carried over from the previous fiscal year	本年度に請求した件数 Number of cases requested for the current fiscal year				小 計 Subtotal	
		処分に係るもの Those related to procedure	不作為に係るもの Those related to nonfeasance	みなす 審査請求件数 Number of deemed requests for	内		
内 Including	内 Including	内 Including	内 Including	内 Including	内 Including		
平成18年度 FY2006	2,235	2,334	-	170	2,504	4,739	
19 2007	1,794 <sup>1</sup>	2,649	1	105 <sup>1</sup>	2,755 <sup>1</sup>	4,549	
20 2008	1 2,145	2,746	-	89	2,835 <sup>1</sup>	4,980	
21 2009	2,166 <sup>3</sup>	3,154 <sup>8</sup>	8	92	3,254 <sup>11</sup>	5,420	
22 2010	1 2,827	3,024	-	60	3,084 <sup>1</sup>	5,911	
23 2011	2,194 <sup>1</sup>	3,499 <sup>9</sup>	9	73 <sup>10</sup>	3,581 <sup>10</sup>	5,775	
申告 所得税 Self-assessment income tax	456	784	-	22	806	1,262	
源泉 所得税 Withholding income tax	31	46 <sup>9</sup>	9	2 <sup>9</sup>	57 <sup>9</sup>	88	
法人税 Corporation tax	356	453	-	-	453	809	
相続税 Inheritance tax	155	243	-	17	260	415	
贈与税 Gift tax	22	47	-	-	47	69	
消費税 Consumption tax	468	762	-	16	778	1,246	
有価証券 取引税 Securities transaction tax	-	-	-	-	-	-	
地価税 Land value tax	-	-	-	-	-	-	
酒 税 Liquor tax	- <sup>1</sup>	1	-	- <sup>1</sup>	1 <sup>1</sup>	1	
法人 特別税等 Temporary special corporation tax	-	-	-	-	-	-	
地方 消費税 Local consumption tax	465	761	-	16	777	1,242	
その他 Others	7	99	-	-	99	106	
小計 Subtotal	1,960 <sup>1</sup>	3,196 <sup>9</sup>	9	73 <sup>10</sup>	3,278 <sup>10</sup>	5,238	
徴収関係 Related to collection	234	303	-	-	303	537	
計 Total	2,194 <sup>1</sup>	3,499 <sup>9</sup>	9	73 <sup>10</sup>	3,581 <sup>10</sup>	5,775	

(注) 内書は国税局分の件数である。

Note: Figures preceded by "Including" are those for Regional Taxation Bureaus.

(単位：件)  
(Number of cases)

本年度処理済件数 Number of requests processed for the current fiscal year								本年度未決繰越 件数 Carried forward unsettled requests for the current fiscal year ①-②	区 分 Type		
みなす 取下件数 Number of deemed withdrawals	取下件数 Number of withdrawals	却下件数 Number of dismissals	棄却件数 Number of rejections	全部取消件 数 Number of whole annulments	一部取消件 数 Number of partial annulments	変更その他 Amendment and others	計 Total ②				
内 Including	内 Including	内 Including	内 Including	内 Including	内 Including	内 Including	内 Including	内 Including			
-	373	329	1,882	91	270	-	2,945	1,794	平成18年度	FY2006	
-	224	284	1,592	91	212	1	2,404	2,145	19	2007	
-	284	268	1,847	159	256	1	2,814	2,166	20	2008	
1	285 <sup>9</sup>	304	1,620	143	241	10	2,593	2,827	21	2009	
-	309	639 <sup>1</sup>	2,290	153	326	1	3,717	2,194	22	2010	
-	284	285	1,994	119	285	9	2,967	2,808	23	2011	
-	57	83	424	56	68	-	688	574	申告 所得税	Self-assessment income tax	
9	11	4	26	7	5	9	53	35	源泉 所得税	Withholding income tax	
-	20	40	270	38	56	-	424	385	法人税	Corporation tax	
-	14	28	122	7	40	-	211	204	相続税	Inheritance tax	
-	4	5	28	-	6	-	43	26	贈与税	Gift tax	
-	47	20	435	5	53	-	560	686	消費税	Consumption tax	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	有価証券取 引税	Securities transaction tax	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	地価税	Land value tax	
-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	酒 税	Liquor tax
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	法人 特別税等	Temporary special corporation tax
-	47	21	431	5	53	-	557	685	地方 消費税	Local consumption tax	
-	-	3	3	1	3	-	10	96	その他	Others	
9	200	204	1,739	119	284	9	2,546	2,692	小計	Subtotal	
-	84	81	255	-	1	-	421	116	徴収関係	Related to collection	
9	284	285	1,994	119	285	9	2,967	2,808	計	Total	

## (3) 国税局別の異議申立て

Request for reinvestigation by Regional Taxation Bureaus

区 分 Type	本年度要処理件数 Number of requests to be processed for the current fiscal year					計 Total ①	みなす 審査請求件数 Number of deemed requests for reconsideration
	前年度 未決繰越件数 Carried forward unsettled requests for the current last year	本年度申立件数 Number of cases requested for the current fiscal year			小 計 Subtotal		
		処分に係るもの Those related to procedure	不作為に係るもの Those related to nonfeasance				
国 税 局 Regional Taxation Bureau	札幌 Sapporo	16	129	-	129	145	-
	仙台 Sendai	39	92	-	92	131	-
	関東信越 Kanto Shinetsu	138	509	15	524	662	6
	東京 Tokyo	616	1,179	2	1,181	1,797	31
	金沢 Kanazawa	2	34	1	35	37	-
	名古屋 Nagoya	243	574	1	575	818	4
	大阪 Osaka	168	592	-	592	760	32
	広島 Hiroshima	40	256	-	256	296	-
	高松 Takamatsu	10	121	-	121	131	-
	福岡 Fukuoka	98	75	-	75	173	-
	熊本 Kumamoto	15	88	-	88	103	-
	沖縄 Okinawa	1	134	-	134	135	-
国 税 庁 National Tax Agency	-	1	-	1	1	-	
国 税 不 服 審 判 所 National Tax Tribunal	-	-	-	-	-	-	
計 Total	1,386	3,784	19	3,803	5,189	73	

(注) この表は、「(1)異議申立て」の合計欄を国税局別に示したものである。

Note: This table shows the breakdown of "Total" of "(1) Request for reinvestigation" by Regional Taxation Bureaus.

## (4) 国税不服審判所支部別の審査請求

Request for reconsideration by branches of National Tax Tribunal

区 分 Type	本年度要処理件数 Number of requests to be processed for the current fiscal year					計 Total ①	
	前年度 未決繰越件数 Carried forward unsettled requests for the current last year	本年度に請求した件数 Number of cases requested for the current fiscal year			小 計 Subtotal		
		処分に係るもの Those related to procedure	不作為に係るもの Those related to nonfeasance	みなす 審査請求件数 Number of deemed requests for reconsideration			
国 税 不 服 審 判 所 支 部 Branch of National Tax Tribunal	札幌 Sapporo	35	70	-	-	70	105
	仙台 Sendai	163	84	-	-	84	247
	関東信越 Kanto Shinetsu	254	297	-	6	303	557
	東京 Tokyo	858	1,692	-	31	1,723	2,581
	金沢 Kanazawa	51	24	-	-	24	75
	名古屋 Nagoya	302	468	-	4	472	774
	大阪 Osaka	249	377	-	32	409	658
	広島 Hiroshima	98	248	-	-	248	346
	高松 Takamatsu	39	52	-	-	52	91
	福岡 Fukuoka	82	89	-	-	89	171
	熊本 Kumamoto	27	46	-	-	46	73
	沖縄 Okinawa	36	51	-	-	51	87
国 税 局 Regional Taxation Bureau	-	1	9	-	10	10	
計 Total	2,194	3,499	9	73	3,581	5,775	

(注) この表は、「(2)審査請求」の合計欄を国税不服審判所支部別に示したものである。

Note: This table shows the breakdown of "Total" of "(2) Request for reconsideration" by branches of National Tax Tribunal.

(単位：件)  
(Number of cases)

本年度処理済件数 Number of requests processed for the current fiscal year								本年度 未決繰越件数 Carried forward unsettled requests for the current fiscal year ①-②
みなす取下件 数 Number of deemed withdrawals	取下件数 Number of withdrawals	却下件数 Number of dismissals	棄却件数 Number of rejections	全部取消件数 Number of whole annulments	一部取消件数 Number of partial annulments	変更 その他 Amendment and others	計 Total ②	
-	13	10	87	6	4	-	120	25
-	7	14	88	-	21	-	130	1
22	90	61	374	9	48	-	610	52
36	167	170	943	17	137	-	1,501	296
-	1	13	11	-	-	-	25	12
4	52	43	568	7	46	-	724	94
10	54	23	506	2	37	-	664	96
-	23	32	226	-	5	-	286	10
7	8	10	89	-	13	-	127	4
20	26	4	55	-	7	-	112	61
-	18	2	53	3	2	-	78	25
6	4	31	81	-	11	-	133	2
-	-	-	1	-	-	-	1	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
105	463	413	3,082	44	331	-	4,511	678

(単位：件)  
(Number of cases)

本年度処理済件数 Number of requests processed for the current fiscal year								本年度 未決繰越件数 Carried forward unsettled requests for the current fiscal year ①-②
みなす取下件 数 Number of deemed withdrawals	取下件数 Number of withdrawals	却下件数 Number of dismissals	棄却件数 Number of rejections	全部取消件数 Number of whole annulments	一部取消件数 Number of partial annulments	変更 その他 Amendment and others	計 Total ②	
-	8	2	26	-	11	-	47	58
-	5	4	105	13	20	-	147	100
-	26	27	258	7	35	-	353	204
-	98	99	860	15	64	-	1,136	1,445
-	1	32	33	-	-	-	66	9
-	86	49	323	42	25	-	525	249
-	9	12	160	31	86	-	298	360
-	38	26	50	-	14	-	128	218
-	-	11	36	4	7	-	58	33
-	1	18	75	5	14	-	113	58
-	2	3	34	2	8	-	49	24
-	1	2	34	-	1	-	38	49
-	9	-	-	-	-	-	9	1
-	284	285	1,994	119	285	-	2,967	2,808

19-2 訴訟事件  
Litigation Cases

(1) 国側被告事件

(単位：件)

Litigation cases (Government as defendant)

(Number of cases)

区分 Type	前年度 末係属 件数 Number of pending cases at the end of the previous fiscal year	事件区 分の変 更等の 調整 件数 Number of arranged cases such as change of jurisdiction	本年度 提起 件数 Number of cases filed for the current fiscal year	本年度終結件数 Number of cases processed for the current fiscal year										本年度 末係属 件数 Number of pending cases at the end of the current fiscal year		
				取 下 件 数 Withdrawal	却 下 件 数 Dismissal	国 勝 件 数 Decision in favor of Government	国 側 勝 訴 件 数 Decision partially in favor of Government	国 側 敗 訴 件 数 Decision against Government	差 戻 件 数 Remand	和 解 件 数 Reconciliation	その他 Others	計 Total				
(第一審) The first instance																
課 税 関 係 Cases related to taxation	所得税 *1	116	-	64	2	2	53	12	25	-	-	-	94	86		
	法人税 *2	65	-	49	2	2	24	1	1	-	-	1	31	83		
	資産税 *3	36	-	29	-	1	27	3	2	-	-	-	33	32		
	消費税 *4	10	-	9	-	-	7	1	-	-	-	-	8	11		
	酒税 *5	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1		
	他の間接税 *6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	その他 *7	14	1	10	2	-	12	-	-	-	-	-	14	11		
	計 *8	242	1	161	6	5	123	17	28	-	-	1	180	224		
徴 収 関 係 Cases related to collection	行政事件 *9	16	-	28	3	-	10	-	-	-	-	-	13	31		
	執行停止 *10	-	-	4	1	1	-	1	-	-	-	-	3	1		
	損害賠償 *11	4	-	3	-	-	3	1	-	-	-	-	4	3		
	その他民事 *12	13	-	12	10	-	8	-	1	-	-	-	19	6		
	非訟事件等 *13	1	-	2	-	1	1	-	-	-	-	-	2	1		
	計 *8	34	-	49	14	2	22	2	1	-	-	-	41	42		
審判所関係 *14	3	-	3	-	2	2	-	-	-	-	-	4	2			
合 計 *15	279	1	213	20	9	147	19	29	-	-	1	225	268			
(控訴審) Trial of an appeal																
課 税 関 係 Cases related to taxation	所得税 *1	22	-	47	-	-	44	1	1	-	-	-	46	23		
	法人税 *2	10	-	21	-	-	15	-	-	-	-	-	15	16		
	資産税 *3	2	-	17	-	-	9	-	-	-	-	-	9	10		
	消費税 *4	-	-	4	1	-	2	-	1	-	-	-	4	-		
	酒税 *5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	他の間接税 *6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	その他 *7	1	-	6	-	-	4	-	-	-	-	-	4	3		
計 *8	35	-	95	1	-	74	1	2	-	-	-	78	52			
徴 収 関 係 Cases related to collection	行政事件 *9	4	-	10	1	-	10	-	-	-	-	-	11	3		
	執行停止 *10	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-		
	損害賠償 *11	1	-	4	-	-	3	-	-	-	-	-	3	2		
	その他民事 *12	1	-	1	-	-	2	-	-	-	-	-	2	-		
	非訟事件等 *13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
計 *8	6	-	16	1	1	15	-	-	-	-	-	17	5			
審判所関係 *14	-	-	2	-	-	2	-	-	-	-	-	2	-			
合 計 *15	41	-	113	2	1	91	1	2	-	-	-	97	57			

調査対象等：平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間における国税の賦課又は徴収関係に関する訴訟事件について掲げた。

用語の説明：1 取下げとは、原告が訴えを撤回したものをいう。

2 却下とは、訴訟要件又は上訴の要件が具備されていないため不適法として排斥されたものをいう。

3 差戻しとは、上級審で原判決を取り消した場合に、審査をやり直させるため改めて控訴審又は第一審に移審されたものをいう。

4 和解とは、争っている当事者が互いに譲歩して争いをやめたものをいう。

- |                   |                        |                              |                              |
|-------------------|------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 1 Income tax      | 5 Liquor tax           | 9 Administrative litigations | 13 Simplified litigations    |
| 2 Corporation tax | 6 Other indirect taxes | 10 Suspension of execution   | 14 Cases related to Tribunal |
| 3 Property tax    | 7 Others               | 11 Compensation for damage   | 15 Total                     |
| 4 Consumption tax | 8 Subtotal             | 12 Other civil cases         | 16 Grandtotal                |

(単位：件)  
(Number of cases)

区分 Type	前年度 末係属 件数 Number of pending cases at the end of the previous fiscal year	事件区 分の変 更等の 調整 件数 Number of arranged cases such as change of jurisdiction	本年度 提起 件数 Number of cases filed for the current fiscal year	本年度終結件数 Number of cases processed for the current fiscal year										本年度 末係属 件数 Number of pending cases at the end of the current fiscal year
				取 下 件 数 Withdrawal	却 下 件 数 Dismissal	国 勝 件 数 Decision in favor of Government	国 側一 部勝 訴件 数 Decision partially in favor of Government	国 敗 件 数 Decision against Government	差 戻 件 数 Remand	和 解 件 数 Reconciliation	そ 他 Others	計 Total		
(上告審) Hearing of final appeal														
課 税 関 係 Cases related to taxation	所得税 *1	21	-	33	-	4	21	-	-	2	-	-	27	27
	法人税 *2	15	-	14	-	-	14	-	-	-	-	1	15	14
	資産税 *3	4	-	6	-	-	6	-	-	-	-	-	6	4
	消費税 *4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	酒税 *5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	他の間接税 *6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他 *7	4	-	3	1	1	3	-	-	-	-	-	5	2
	計 *8	44	-	56	1	5	44	-	-	2	-	1	53	47
徴 収 関 係 Cases related to collection	行政事件 *9	3	-	5	-	-	4	-	-	-	-	-	4	4
	執行停止 *10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	損害賠償 *11	1	-	2	-	-	1	-	-	-	-	-	1	2
	その他民事 *12	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
	非訟事件等 *13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計 *8	5	-	8	-	-	5	-	-	-	-	-	5	8	
審判所関係 *14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計 *15	49	-	64	1	5	49	-	-	2	-	1	58	55	
Total of cases at (審級別合計) each order of judgements														
課 税 関 係 Cases related to taxation	所得税 *1	159	-	144	2	6	118	13	26	2	-	-	167	136
	法人税 *2	90	-	84	2	2	53	1	1	-	-	2	61	113
	資産税 *3	42	-	52	-	1	42	3	2	-	-	-	48	46
	消費税 *4	10	-	13	1	-	9	1	1	-	-	-	12	11
	酒税 *5	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	他の間接税 *6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他 *7	19	1	19	3	1	19	-	-	-	-	-	23	16
	計 *8	321	1	312	8	10	241	18	30	2	-	2	311	323
徴 収 関 係 Cases related to collection	行政事件 *9	23	-	43	4	-	24	-	-	-	-	-	28	38
	執行停止 *10	-	-	5	1	2	-	1	-	-	-	-	4	1
	損害賠償 *11	6	-	9	-	-	7	1	-	-	-	-	8	7
	その他民事 *12	15	-	14	10	-	10	-	1	-	-	-	21	8
	非訟事件等 *13	1	-	2	-	1	1	-	-	-	-	-	2	1
計 *8	45	-	73	15	3	42	2	1	-	-	-	63	55	
審判所関係 *14	3	-	5	-	2	4	-	-	-	-	-	6	2	
合 計 *16	369	1	390	23	15	287	20	31	2	-	2	380	380	

Subject of survey, etc.: The tables show the statistics of litigation cases related to taxation or collection of national tax from April 1, 2011 to March 31, 2012.

Terminology: 1 "Withdrawal" means suits cancelled by plaintiffs.

2 "Dismissal" means the decision rejecting a case due to the lack of requirements for litigation or appeal.

3 "Remand" means the decision sending a case back to a lower court or the first instance for the purpose of rehearing when a higher court annulled the original decision.

4 "Reconciliation" means the case where parties in conflict conceded each other and stopped disputing.

(2) 国側原告事件

(単位：件)

Litigation cases (Government as plaintiff)

(Number of cases)

区分 Type	前年度 末係属 件数 Number of pending cases at the end of the previous fiscal year	事件区 分の 更等の 調整 件数 Number of arranged cases such as change of jurisdiction	本年度 提起 件数 Number of cases filed for the current fiscal year	本年度終結件数 Number of cases processed for the current fiscal year										本年度 末係属 件数 Number of pending cases at the end of the current fiscal year
				取 下 件 数 Withdrawal	却 下 件 数 Dismissal	国 勝 訴 件 数 Decision in favor of Government	国 側 一 部 勝 訴 件 数 Decision partially in favor of Government	国 敗 訴 件 数 Decision against Government	差 戻 件 数 Remand	和 解 件 数 Reconciliation	その他 Others	計 Total		
<b>(第一審)The first instance</b>														
詐 害 行 為 *1	5	-	2	-	-	4	-	-	-	-	1	-	5	2
名 義 変 更 *2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
債 権 取 立 *3	11	-	16	5	-	13	-	-	-	-	-	1	19	8
そ の 他 民 事 *4	5	-	4	-	-	5	-	-	-	-	-	-	5	4
非 訟 事 件 等 Non-litigious cases	支 払 督 促 *5	保 全 処 分 *6	3	1	-	-	-	-	-	-	-	2	3	-
			7	1	-	4	-	-	-	3	8	-		
			4	2	-	1	-	-	-	19	22	27		
			45	86	1	1	-	-	-	104	106	25		
計 Subtotal	71	-	163	10	-	28	-	-	-	1	129	168	66	
<b>(控訴審) Trial of an appeal</b>														
詐 害 行 為 *1	3	-	3	-	-	5	-	-	-	-	-	-	5	1
名 義 変 更 *2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
債 権 取 立 *3	3	-	1	3	-	1	-	-	-	-	-	-	4	-
そ の 他 民 事 *4	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-
非 訟 事 件 等 Non-litigious cases	支 払 督 促 *5	保 全 処 分 *6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
計 Subtotal	6	-	5	3	-	7	-	-	-	-	-	10	1	
<b>(上告審)Hearing of final appeal</b>														
詐 害 行 為 *1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
名 義 変 更 *2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
債 権 取 立 *3	3	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	3	-
そ の 他 民 事 *4	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
非 訟 事 件 等 Non-litigious cases	支 払 督 促 *5	保 全 処 分 *6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
計 Subtotal	3	-	2	-	-	3	-	-	-	-	-	3	2	
<b>Total of cases (審級別合計)at each order of judgments</b>														
詐 害 行 為 *1	8	-	6	-	-	9	-	-	-	-	1	-	10	4
名 義 変 更 *2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
債 権 取 立 *3	17	-	17	8	-	17	-	-	-	-	-	1	26	8
そ の 他 民 事 *4	5	-	6	-	-	6	-	-	-	-	-	-	6	5
非 訟 事 件 等 Non-litigious cases	支 払 督 促 *5	保 全 処 分 *6	3	1	-	-	-	-	-	-	-	2	3	-
			7	1	-	4	-	-	3	8	-			
			4	2	-	1	-	-	19	22	27			
			45	86	1	1	-	-	104	106	25			
計 Total	80	-	170	13	-	38	-	-	-	1	129	181	69	

調査対象等：平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間における国税の徴収関係に関する訴訟事件について掲げた。

Subject of survey, etc.:The table shows the statistics of litigation cases related to collection of national tax from April 1, 2011 to March 31, 2012.

- 1 Fraudulent deed
- 2 Change of name
- 3 Collection of bonds
- 4 Other civil cases
- 5 Order for payment
- 6 Preservative measure
- 7 Forcible execution
- 8 Others

## (3) 国側被告事件の国税局別内訳

(単位：件)

Breakdown of litigation cases (Government as defendant) by Regional Taxation Bureaus

(Number of cases)

区 分 Type	前年度 未係属 件数 Number of pending cases at the end of the previous fiscal year	事件区 分の変 更等の 調整 件数 Number of amended cases such as change of jurisdiction	本年度提起件数 Number of cases filed for the current fiscal year				本年度終結件数 Number of cases processed for the current fiscal year								本年 度未 係属 件数 Number of pending cases at the end of the current fiscal year		
			第1審 The first instance	控訴審 Trial of an appeal	上告審 Hearing of final appeal	計 Total	取下 件数 Withdrawal	却下 件数 Dismissal	国側 勝訴 件数 Decision in favor of Government	国側 一部 勝訴 件数 Decision partially in favor of Government	国側 敗訴 件数 Decision against Government	差戻 件数 Remand	和解 件数 Reconciliation	その他 Others		計 Total	
国税局 Regional Taxation Bureau																	
(課税関係) Cases related to taxation																	
札幌 Sapporo	7	-	12	5	1	18	-	1	5	2	-	-	-	-	-	8	17
仙台 Sendai	12	-	2	1	2	5	-	-	7	-	1	-	-	-	-	8	9
関東信越 Kanto Shinetsu	42	-	24	6	9	39	1	1	35	-	-	-	-	-	-	37	44
東京 Tokyo	115	-	61	31	16	108	2	3	70	10	19	-	-	1	105	118	
金沢 Kanazawa	1	-	4	-	-	4	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	4
名古屋 Nagoya	32	1	15	15	8	38	1	-	36	-	6	-	-	-	-	43	28
大阪 Osaka	57	-	19	19	7	45	2	2	49	1	2	-	-	1	57	45	
広島 Hiroshima	22	-	6	5	5	16	-	-	12	2	1	-	-	-	-	15	23
高松 Takamatsu	8	-	9	-	1	10	-	-	6	-	-	-	-	-	-	6	12
福岡 Fukuoka	15	-	3	6	4	13	-	3	9	2	-	2	-	-	-	16	12
熊本 Kumamoto	9	-	4	7	2	13	2	-	9	1	1	-	-	-	-	13	9
沖縄 Okinawa	1	-	2	-	1	3	-	-	2	-	-	-	-	-	-	2	2
計 Subtotal	321	1	161	95	56	312	8	10	241	18	30	2	-	2	311	323	
(徴収関係) Cases related to collection																	
札幌 Sapporo	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
仙台 Sendai	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
関東信越 Kanto Shinetsu	6	-	8	2	-	10	5	-	7	-	-	-	-	-	-	12	4
東京 Tokyo	15	-	26	5	2	33	3	-	14	1	-	-	-	-	-	18	30
金沢 Kanazawa	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
名古屋 Nagoya	8	-	3	1	2	6	1	-	5	-	-	-	-	-	-	6	8
大阪 Osaka	9	-	4	6	3	13	3	3	7	1	1	-	-	-	-	15	7
広島 Hiroshima	3	-	1	-	-	1	2	-	2	-	-	-	-	-	-	4	-
高松 Takamatsu	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-
福岡 Fukuoka	-	-	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
熊本 Kumamoto	1	-	3	1	1	5	1	-	3	-	-	-	-	-	-	4	2
沖縄 Okinawa	1	-	2	1	-	3	-	-	3	-	-	-	-	-	-	3	1
計 Subtotal	45	-	49	16	8	73	15	3	42	2	1	-	-	-	-	63	55
審判所分 National Tax Tribunal	3	-	3	2	-	5	-	2	4	-	-	-	-	-	-	6	2
合計 Total	369	1	213	113	64	390	23	15	287	20	31	2	-	2	380	380	

(注)この表は、「(1)国側被告事件」の合計欄を国税局別に示したものである。

This table shows the breakdown by Regional Taxation Bureaus of "Total" of "(1) Litigation cases (Government as defendant)".

## (4) 国側原告事件の国税局別内訳

(単位：件)

Breakdown of litigation cases (Government as plaintiff) by Regional Taxation Bureaus

(Number of cases)

区分 Type	前年度 未係属 件数 Number of pending cases at the end of the previous fiscal year	事件区 分の変 更等の 調整 件数 Number of arranged cases such as change of jurisdiction	本年度提起件数 Number of cases filed for the current fiscal year				本年度終結件数 Number of cases processed for the current fiscal year								本年 度未 係属 件数 Number of pending cases at the end of the current fiscal year	
			第1審 The first instance	控訴審 Trial of an appeal	上告審 Hearing of final appeal	計 Total	取下 件数 Withdrawal	却下 件数 Dismissal	国側 勝訴 件数 Decision in favor of Government	国側 一部 勝訴 件数 Decision partially in favor of Government	国側 敗訴 件数 Decision against Government	差異 件数 Remand	和解 件数 Reconciliation	その他 Others		計 Total
札幌 Sapporo	12	-	15	1	-	16	4	-	7	-	-	-	-	9	20	8
仙台 Sendai	6	-	11	-	1	12	-	-	2	-	-	-	1	9	12	6
関東信越 Kanto Shinetsu	12	-	11	1	-	12	-	-	5	-	-	-	-	15	20	4
東京 Tokyo	24	-	38	1	-	39	2	-	6	-	-	-	-	47	55	8
金沢 Kanazawa	2	-	2	-	-	2	-	-	2	-	-	-	-	-	2	2
名古屋 Nagoya	10	-	18	-	-	18	1	-	4	-	-	-	-	16	21	7
大阪 Osaka	4	-	22	1	1	24	2	-	2	-	-	-	-	18	22	6
広島 Hiroshima	2	-	5	-	-	5	-	-	4	-	-	-	-	3	7	-
高松 Takamatsu	5	-	27	-	-	27	1	-	1	-	-	-	-	4	6	26
福岡 Fukuoka	2	-	6	1	-	7	1	-	2	-	-	-	-	4	7	2
熊本 Kumamoto	1	-	4	-	-	4	2	-	1	-	-	-	-	2	5	-
沖縄 Okinawa	-	-	4	-	-	4	-	-	2	-	-	-	-	2	4	-
合計 Total	80	-	163	5	2	170	13	-	38	-	-	-	1	129	181	69

(注)この表は、「(2)国側原告事件」の合計欄を国税局別に示したものである。

This table shows the breakdown by Regional Taxation Bureaus of "Total" of "(2) Litigation cases (Government as plaintiff)".

総務省行政管理局行政手続室御中

平成 25 年 3 月 22 日

行政不服審査制度の見直しに係るヒアリング  
行政救済制度の改革について（資料）

日本司法書士会連合会

- 第 1 司法書士の活動領域について
- 第 2 現在の司法書士制度の概要
- 第 3 行政救済制度の改革に関する概括的意見
- 第 4 行政救済制度改革に関する代理人制度に関する意見

資料①・・・司法書士法抜粋（第 3 条）

資料②・・・司法書士会員数の推移（過去 10 年間（平成 15 年度～平成 24 年度））

資料③－ 1・・・司法書士・弁護士カバー率

資料③－ 2・・・司法書士・認定司法書士・弁護士の全国分布状況（平成 24 年 4 月）

資料④・・・司法書士試験出願者および合格者数

資料⑤・・・司法書士特別研修修了認定者数

資料⑥・・・平成 17 年～23 年分取扱事件数推移表（司法書士受託事件）

資料⑦・・・平成 16 年～20 年における新受事件数（簡易裁判所）

資料⑧・・・簡易裁判所における本人訴訟率等の推移（平成 12 年～平成 23 年）

資料⑨・・・成年後見人等と本人との関係（司法書士の関与）

資料⑩・・・(社)成年後見センター・リーガルサポート

正会員及び後見人等候補者名簿登載者数推移表

資料⑪・・・司法書士会調停センターの運営状況

資料⑫・・・司法書士研修制度の概要／平成 22 年度連合会研修事業の予定について  
／司法書士会・ブロック会が主催する研修会情報

## 第1 司法書士の活動領域について

- 1 現在、司法書士法で定められている司法書士の業務範囲を整理すると以下のとおりである。(資料①)
  - (1) 登記手続代理業務及び供託手続代理業務
  - (2) 法務局に提出又は提供する書類又は電磁的記録の作成業務
  - (3) 登記又は供託に関する審査請求手続代理業務
  - (4) 裁判所、検察庁に提出する書類又は電磁的記録の作成業務及び筆界特定手続に関する法務局に提出又は提供する書類又は電磁的記録の作成業務
  - (5) 上記(1)から(4)までの事務に関する相談業務（いわゆる手続相談）
  - (6) 簡易裁判所における手続に関する以下の代理業務
    - ア 訴額が140万円までの民事訴訟
    - イ 請求の目的の価額が140万円までの和解手続、支払督促手続
    - ウ 本案の訴訟の目的の価額が140万円までの証拠保全手続、民事保全手続
    - エ 調停を求める事項の価額が140万円までの民事調停手続
    - オ 請求の価額が140万円までの民事執行手続、少額訴訟債権執行手続
  - (7) 民事紛争であって紛争の目的の価額が140万円までの相談（いわゆる法律相談）及び紛争の目的の価額が仲裁事件手続もしくは裁判外和解の代理業務
  - (8) 通常得られることとなる利益の額が140万円以内の筆界特定手続に関する相談及び代理業務
- 2 上記業務範囲のとおり、司法書士の活動領域は、国民にとって身近な法的問題への対処業務を中核とするものである。したがって、司法書士は、「身近な法律問題に対応する信頼される相談窓口として、さらに、それらの問題に関する紛争の予防と困りごとの解決に対応できる『くらしの中の法律家』」である。
- 3 市民にとってさらに使いやすい職能として、「法の光を社会の隅々にまで当てるため」に、その役割を自覚して今後も制度を進展させたい。

## 第2 現在の司法書士制度の概要

- 1 司法書士人口は、現在2万1,128名（法人458を含む）であり、毎年約400名の増加傾向にある。(資料②)
- 2 司法書士の平成22年における市町村単位のカバー率は約78%である。(資料③-1、③-2)

- 3 司法書士試験合格者数は、平成 22 年については 947 名であり、その合格率は 2.9% である。最近の受験者数は 3 万人前後で推移している。(資料④)
- 4 司法書士法第 3 条第 2 項に規定する司法書士（いわゆる「認定司法書士」）の資格を取得した者は 1 万 8,310 名であり、毎年約 1000 名ずつ増加している。現在、当該訴訟代理権等を有している会員数の割合は、全司法書士会員中の約 68.8% となっている。(資料⑤)
- 5 司法書士の受託事件は、不動産・商業登記事件を中心としている傾向は変わらないが、平成 16 年以降訴訟業務関係が飛躍的に伸びている。中でも平成 23 年の簡裁訴訟代理等関係業務は、55 万 4351 件である。(資料⑥)
- 6 簡易裁判所における新受事件数は、平成 16 年以降飛躍的に増加している。(資料⑦)  
また、簡易裁判所における双方本人の訴訟率は、司法書士が簡裁代理権を取得する以前の 90% 程度から、平成 23 年には 58.9% に減少している。(資料⑧)
- 7 成年後見申立事件における、親族以外の司法書士による専門職後見人としての就任数は第 1 位であり、他の専門職と比較してここ数年最も多くなっている。(資料⑨、資料⑩)
- 8 日本全国の司法書士会は、ADR を担うために司法書士会調停センターを立上げている。現在、20 会が認証を取得し、6 会が事前相談を行い申請準備中等、その設置が進んでいる。(資料⑪)
- 9 司法書士の研修は、既会員については 1 年間に 12 単位の履修を義務付ける単位制研修と、一定年次ごとに倫理研修を実施している。  
新人については、1 週間の中央新人研修、1 週間の地域ブロック新人研修、6 週間以上の事務所配属研修の合計 2 か月間の研修を行っている。  
その他、認定司法書士の資格を取得するために 1 か月余をかけて基本講義、グループ研修、ゼミナール、法廷傍聴、実務研修、模擬裁判等 100 時間をかけて特別研修が実施される。  
日本司法書士会連合会が実施する研修事業予算は年間合計 4 億 8000 万円であり、全国の司法書士会からの会費で賄われている。(資料⑫)

### 第3 行政救済制度の改革に関する概括的意見

- 1 行政不服申立制度に関し、より簡易迅速な手続きの下で、柔軟かつ実効性のある救済を実現する方向性に賛成である。ただし、この改革はあくまでも国民の利便性及び的確な権利救済に資する制度を目指すべきであり、利用者たる国民が不測の損害を被ることがないように、信頼性の高い代理人制度を構築するなど特段の配慮が必要である。
- 2 さらに、上記方向性に資する「審査庁」ならびに「審理官」制度の検討に関し、審査の迅速化・透明化・中立公正性の向上の観点から、専門分野を有する法律専門職者の活用に関しても積極的に検討すべきである。

### 第4 行政救済制度改革に関する代理人制度に関する意見

- 1 現行の法律専門職種にそれぞれ与えられている行政不服審査手続きの代理権は、それぞれの専門分野における具体的な代理権行使の延長線上にあるものであり、その迅速かつ適格な手続処理の観点から、その枠組みは崩すべきではない。
- 2 司法書士に対し検討されている新たな行政不服審査手続きの代理権に関しては、以下の理由により、国民の利便性向上の観点から、司法書士に関し当該代理権の拡大をすべきである。
  - (1) 登記又は供託に関する代理業務を前提とした行政不服審査手続きの代理業務につき、既に30年以上の実績を有している。
  - (2) 全国にまんべんなく均等に在り、日常生活から生じる法的な困りごとの解決とその予防のために国民の信頼を得て、現に現場において活用されている。
  - (3) 司法書士制度発足以来、本人訴訟支援のための「裁判所に提出する書類の作成業務」等の実績の上に、簡裁訴訟等代理権取得のための能力担保措置である「特別研修」及び「認定審査」があり、さらに自前の充実した倫理・実務・法制度研修制度を有する等、裏付けのある信頼を得て国民のために紛争の解決のための代理権を行使しており、紛争事件関与の充実した経験を既に有している。
- 3 なお、我が国における法律専門職種の業務範囲に関する問題は、司法制度改革論議と密接に関係する問題であるので、その場面においても検討されるべきと考えている。

以上

## 司法書士法〈抜粋〉

(業務)

**第三条** 司法書士は、この法律の定めるところにより、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。

- 一 登記又は供託に関する手続について代理すること。
- 二 法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第四号において同じ。）を作成すること。ただし、同号に掲げる事務を除く。
- 三 法務局又は地方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続について代理すること。
- 四 裁判所若しくは検察庁に提出する書類又は筆界特定の手続（不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第六章第二節の規定による筆界特定の手続又は筆界特定の申請の却下に関する審査請求の手続をいう。第八号において同じ。）において法務局若しくは地方法務局に提出し若しくは提供する書類若しくは電磁的記録を作成すること。
- 五 前各号の事務について相談に応ずること。
- 六 簡易裁判所における次に掲げる手続について代理すること。ただし、上訴の提起（自ら代理人として手続に関与している事件の判決、決定又は命令に係るものを除く。）、再審及び強制執行に関する事項（ホに掲げる手続を除く。）については、代理することができない。
  - イ 民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定による手続（ロに規定する手続及び訴えの提起前における証拠保全手続を除く。）であつて、訴訟の目的の価額が裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの
  - ロ 民事訴訟法第二百七十五条の規定による和解の手続又は同法第七編の規定による支払督促の手続であつて、請求の目的の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの
  - ハ 民事訴訟法第二編第四章第七節の規定による訴えの提起前における証拠保全手続又は民事保全法（平成元年法律第九十一号）の規定による手続であつて、本案の訴訟の目的の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの
  - ニ 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）の規定による手続であつて、調停を求めるとの事項の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの
  - ホ 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二章第二節第四款第二目の規定による少額訴訟債権執行の手続であつて、請求の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの
- 七 民事に関する紛争（簡易裁判所における民事訴訟法の規定による訴訟手続の対象となるものに限る。）であつて紛争の目的の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額

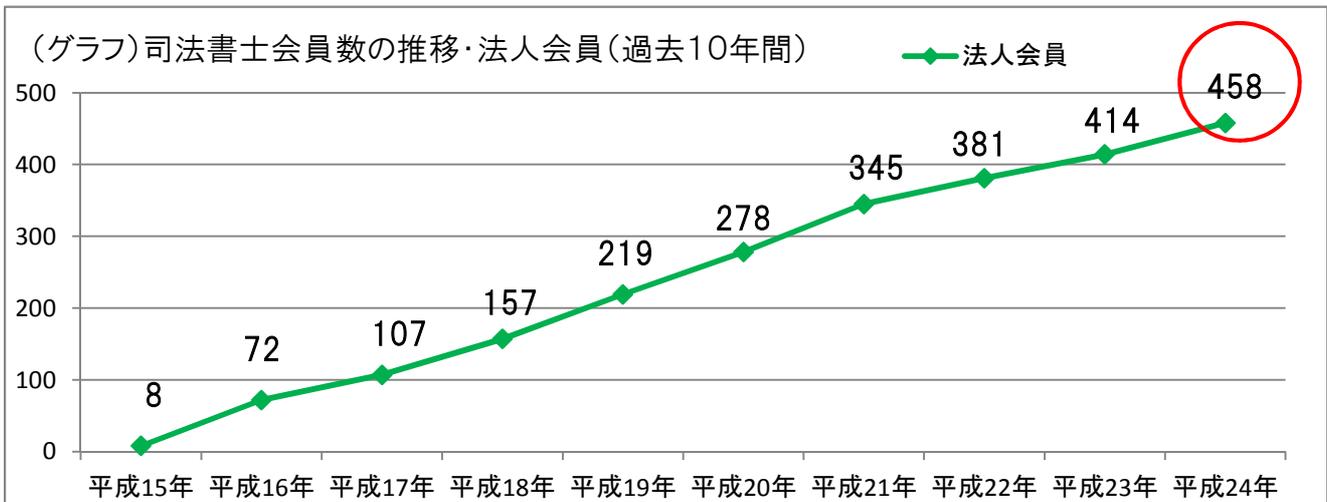
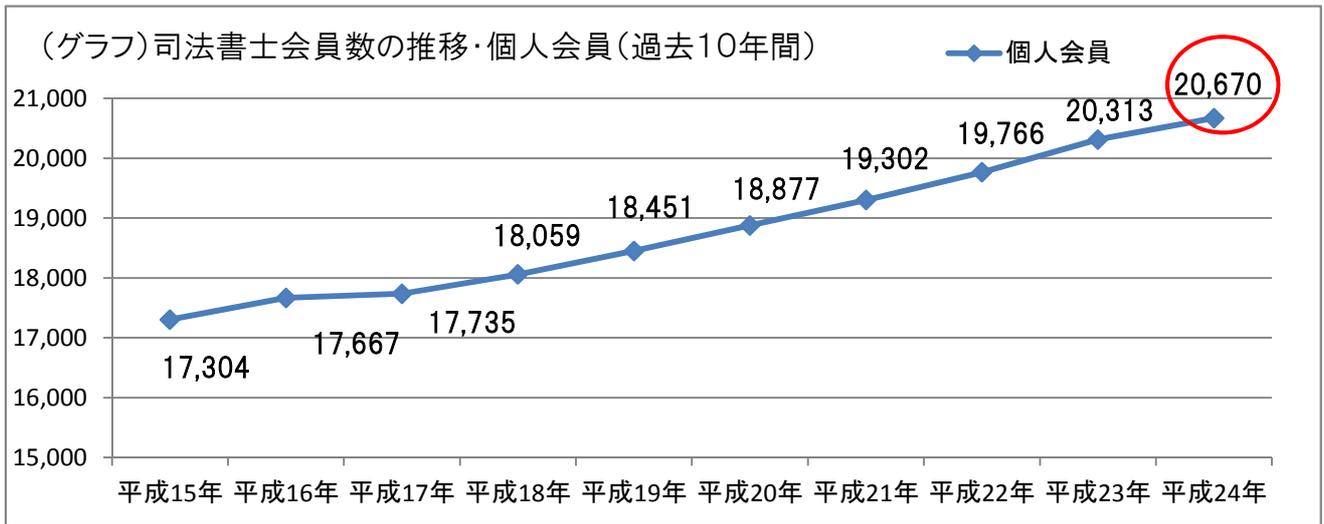
## 【資料①】

を超えないものについて、相談に応じ、又は仲裁事件の手續若しくは裁判外の和解について代理すること。

- 八 筆界特定の手続であつて対象土地（不動産登記法第二百三十三条第3号に規定する対象土地をいう。）の価額として法務省令で定める方法により算定される額の合計額の二分の一に相当する額に筆界特定によつて通常得られることとなる利益の割合として法務省令で定める割合を乗じて得た額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないものについて、相談に応じ、又は代理すること。
- 2 前項第六号から第八号までに規定する業務（以下「簡裁訴訟代理等関係業務」という。）は、次のいずれにも該当する司法書士に限り、行うことができる。
  - 一 簡裁訴訟代理等関係業務について法務省令で定める法人が実施する研修であつて法務大臣が指定するものの課程を修了した者であること。
  - 二 前号に規定する者の申請に基づき法務大臣が簡裁訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定した者であること。
  - 三 司法書士会の会員であること。
- 3 法務大臣は、次のいずれにも該当するものと認められる研修についてのみ前項第一号の指定をするものとする。
  - 一 研修の内容が、簡裁訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力の習得に十分なものとして法務省令で定める基準を満たすものであること。
  - 二 研修の実施に関する計画が、その適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
  - 三 研修を実施する法人が、前号の計画を適正かつ確実に遂行するに足りる専門的能力及び経理的基礎を有するものであること。
- 4 法務大臣は、第二項第一号の研修の適正かつ確実な実施を確保するために必要な限度において、当該研修を実施する法人に対し、当該研修に関して、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な命令をすることができる。
- 5 司法書士は、第二項第二号の規定による認定を受けようとするときは、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。
- 6 第二項に規定する司法書士は、民事訴訟法第五十四条第一項本文（民事保全法第七条又は民事執行法第二十条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、第一項第六号イからハまで又はホに掲げる手續における訴訟代理人又は代理人となることができる。
- 7 第二項に規定する司法書士であつて第一項第六号イ及びロに掲げる手續において訴訟代理人になつたものは、民事訴訟法第五十五条第一項の規定にかかわらず、委任を受けた事件について、強制執行に関する訴訟行為をすることができない。ただし、第二項に規定する司法書士であつて第一項第六号イに掲げる手續のうち少額訴訟の手續において訴訟代理人になつたものが同号ホに掲げる手續についてする訴訟行為については、この限りでない。
- 8 司法書士は、第一項に規定する業務であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、これを行うことができない。

## 司法書士会員数の推移（過去10年間(平成15年度～平成24年度)）

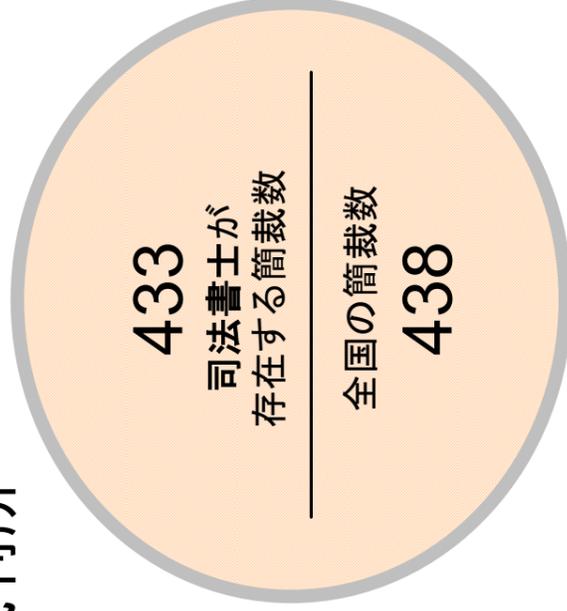
年度	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
個人会員	17,304	17,667	17,735	18,059	18,451	18,877	19,302	19,766	20,313	20,670
法人会員	8	72	107	157	219	278	345	381	414	458



# 司法書士・弁護士 カバース率

注:「弁護士が存在する簡裁数」は  
H21.4.1時点の数値

## 簡易裁判所



カバー率 約98.9%



カバー率 約97.3%



カバー率 約78.5%

## 市区町村



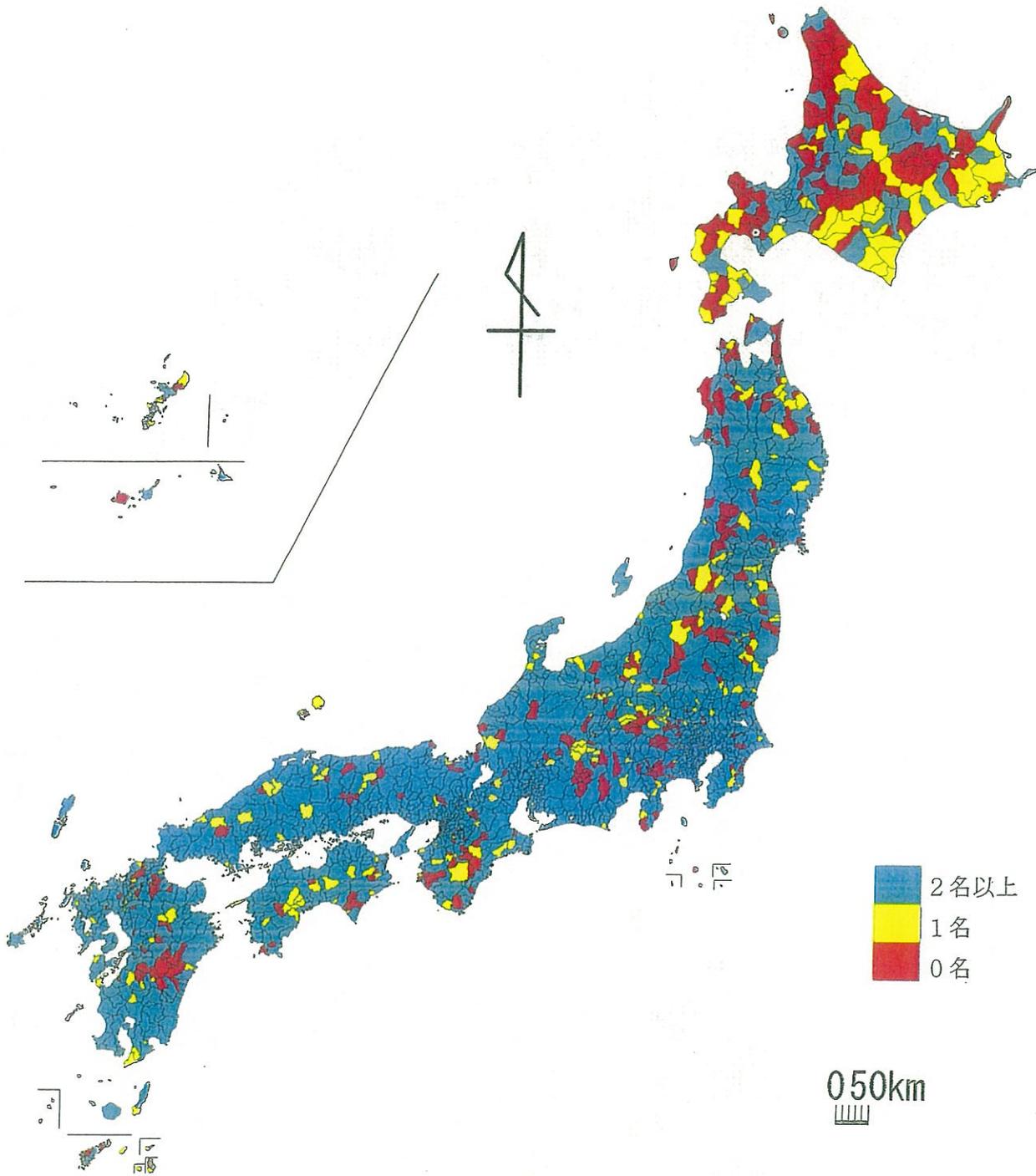
カバー率 約77.2%



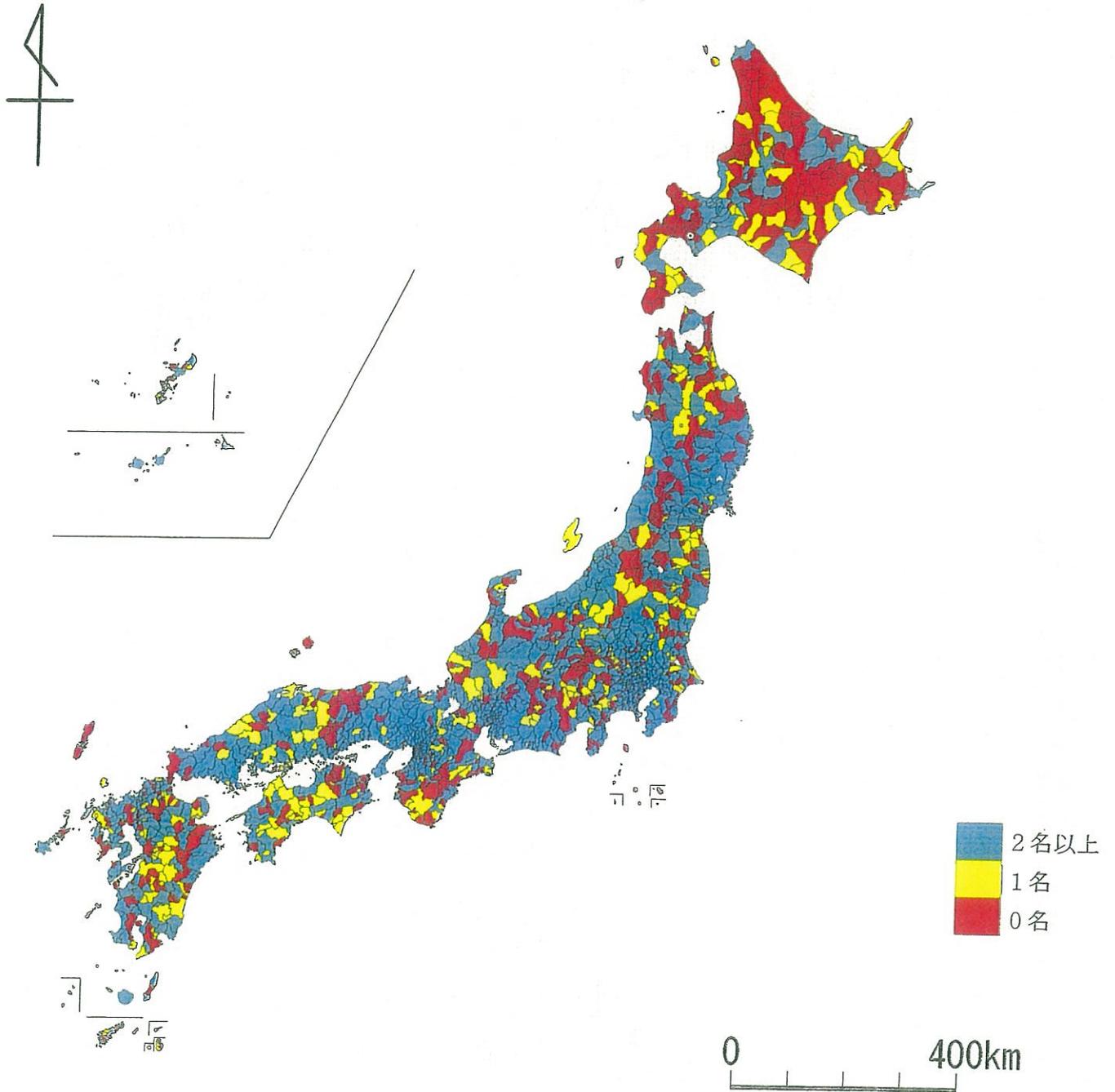
カバー率 約63.1%



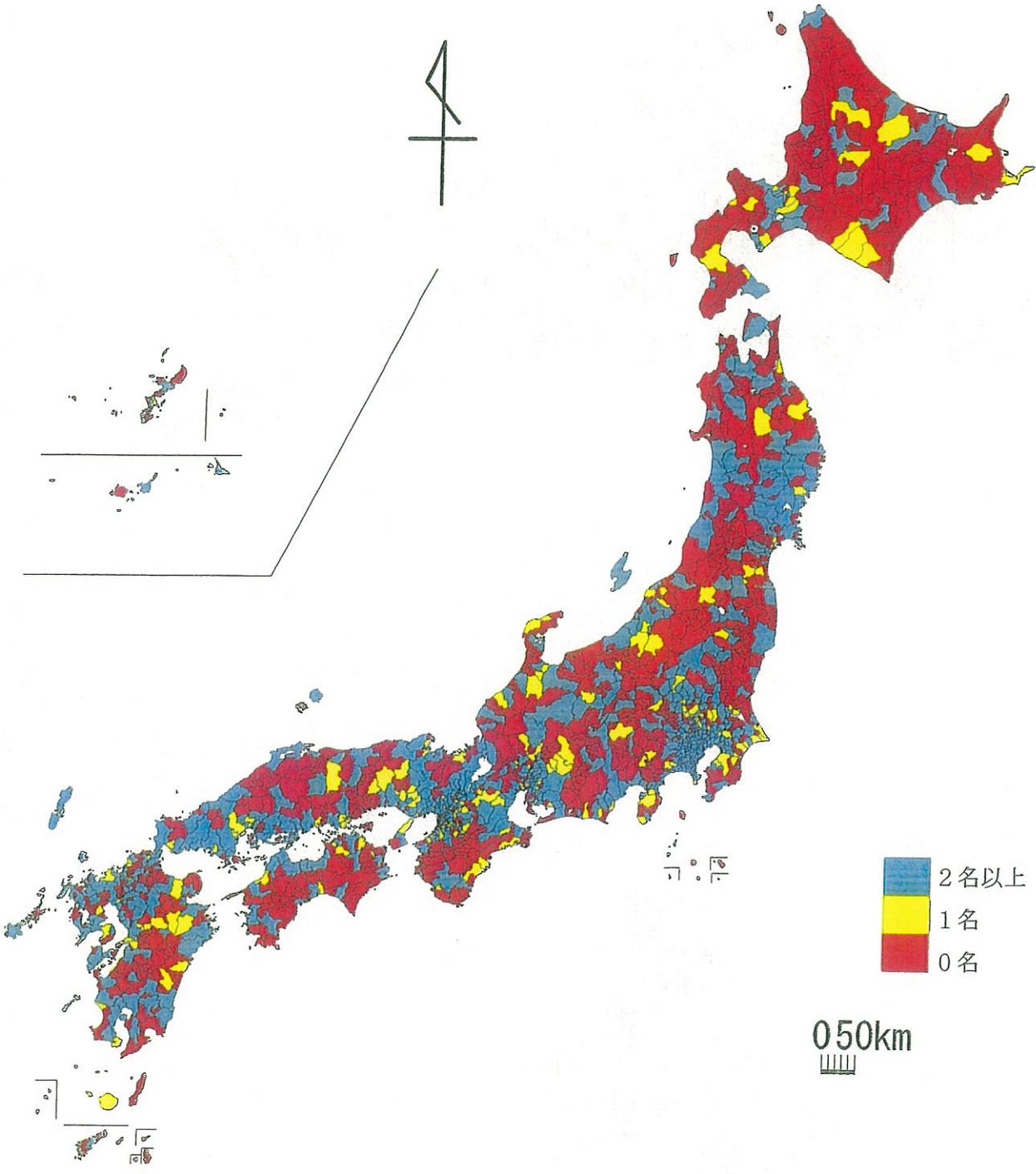
カバー率 約32.1%



司法書士会員分布状況（平成24年4月1日現在）



認定司法書士会員分布状況（平成24年4月1日現在）



弁護士分布状況（平成24年4月2日現在）

## 司法書士試験出願者数および合格者数

	A出願者数	B合格者数	合格率B/A		
1980(昭和54)年	16,000強	375			
80( 55)年	19,783	372	1.90%		
81( 56)年	19,309	371	1.90%		
82( 57)年	18,793	382	2.00%		
83( 58)年	17,789	383	2.20%		
84( 59)年	18,105	370	2.00%		
85( 60)年	17,906	374	2.10%		
86( 61)年	17,932	388	2.20%		
87( 62)年	18,123	404	2.20%		
88( 63)年	18,014	404	2.20%		
89(平成 元)年	18,234	406	2.20%		
90( 2)年	18,533	408	2.20%		
91( 3)年	18,599	408	2.20%		
92( 4)年	18,339	403	2.20%		
93( 5)年	18,044	405	2.20%		
94( 6)年	18,226	440	2.40%	合格者:男	合格者:女
95( 7)年	17,682	479	2.70%	356 ( 74.30% )	123 ( 25.70% )
96( 8)年	19,090	504	2.60%	381 ( 75.60% )	123 ( 24.40% )
97( 9)年	21,158	539	2.50%	410 ( 76.10% )	129 ( 23.90% )
98( 10)年	21,475	567	2.60%	467 ( 82.40% )	100 ( 17.60% )
99( 11)年	21,839	577	2.60%	418 ( 72.40% )	159 ( 27.60% )
2000( 12)年	22,715	605	2.70%	472 ( 78.00% )	133 ( 22.00% )
01( 13)年	23,190	623	2.70%	479 ( 77.00% )	144 ( 23.00% )
02( 14)年	25,416	701	2.80%	481 ( 69.00% )	220 ( 31.00% )
03( 15)年	28,454	790	2.80%	591 ( 75.00% )	199 ( 25.00% )
04( 16)年	29,958	865	2.90%	663 ( 77.00% )	202 ( 23.00% )
05( 17)年	31,061	883	2.80%	636 ( 72.00% )	247 ( 28.00% )
06( 18)年	31,878	914	2.90%	647 ( 70.80% )	267 ( 29.20% )
07( 19)年	32,469	919	2.90%	654 ( 71.20% )	265 ( 28.80% )
08( 20)年	33,007	931	2.80%	691 ( 74.20% )	240 ( 25.80% )
09( 21)年	32,558	921	2.80%	714 ( 77.50% )	207 ( 22.50% )
10( 22)年	33,166	947	2.90%	702 ( 74.10% )	245 ( 25.90% )

## 司法書士特別研修 修了認定者数（受講地別）

受講地	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回								
札幌	64	114	69	47	48	28	29	29	36	31	33								
函館	19	1	0																
旭川	50	1	1																
釧路	43	3	0																
宮城	62	84	13																
福島	58	61	8			25	24	24	27	22	23								
山形	57	22	6																
岩手	58	18	1																
秋田	59	19	2																
青森	63	2	1																
東京	283	401	477	406	498	506	462	463	495	483	384								
神奈川	125	145	165																
埼玉	121	142	171																
千葉	118	141	147																
茨城	57	71	12																
栃木	58	36	48																
群馬	63	95	27																
静岡	59	87	81																
山梨	57	3	38																
長野	108	93	13																
新潟	65	83	7																
愛知	127	204	171									117	129	115	91	88	88	79	102
三重	60	91	11																
岐阜	58	86	39																
福井	55	6	4																
石川	56	47	7																
富山	57	8	3																
大阪	290	405	457	311	283	251	278	263	225	236	205								
京都	60	148	114																
兵庫	125	230	144																
奈良	54	25	12																
滋賀	60	23	8																
和歌山	56	33	0																
広島	121	118	28									60	59	62	66	69	53	50	45
山口	58	50	3																
岡山	59	91	19																
鳥取	49	4	1																
島根	53	0	3																
香川	58	30	3	近畿と 合同	近畿と 合同														
徳島	52	11	1																
高知	48	13	4																
愛媛	57	61	7																
福岡	126	199	142			83	63	85	90	98	81							94	87
佐賀	52	4	0																
長崎	59	24	3																
大分	58	40	5																
熊本	58	88	64																
鹿児島	60	82	18																
宮崎	58	23	7																
沖縄	63	53	3																
計	3,794	3,819	2,568	1,024	1,080							1,072	1,040	1,034	1,005	995	879		

特別研修修了者数

18,310

## ● 考查認定者数

簡裁訴訟代理 能力認定考查	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回
認定者	2,989	3,413	2,342	966	969	1,148	935	895	1,053	917	829
認定日	H15.7.28	H16.3.1	H16.9.1	H17.9.1	H18.9.1	H19.9.3	H20.9.1	H21.9.1	H22.9.1	H23.9.1	H24.9.3
認定率	78.9%	77.5%	68.1%	58.9%	61.9%	71.4%	64.7%	59.9%	68.8%	65.9%	65.8%
受験者	3,788	4,403	3,439	1,640	1,565	1,609	1,445	1,493	1,531	1,391	1,259

代理権有会員数

14,383/20,897 (68.8%)

(2012/9/3現在)

平成17年～平成23年分取扱事件数推移表

年 (総合計)	提出会員数	登 記					
		不動産の登記		財団の登記		抵当証券の交付	
			代理申請		代理申請		代理申請
17年	18,006	7,715,446	79,888	4,537	123	2,279	14
18年	18,495	7,642,161	64,516	5,065	53	1,652	18
19年	18,796	7,192,421	59,078	6,835	58	1,583	9
20年	19,381	6,960,175	27,835	3,599	24	1,468	34
21年	19,754	6,646,893	25,830	3,547	22	2,211	0
22年	20,228	6,507,573	23,484	3,440	6	1,349	55
23年	20,630	6,588,157	-	3,841	-	2,072	-

年 (総合計)	提出会員数	登 記				供 託	審査請求
		商業又は法人の登記		その他の登記			
			代理申請		代理申請		
17年	18,006	1,076,930	11,747	7,917	94	8,597	39
18年	18,495	1,207,017	7,622	7,251	54	8,458	43
19年	18,796	1,077,068	6,258	5,968	131	6,947	64
20年	19,381	915,538	5,298	9,959	189	11,183	89
21年	19,754	836,140	4,902	9,575	30	6,943	53
22年	20,228	782,237	3,586	9,031	50	6,676	34
23年	20,630	754,087	-	8,916	-	7,389	73

年 (総合計)	提出会員数	裁判書類 作成関係 業務	簡裁訴訟 代理業務	裁判外 和解手続 等	国籍に関 する 書類の作 成	公共嘱託登記		その他の業務
							代理申請	
17年	18,006	76,870	26,858	112,189	319	70,183	711	34,611
18年	18,495	72,977	44,609	203,204	362	86,181	572	37,282
19年	18,796	76,312	72,322	413,945	390	77,307	883	32,590
20年	19,381	86,325	91,437	536,622	370	66,289	576	41,984
21年	19,754	91,329	139,903	574,561	353	56,422	404	34,827
22年	20,228	87,205	125,904	511,421	312	45,466	279	44,490
23年	20,630	58,263	104,690	449,661	883	38,961	-	34,316

【資料】平成17年～平成23年分取扱事件数推移より

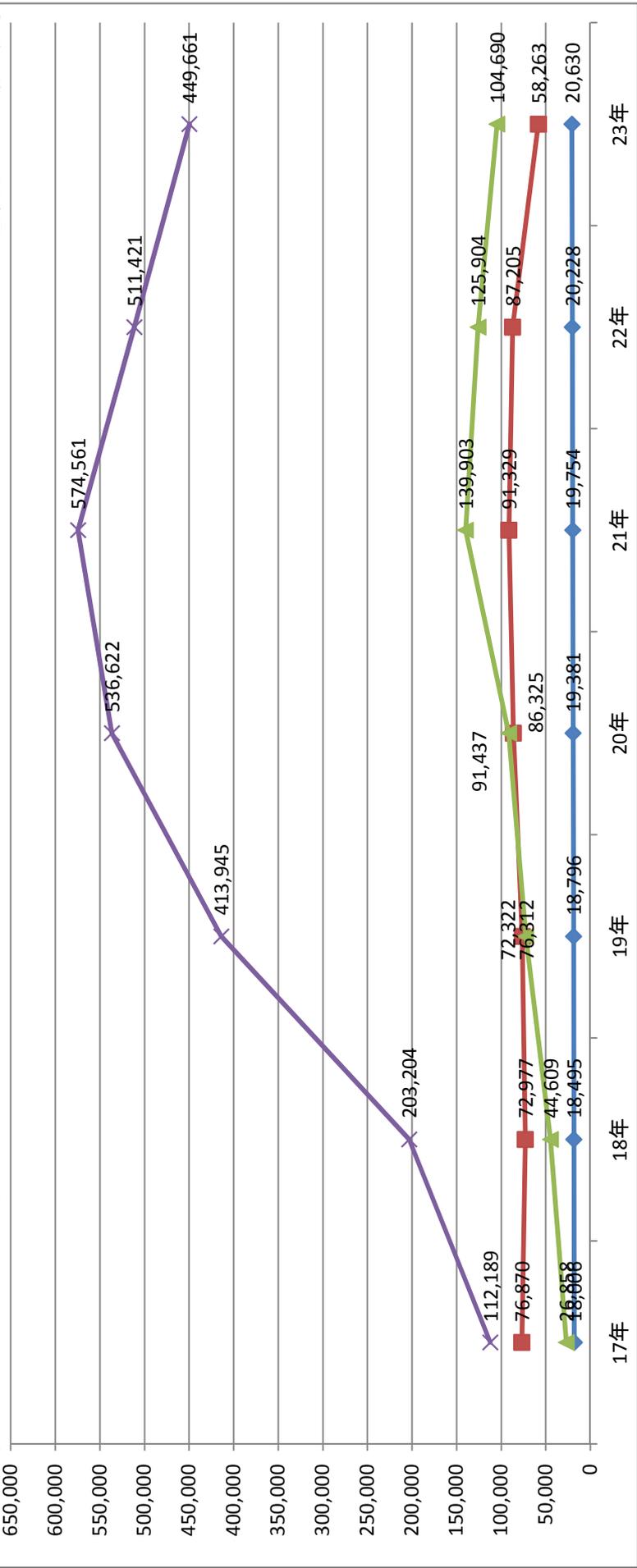
①取扱事件数報告書提出会員、裁判書類作成関係業務・簡裁訴訟代理業務及び裁判外和解手続等の事件数推移

	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年
提出会員数	18,006	18,495	18,796	19,381	19,754	20,228	20,630
裁判書類作成関係業務	76,870	72,977	76,312	86,325	91,329	87,205	58,263
簡裁訴訟代理業務	26,858	44,609	72,322	91,437	139,903	125,904	104,690
裁判外和解手続等	112,189	203,204	413,945	536,622	574,561	511,421	449,661

②裁判書類作成関係業務・簡裁訴訟代理業務・裁判外和解手続事件数の事件数報告提出会員1人あたりの平均事件数（小数点1位四捨五入）

	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年
提出会員数	18,006	18,495	18,796	19,381	19,754	20,228	20,630
裁判書類作成関係業務	4	4	4	4	5	4	3
簡裁訴訟代理業務	1	2	4	5	7	6	5
裁判外和解手続等	6	11	22	28	29	25	22

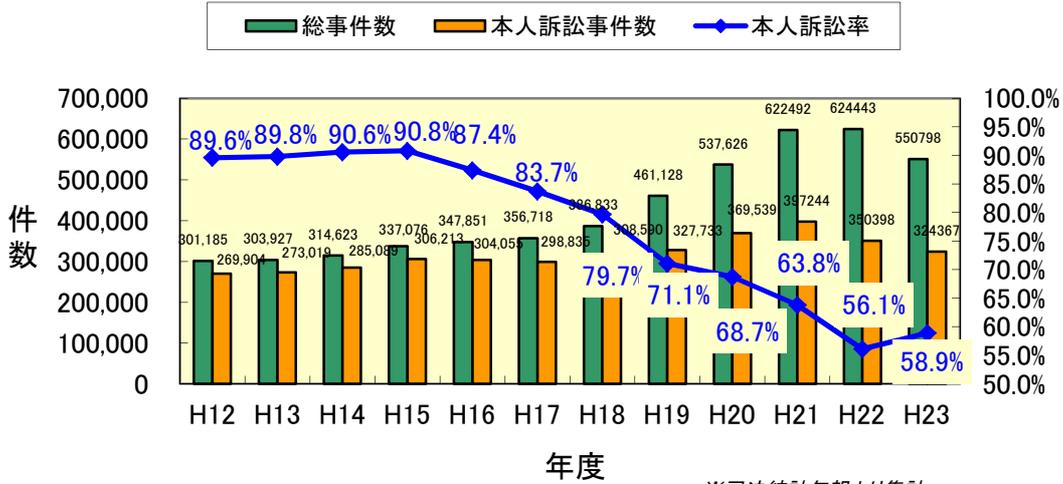
①取扱事件数報告提出会員、裁判書類作成関係業務・簡裁訴訟代理業務及び裁判外和解手続等の事件数推移



## 平成16年～平成20年（1月～12月）における新受事件数【簡易裁判所】

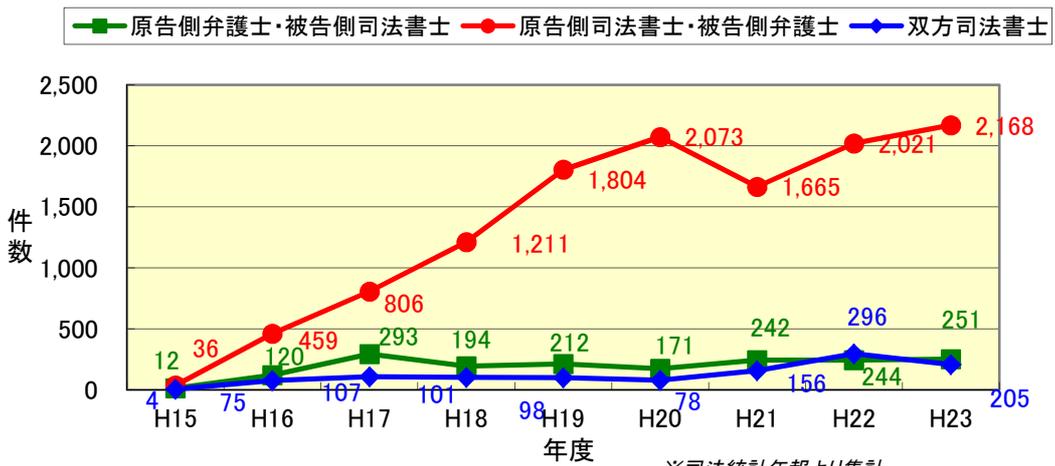
簡易裁判所	事 件 名	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
全簡裁総数		6 700	6 446	6 243	5 622	5 307
(イ)	和解	504 283	474 440	440 392	364 665	388 230
(ロ)	督促	349 014	355 386	398 261	475 624	551 875
(ハ)	通常訴訟	357	328	240	234	276
(手ハ)	手形・小切手訴訟	21 761	23 584	22 679	22 122	20 782
(少コ)	少額訴訟	363	418	400	318	341
(少エ)	少額訴訟判決に対する異議申立て	3 151	3 002	2 811	3 469	4 074
(ハレ)	控訴提起	0	1	1	0	2
(ハツ)	飛躍上告提起	8	10	13	6	8
(少テ)	少額異議判決に対する特別上告提起	32	35	29	14	25
(ニ)	再審訴訟	1	13	1	0	1
(三)	再審抗告	2 374	2 045	1 880	1 662	1 389
(ヘ)	公示催告	8 198	6 575	5 375	4 701	4 392
(ト)	保全命令	677	966	629	662	710
(ハソ)	抗告提起	0	0	0	0	1
(借)	借地非訟	38 652	31 748	29 393	32 249	32 182
(ノ)	一般調停	7 164	6 621	6 111	6 218	6 140
(ユ)	宅地建物調停	29	20	25	27	23
(セ)	農事調停	7 750	4 399	4 100	4 033	4 094
(メ)	商事調停	3 999	3 707	3 470	3 035	3 030
(交)	交通調停	146	117	162	141	130
(公)	公営等調停	381 433	274 771	259 267	208 310	102 643
(特ノ)	特定調停	...	374	749	910	1 065
(少ル)	少額訴訟債権執行	57 427	57 863	58 812	58 203	54 540
(ア)	過料	1	0	1	1	1
(キ)	共助	5	4	2	2	2
(行ア)	行政共助	500 870	458 706	425 132	212 726	205 148
(サ)	雑	284	230	366	287	273
(行イ)	行政雑					

### 簡易裁判所における通常訴訟総事件数 本人訴訟事件数・本人訴訟率（平成12-23年）



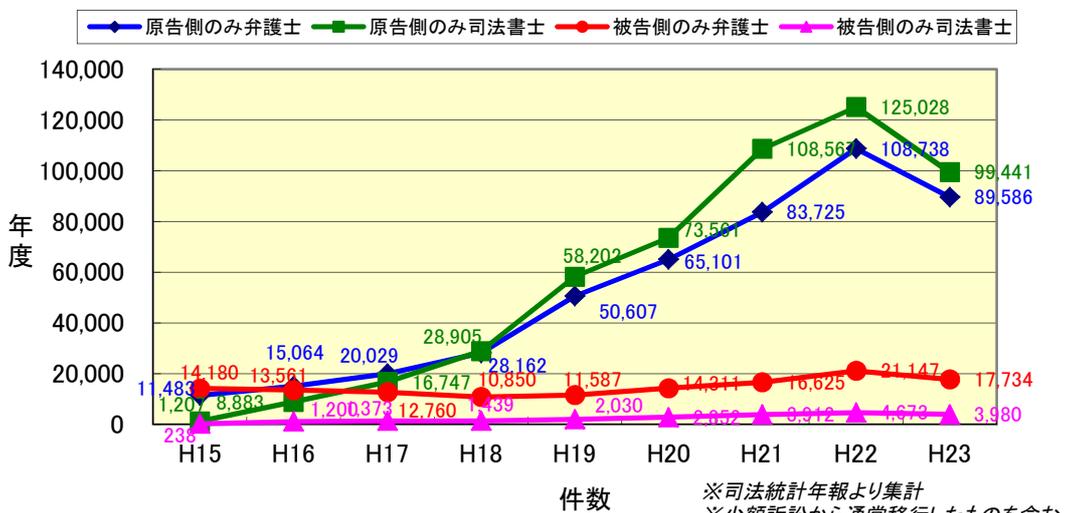
※司法統計年報より集計  
※少額訴訟から通常移行したものを含む。

### 簡易裁判所通常民事訴訟における 双方代理事件数の推移（平成15-23年）



※司法統計年報より集計  
※少額訴訟から通常移行したものを含む。

### 簡易裁判所通常民事訴訟事件における 一方代理事件数の推移（平成15-23年）

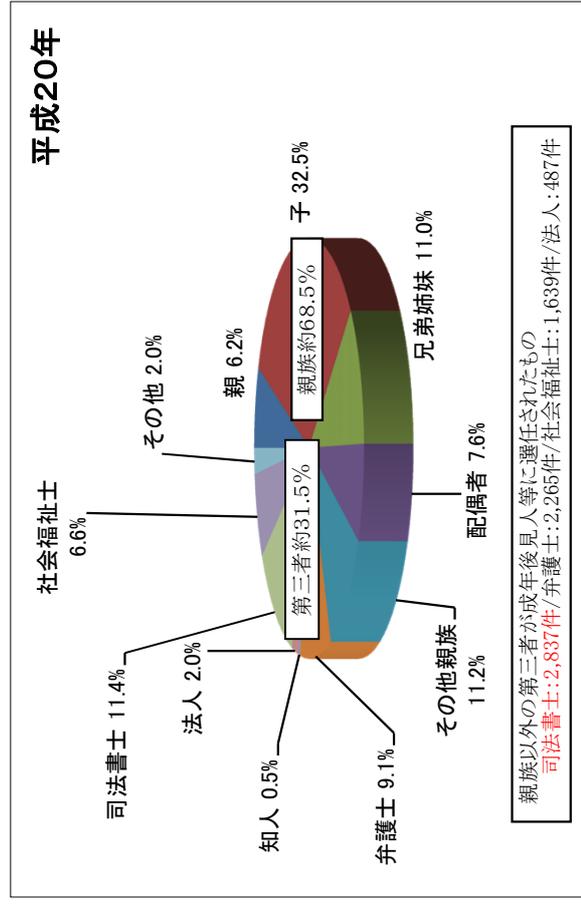
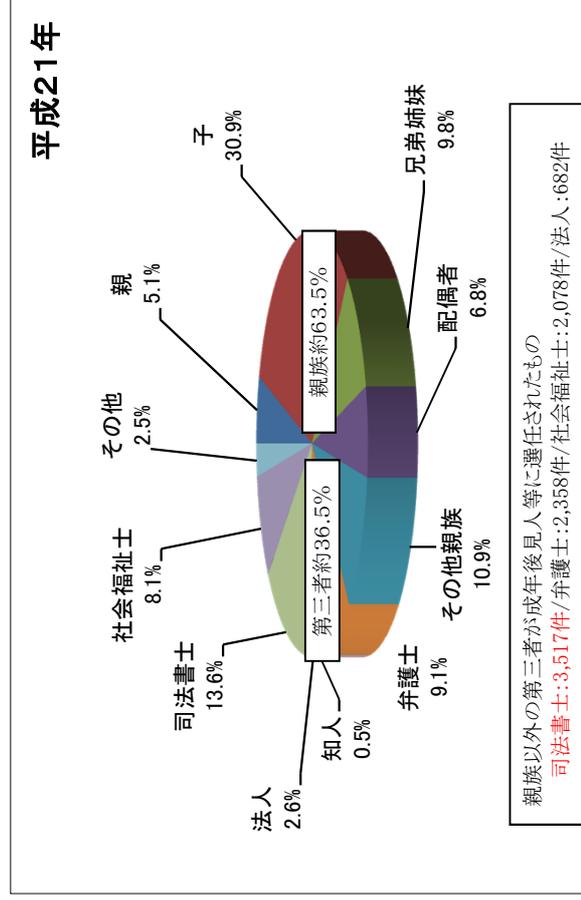
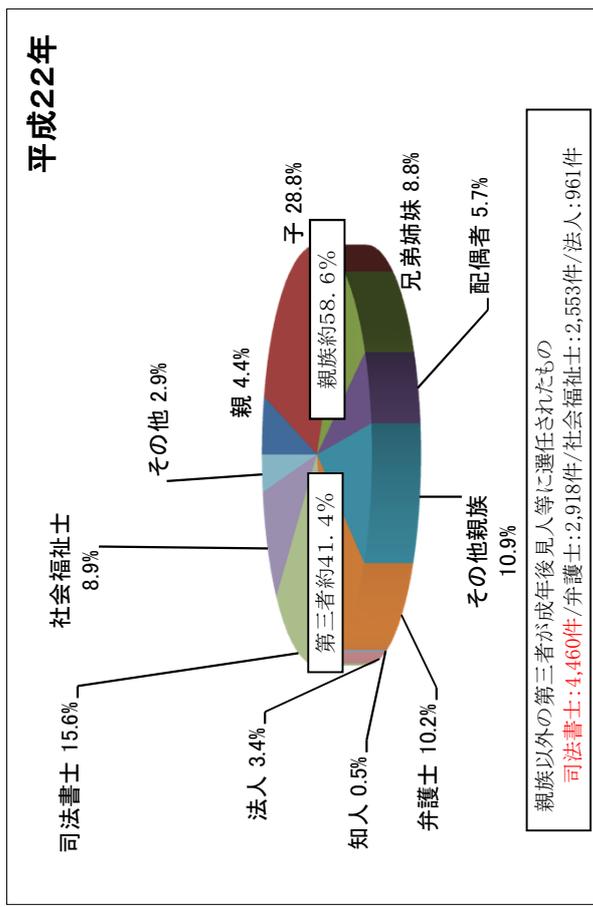
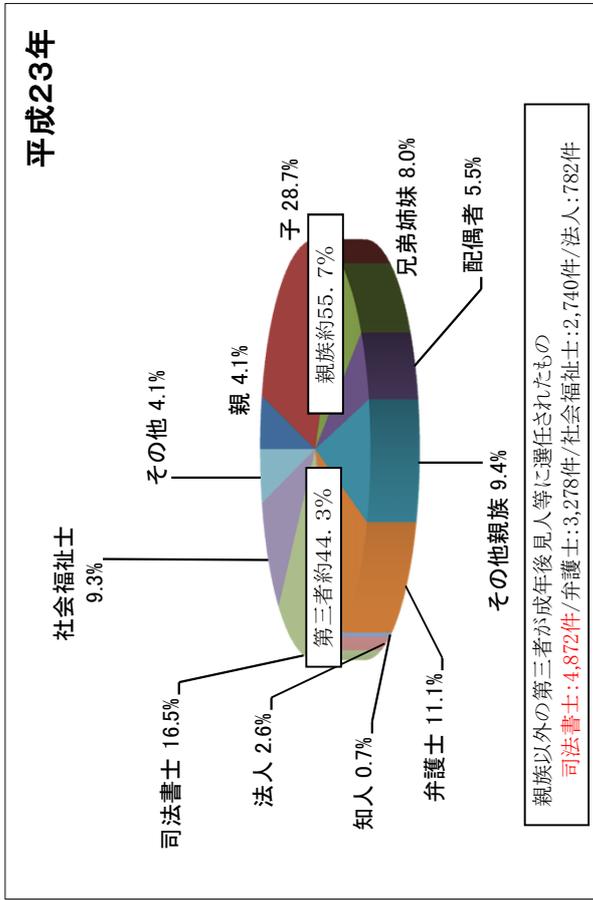


※司法統計年報より集計  
※少額訴訟から通常移行したものを含む。

# 成年後見人等と本人との関係

最高裁公表資料『成年後見関係事件の概況』引用

(注) 後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち、認容で終局したものを対象。



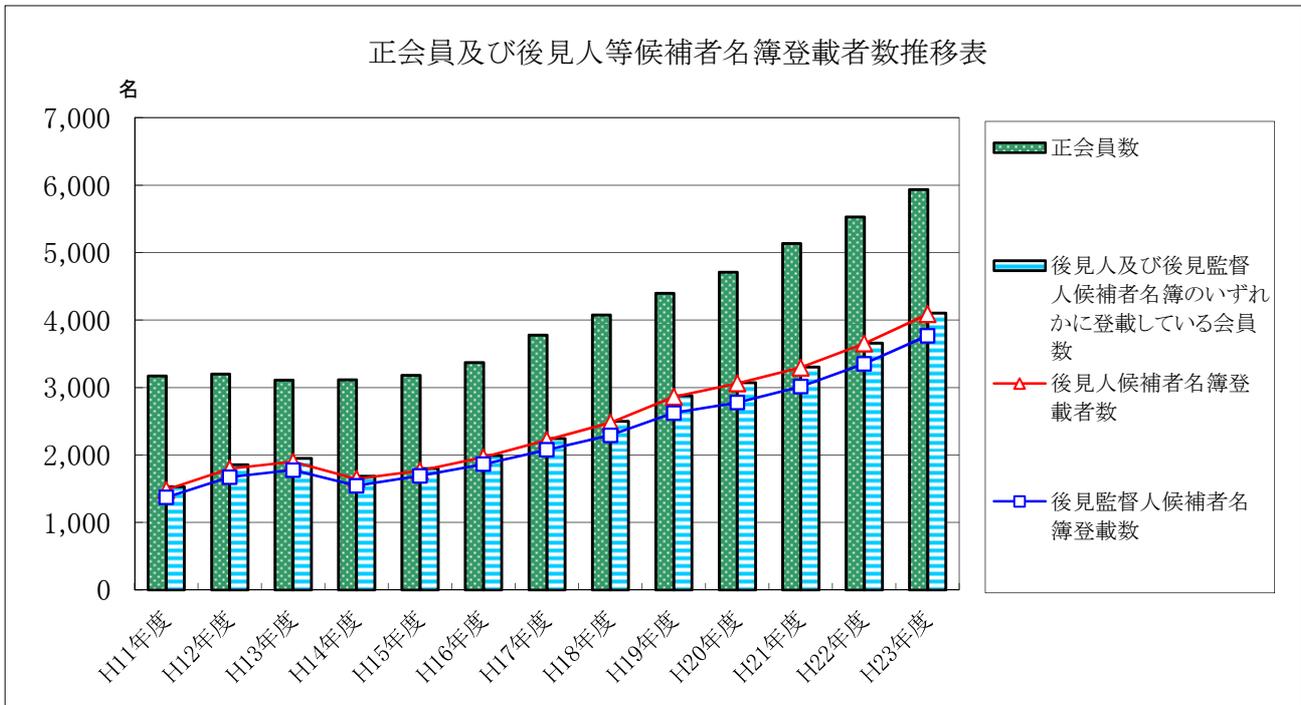
正会員数及び後見人等候補者名簿登載者数推移表（設立～平成23年度末）

(名)

	正会員数	後見人及び後見監督人候補者名簿のいずれかに登録している会員数	後見人候補者名簿登載者数	後見監督人候補者名簿登載者数
H11年度	3,173	1,530	1,483	1,371
H12年度	3,204	1,857	1,796	1,671
H13年度	3,114	1,952	1,900	1,776
H14年度	3,115	1,687	1,647	1,545
H15年度	3,184	1,801	1,766	1,690
H16年度	3,373	1,993	1,965	1,864
H17年度	3,780	2,244	2,222	2,076
H18年度	4,077	2,500	2,479	2,292
H19年度	4,397	2,881	2,863	2,624
H20年度	4,712	3,074	3,060	2,777
H21年度	5,135	3,306	3,296	3,014
H22年度	5,528	3,662	3,652	3,353
H23年度	5,938	4,104	4,089	3,768

※司法書士法人正会員含む

※平成22年度において、平成23年4月1日付新規登載者が含まれていたため訂正した。



## 司法書士会調停センターの運営状況

(平成25年3月12日現在)

No.	会名	運営状況
1	札幌	① 認証取得済
2	函館	⑥ その他
3	旭川	⑥ その他
4	釧路	⑥ その他
5	宮城	① 認証取得済
6	福島	① 認証取得済
7	山形	⑤ 設置準備中(規程の作成など)
8	岩手	⑥ その他
9	秋田	③ 事前相談済
10	青森	④ センター設置(試行)
11	東京	① 認証取得済
12	神奈川	① 認証取得済
13	埼玉	③ 事前相談済
14	千葉	① 認証取得済
15	茨城	① 認証取得済
16	栃木	④ センター設置(試行)
17	群馬	④ センター設置(試行)
18	静岡	① 認証取得済
19	山梨	⑤ 設置準備中(規程の作成など)
20	長野	① 認証取得済
21	新潟	① 認証取得済
22	愛知	① 認証取得済
23	三重	⑥ その他
24	岐阜	⑥ その他
25	福井	⑤ 設置準備中(規程の作成など)
26	石川	⑥ その他
27	富山	① 認証取得済
28	大阪	⑥ その他
29	京都	① 認証取得済
30	兵庫	③ 事前相談済
31	奈良	⑥ その他
32	滋賀	① 認証取得済
33	和歌山	④ センター設置(試行)
34	広島	⑤ 設置準備中(規程の作成など)
35	山口	① 認証取得済
36	岡山	③ 事前相談済
37	鳥取	③ 事前相談済
38	島根	⑤ 設置準備中(規程の作成など)
39	香川	① 認証取得済
40	徳島	⑥ その他
41	高知	⑤ 設置準備中(規程の作成など)
42	愛媛	③ 事前相談済
43	福岡	① 認証取得済
44	佐賀	④ センター設置(試行)
45	長崎	⑥ その他
46	大分	⑤ 設置準備中(規程の作成など)
47	熊本	① 認証取得済
48	鹿児島	① 認証取得済
49	宮崎	① 認証取得済
50	沖縄	⑤ 設置準備中(規程の作成など)

20	① 認証取得済
0	② 認証申請中
6	③ 事前相談済
5	④ センター設置(試行)
8	⑤ 設置準備中(規程の作成など)
11	⑥ その他

平成 22 年 8 月 10 日

## 司法書士研修制度の概要

日本司法書士会連合会

### 1. 司法書士研修制度の概要

司法書士研修制度は、昭和 53 年司法書士法改正を契機として界内に高まった組織研修の必要性への認識を背景に、平成 8 年度定時総会において決定した「司法書士研修制度基本要綱」のもと、会員研修と新人研修（ブロック会における研修、各司法書士会における研修、新入会員中央研修）を体系化したものである。

現在は、司法書士法 25 条、連合会会則 68 条・69 条、日司連会員研修規則、日司連会員研修実施要領、日司連新人研修規則、日司連新人研修実施要領等に基づき実施している。

司法書士研修は、すでに司法書士会に入会した会員の資質の向上を目的とする『会員研修』と、司法書士試験合格者を中心とした司法書士有資格者に対する『新人研修』、司法書士法第 3 条第 1 項第 6 号乃至第 8 号の業務（以下「簡裁訴訟代理等関係業務」という。）の資格取得のための『特別研修』（法務大臣指定研修）の 3 本柱から成り立っており、すべて日本司法書士会連合会が司法書士会会員の会費により自主的に実施している。

### 2. 研修の内容

#### （1）会員研修

会員研修は、全国の司法書士会会員を対象に継続して研修受講を課すものであり、1 年間に最低 12 単位（12 時間）を履修しなければならないとされている単位制研修と、一定の年次ごとに倫理研修を主たる内容とする年次制研修とを軸に実施している。

年次制研修は倫理を中心に、全会員が 5 年に 1 回は受講しなければならない義務研修であり、受講対象でありながら何の報告もなく、また正当な事由なく受講しなかった場合には、段階的に所属する会の会長からの連絡、指示ないしは、会長指導、注意勧告などの手続きに付される。

また、会員研修の研修方式としては、集合形式による「研修会」、集合形式によらなくても実施できる「視聴通信研修」「課題通信研修」の 3 類型に定義し、多様化する会員からの要望への対応を図っている。

一方、単位制研修における研修単位管理及び研修会情報の検索の便に供するた

め、平成15年より日司連研修情報システムを導入した。全国の司法書士会、ブロック会、会員が利用し、現在に至っている。

なお、平成18年度からは、全国の会員がより多くの研修情報を得、すべての地域レベルで資質の向上・維持を図るため研修環境を整備し、「研修ライブラリ」と称する研修情報システムを利用したVOD（ビデオオンデマンド）の配信を開始した。研修ライブラリにはこれまで実施した研修会のDVDと資料を中心に、常時約120本以上の講義が配信され、会員に無料で提供されている。

これにより、会員は「いつでも」「どこでも」「何度でも」研修を受けることができ、視聴した結果を所属の司法書士会に報告することで、所定の研修単位を得ることができる。ちなみに現在のアクセス件数は、毎月2,500～2,900件程度である。

## （2）新人研修

中央新人研修（集合研修：1週間）、地域ブロック新人研修（集合研修：1週間）、司法書士会研修（事務所配属研修：6週間以上）の合計2か月間の研修である。

新人研修は平成元年度より新入会員を対象とした組織的研修として開始したが、平成8年度からは未登録者を含む新人中央研修として実施されている。なお、平成21年度試験合格者の中央新人研修受講率は91.9%（846名／921名）である。

- ① 中央新人研修は、職責と社会的使命を自覚するとともに、法律に関する理論と実務を身につけることを目的として実施しており、学者、弁護士、司法書士等が講師を務めている。
- ② 地域ブロック新人研修は全国を7ブロックに分け、司法書士の実務を具体的に提示し、職責に堪えられるよう資質の向上を図ることを目的として、司法書士講師を中心に実施している。
- ③ 司法書士会研修は、いわゆる「配属研修」であり、司法書士事務所において日常の執務を経験することにより、司法書士の適正な執務姿勢と処理能力を習得することを目的として実施している。

## （3）特別研修

法務大臣が指定した研修の実施機関として日本司法書士会連合会が行う研修である。基本講義、グループ研修、ゼミナール、裁判所での法廷傍聴や講義による実務研修・模擬裁判等100時間（1ヵ月余）をかけて実施される。司法書士法第3条第1項第6号乃至第8号の簡裁訴訟代理等関係業務を行うための資格を取得する法務大臣の認定考査を受けるためには必須の研修である。

## 3. 研修制度に関連する予算

日本司法書士会連合会が実施する研修事業費特別会計予算の合計は約4億8千万円

であり（平成 22 年度）、すべて全国の司法書士会から徴収する会費で賄われている（特別研修にかかる予算を除く）。

また、地域の各ブロック会・全国の司法書士会においても、それぞれ所属する司法書士会員から徴収する会費をもとに独自に研修事業を実施している。

#### 4. 研修の運営

日本司法書士会連合会内に司法書士により組織された「司法書士中央研修所」（定員 40 名、創設／昭和 55 年 10 月）を設置して、各研修を運営している。地域ブロック会・司法書士会が実施する研修は、それぞれの組織が運営主体となっている。

平成22年度 連合会研修事業の予定について

研 修 会	テーマ	日 程	場 所	定員
認定審査に向けた研修会	認定審査対策	平成22年5月15日(土)～18日(火)	神戸会場 三宮研修センター他	70名
		平成22年5月22日(土)～25日(火)	東京会場 日司連ホール	100名
年次制研修 (集合研修)	司法書士倫理	平成22年7月24日(土)	日司連ホール	120名
業務研修会 「登記法分野」	商業登記総ざらい ～設立から解散まで～	平成22年7月10(土)～11日(日)	サイプレスガーデン ホテル(名古屋市)	200名
業務研修会 「成年後見分野」	被後見人をとるまく世界	平成22年8月7日(土)	日司連ホール	120名
業務研修会 「訴訟法分野」	要件事実と事実認定	平成22年9月18日(土)～20日(月)	ホテルコスモスクエア 国際交流センター (大阪市)	80名
業務研修会 「民事執行分野」	不動産執行・任意売却(仮)	平成22年10月23日(土)～24日(日)	つくば国際会議場	200名
業務研修会 「民事・消費者法分野」	保証トラブルの実務(仮)	平成22年11月20日(土)～21日(日)	チサンホテル博多	200名
第25回中央研修会	倫理・専門家責任(仮)	平成22年12月4日(土)～5日(日)	日司連ホール	150名
専門分野修得 プログラム研修	成年後見分野(仮)	平成23年1月8日(土)～9日(日)	日司連ホール	120名
臨時研修会	未定	未定		
中央新人研修(東会場)		平成23年1月21日(金)～27日(木)	つくば国際会議場	500名
中央新人研修(西会場)		平成23年1月15日(土)～1月21日(金)	神戸ベイシェラトンホテル & タワーズ	500名
地域開催一般業務研修会	不動産登記法関連	8ブロック会設定日時(1回)	8ブロック会設定会場	2000名程度
司法書士講師養成講座	特別研修チューター養成のための 連続講座	【第1回】平成22年10月16日(土)～10月17日(日)	東:日司連ホール 西:大阪・梅田スカイビル	80名
		【第2回】平成22年10月30日(土)～10月31日(日)		
		【第3回】平成22年11月20日(土)～11月21日(日)		

※会場、講師等の都合等により、上記各研修会の開催日程は変更する可能性があります。

## 司法書士会・ブロック会が主催する研修会情報

2009年7月1日～9月30日

※研修会の詳細は、主催の各司法書士会、ブロック会にお問い合わせください。  
 ※司法書士特別研修、新人研修、年次制研修に関する情報は掲載しておりません。

月日	時間	研修会名 及び主たるテーマ	講師	会場	主催	他会員の 参加
7/1	18:30 ～ 20:30	第2回成年後見定期研修 会 「未定」		くまもと県民交 流館パレア 会 議室1	熊本県会	○
7/4	13:30 ～ 16:30	第2回会員研修会 「労働法」		埼玉教育会館	埼玉会	×
7/4	10:00 ～ 12:00	裁判実務研修会 (午前の部) 「破産及び申立書」		千葉司法書士会 館	千葉会	×
7/4	13:00 ～ 17:00	裁判実務研修会 (午後の部) 「個人再生」		千葉司法書士会 館	千葉会	×
7/4	10:30 ～ 16:45	第1回会員研修会 ①成年後見申立における 実務上の留意点と調査官 の調査事項について ②休眠抵当権の抹消登記 とオンラインによる供託 申請の手続き		美ヶ原温泉ホテル 翔峰	長野県会	○
7/4	13:30 ～ 16:30	物損交通事故について		愛知県司法書士 会会館	愛知県会	×
7/11	14:00 ～ 17:00	裁判事務学校【第2講】 「現行相続法の諸問題： 特に家事審判法との関係 で」		横浜ワールドポ ーターズ 6階 イベントホール B	神奈川県 会	○
7/11	未定	専門研修会①		栃木県司法書士 会館	栃木県会	×
7/11	13:00 ～ 17:00	第2回会員研修会 「労働問題 ～相談から はじめる問題事例～」		三条市 三条・ 燕地域メッセピ ア	新潟県会	×
7/11	13:00 ～ 17:00	平成21年度第1回業務ゼ ミナール 「不動産登記にかかる税 金知識」		熊本県立劇場 大会議室	熊本県会	×

月日	時間	研修会名 及び主たるテーマ	講 師	会 場	主 催	他会会員の参加
7/11 ・ 7/12	未定	DVD研修		沖縄県司法書士会	沖縄県会	×
7/22	18:00 ～ 20:00	「司法書士の歴史について」		大阪司法書士会館	大阪会	×
7/25	未定	専門研修会②		栃木県司法書士会館	栃木県会	×
7/25	13:00 ～ 17:00	第1回会員研修会 ①消費者庁関連法案の概要と司法書士の役割 ②信託法と司法書士		静岡県司法書士会館	静岡県会	○
7/25	10:00 ～ 17:00	遺言執行者 相続財産管理人		互助会館	佐賀県会	×
7/25	10:00 ～	第1回全体研修会 ①「事業承継」 ②「直接移転売買の解説」		司調会館	大分県会	×
8/1	12:30 ～ 15:30	第3回会員研修会 「登記と税務」		春日部市民文化会館	埼玉会	×
8/1	10:00 ～ 12:00	裁判実務研修会 (午前の部) 「筆界特定の実務」		千葉司法書士会館	千葉会	×
8/1	13:00 ～ 17:00	裁判実務研修会 (午後の部) 「本人訴訟」		千葉司法書士会館	千葉会	×
8/8	10:00 ～ 17:00	第1回会員研修会 「テーマ未定」		郡山市労働福祉会館	福島県会	○
8/8	未定	専門研修会③		栃木県司法書士会館	栃木県会	×
8/8	未定	裁判実務倫理研修 「代理権の範囲及び本人訴訟支援における留意点」		沖縄県司法書士会	沖縄県会	×
8/22	14:00 ～ 17:00	裁判事務学校【第3講】 「建物明渡し事件について」		横浜ワールドポーターズ 6階 イベントホール B	神奈川県会	○

月日	時間	研修会名 及び主たるテーマ	講 師	会 場	主 催	他会員 の参加
8/22	13:00 ～ 17:00	第1回本会研修会 「新会社法Q & Aの解説」		千葉司法書士会 館	千葉会	×
8/29	10:00 ～	第1回専門実務研修会 「遺言と遺言執行」		司調会館	大分県会	×
9/5	10:00 ～ 12:00	裁判実務研修会 (午前の部) 「労働問題1」		千葉司法書士会 館	千葉会	×
9/5	13:00 ～ 17:00	裁判実務研修会 (午後の部) 「労働問題2」		千葉司法書士会 館	千葉会	×
9/5	13:00 ～ 17:00	平成21年度高知県司法書 士会会員一般研修会		高知城ホール	高知県会	×
9/5	10:00 ～ 17:00	平成21年度第1回全体研 修会 「未定」		くまもと県民交 流館パレオ パ レオホール	熊本県会	×
9/12	未定	第3回全体研修会		栃木県司法書士 会館	栃木県会	×
9/12	10:00 ～	第2回裁判実務研修会 ①「遺言と遺言執行」 ②「不動産登記と税務」		司調会館	大分県会	×
9/12	13:00 ～ 17:00	「徹底検証 不動産登記」 ～登記原因証明情報の行 方～		佐賀県佐賀市 「マリトピア」	九州B会	○
9/16	18:30 ～ 20:30	第3回成年後見定期研修 会 「未定」		くまもと県民交 流館パレオ 会 議室1	熊本県会	○
9/19	13:00 ～ 17:00	第2回本会研修会 「未定」		千葉司法書士会 館	千葉会	×
9/未定	未定	裁判事務 「敷金返還請求」 「債権譲渡並びに動産讓 渡登記の実務」		未定	長崎県会	×
未定	未定	登記実務研修会		奈良県司法書士 会館	奈良県会	未定
未定	未定	裁判実務研修会		奈良県司法書士 会館	奈良県会	未定

## 司法書士会、ブロック会が主催する研修会情報

2009年10月1日～12月31日

※研修会の詳細は、主催の各司法書士会、ブロック会にお問い合わせください。  
 ※司法書士特別研修、新人研修、年次制研修に関する情報は掲載しておりません。

月日	時間	研修会名 及び主たるテーマ	講 師	会 場	主 催	他会員 の参加
10/1	18:00 ～ 20:00	「初心者のための多重債務相談」(前半)		大阪司法書士会館	大阪会	×
10/3	13:00 ～ 17:00	第1回全体研修会		建設産業会館	宮城県会	×
10/3	13:00 ～ 17:00 (予定)	会社法と商業登記		岩手県司法書士会館	岩手県会	×
10/3	10:00 ～ 12:00	第4期裁判実務研修会 (午前の部) 「消費者問題」		千葉司法書士会館	千葉会	×
10/3	13:00 ～ 17:00	第4期裁判実務研修会 (午後の部) 「悪質商法」		千葉司法書士会館	千葉会	×
10/3	13:00 ～ 17:00	相続財産管理人の実務		愛知県司法書士会館	愛知県会	×
10/3	13:00 ～ 18:00	「組織再編と会社計算規則について(基礎から応用まで)」		大阪司法書士会館	大阪会	近畿B 会員の のみ可
10/3	13:30 ～ 16:30	滋賀県司法書士会第2回 会員等研修会 テーマ「企業法務」		コラボしが21 大会議室	滋賀県会	×
10/3	未定	全体研修 ①これからの司法書士 ②ADR/自死		鹿児島県青少年 会館	鹿児島 会	○
10/10	9:45 ～ 13:00	民事保全・執行手続研修 第1回		日司連ホール	東京会	○
10/10	14:00 ～ 17:00	民事保全・執行手続研修 第2回		日司連ホール	東京会	○
10/10	13:30 ～ 16:30	中央研修会 「司法書士の在り方 将来像について」(仮)		埼玉教育会館	埼玉会	未定
10/10	14:00 ～ 17:00	「遺言と民事信託の戦略的活用法(仮称)」		京都司法書士会館	京都 会	×

月日	時間	研修会名 及び主たるテーマ	講 師	会 場	主 催	他会会員の参加
10/14	17:50 ～ 20:50	企業法務研修会基礎編 第2回		日司連ホール	東京会	○
10/14	18:00 ～ 21:00	商事法務研修会 第2回		ベルサール神田	東京会	○
10/15	13:30 ～ 16:30	第2回消費者問題シリーズ 研修		三島市民文化会館	静岡県会	×
10/17	13:00 ～ 17:00	専門実務研修会 「労働問題」		長野県松本勤労者福祉センター	長野県会	○
10/19	18:00 ～ 20:00	「初心者のための多重債務相談」(後半)		大阪司法書士会館	大阪会	×
10/20	未定	成年後見人経験者用セミナー 第1回		日本教育会館	東京会	○
10/21	18:00 ～ 20:00	「商業登記のオンライン申請と特例有限会社の役員変更について」(仮)		大阪司法書士会館	大阪会	×
10/23	18:30 ～ 20:00	「自殺予防対策～相談における留意点(仮称)」		京都司法書士会館	京都会	○
10/23	18:00 ～ 20:00	第1回筑豊支部業務研修会 「保全執行関係(仮)」		田川市民会館	福岡県会	×
10/24	14:00 ～ 17:00	民事保全・執行手続研修 第3回		日司連ホール	東京会	○
10/24	13:00 ～ 17:00	本会研修会		千葉司法書士会館	千葉会	×
10/28	18:30 ～ 20:30	「消費者団体訴訟制度について(仮称)」		京都司法書士会館	京都会	○
10/31	13:00 ～ 17:00	クレサラ学校卒業記念 公開研修会		北海道建設会館	札幌会	×
10/31	14:00 ～ 17:00	民事裁判実務研修Ⅱ 第1回		日司連ホール	東京会	○

月日	時間	研修会名 及び主たるテーマ	講 師	会 場	主 催	他会員 の参加
10/31	未定	第1回ブロック研修会 (西部)		Uホール(浜松 市勤労会館)	静岡県会	×
10/31	13:00 ～ 17:00	法人に関する研修会 「未定」		宮崎県婦人会館	宮崎県会	○
10/31	13:00 ～ 17:00	第1回ブロック研修会		八戸市	東北B会	×
11/7	14:00 ～ 17:00	民事裁判実務研修Ⅱ 第 2回		日司連ホール	東京会	○
11/7	14:30 ～ 17:30	会員研修会 「特定商取引法・割賦販 売法改正」		春日部市民文化 会館	埼玉会	×
11/7	10:00 ～ 12:00	第5期裁判実務研修会① (午前の部) 「交通事故」		千葉司法書士会 館	千葉会	×
11/7	13:00 ～ 17:00	第5期裁判実務研修会① (午後の部) 「証人尋問」		千葉司法書士会 館	千葉会	×
11/7	未定	第1回ブロック研修会 (中部)		静岡県司法書士 会	静岡県会	○
11/7	13:00 ～ 17:00	専門実務研修会 「クレサラ学校(初心者 コース)」		長野県松本勤労 者福祉センター (予定)	長野県会	○
11/7	13:30 ～ 16:30	「時効の管理とその実務」		京都商工会議所 大講堂	京都会	×
11/7	13:00 ～ 17:00	平成21年度第2回高知県 司法書士会会員一般研修 会		高知城ホール	高知県会	×
11/7	10:00 ～ 16:00	中部ブロック東海地区研 修会		愛知県産業労働 センター	中部B会	○
11/7	13:00 ～ 17:00	一般会員研修会 「民法改正の動向につい て」		広島司法書士会 館(予定)	中国B会	未定
11/8	13:00 ～ 17:00	専門実務研修会 「クレサラ学校(初心者 コース)」		長野県松本勤労 者福祉センター (予定)	長野県会	○
11/10	未定	成年後見人経験者用セミ ナー 第2回		日本教育会館	東京会	○

月日	時間	研修会名 及び主たるテーマ	講 師	会 場	主 催	他会会員の参加
11/11	18:00 ～ 21:00	商事法務研修会 第3回		ベルサール神田	東京会	○
11/12	17:50 ～ 20:50	企業法務研修会基礎編 第3回		日司連ホール	東京会	○
11/14	10:00 ～ 17:00	第2回会員研修会 テーマ「未定」		未定	福島県会	○
11/14 ・ 11/15	13:00 ～ 17:00	第2回会員研修会		亀屋ホテル(鶴岡市)	山形県会	×
11/14	10:00 ～ 16:00	遺言と信託		岩手県司法書士会館	岩手県会	×
11/14	10:00 ～ 17:30	平成21年度第2回会員研修会 「相談者の自殺予防に関する役割について」 「青森県内の成年後見業務について」 「根抵当権の法律と実務」		アラスカ(青森市)	青森県会	×
11/14	14:00 ～ 17:00	民事裁判実務研修Ⅱ 第3回		日司連ホール	東京会	○
11/14	未定	第4回全体研修会		栃木県司法書士会館	栃木県会	×
11/14	13:00 ～ 14:20	成年後見制度施行10周年 記念事業 ①記念講演 「成年後見制度10年目の 検証」		都久志会館	福岡県会	○
	14:30 ～ 16:45	②シンポジウム 「権利擁護と成年後見制度～ 専門職ネットワークを中心として」(仮題)				
11/14	10:00 ～	第2回専門実務研修会 「労働問題について」 「不動産登記と税務2」		司調会館	大分県会	×
11/14	14:00 ～ 17:00	会員研修会 「民法債権法改正の動向」		ベルサール神田	関東B会	×

月日	時間	研修会名 及び主たるテーマ	講 師	会 場	主 催	他会員 の参加
11/15	10:15 ～ 17:30	会員研修会 「倫理研修」		日本大学法学部 校舎	関東B会	×
11/18	18:30 ～ 20:30	「網紀・苦情案件の紹介」		京都司法書士会 館	京都会	×
11/18	18:30 ～ 20:30	第4回成年後見定期研 修会 「未定」		くまもと県民交 流館パレア 会 議室1	熊本県会	○
11/19	13:30 ～ 16:30	第3回消費者問題シ リーズ研修		浜松商工会議所	静岡県会	×
11/21	10:00 ～ 12:00	本会研修会 (リーガル共催) 「家庭裁判所からみた 成年後見制度の運用にお ける問題点」		千葉司法書士会 館	千葉会	×
11/21	13:00 ～ 15:00	本会研修会 (リーガル共催) 「成年後見制度と不動 産取引」		千葉司法書士会 館	千葉会	×
11/21	15:10 ～ 17:10	本会研修会 (リーガル共催) 「知的障害者の権利擁 護」		千葉司法書士会 館	千葉会	×
11/21	未定	第1回ブロック研修 会(東部)		三島市民文化会 館	静岡県会	×
11/21	未定	未定		県民文化ホール 未来会館	岐阜県会	×
11/25	未定	成年後見人経験者用 セミナー 第3回		日本教育会館	東京会	○
11/28	14:00 ～ 17:00	民事裁判実務研修Ⅱ 第4回		日司連ホール	東京会	○
11/28	10:00 ～ 12:00	第5期裁判実務研修 会② (午前の部) 「簡裁手続」		千葉司法書士会 館	千葉会	×
11/28	13:00 ～ 17:00	第5期裁判実務研修 会② (午後の部) 「証人尋問」		千葉司法書士会 館	千葉会	×

月日	時間	研修会名 及び主たるテーマ	講 師	会 場	主 催	他会会員の参加
11/28	未定	成年後見制度会員特別研修会		静岡県司法書士会	静岡県会	○
11/28	13:30 ～ 16:30	改正割賦販売法・特定商取引法について		愛知県司法書士会会館	愛知県会	×
11/28	10:00 ～ 17:00	伝達研修会 「特定商取引法」 「割賦販売法改正」		未定	佐賀県会	×
12/2	17:50 ～ 20:50	企業法務研修会応用編 第1回		日司連ホール	東京会	○
12/2	18:00 ～ 21:00	商事法務研修会 第4回		日本教育会館	東京会	○
12/3	未定	成年後見人経験者用セミナー 第4回		日本教育会館	東京会	○
12/5 (予定)	13:30 ～ 16:30	会員研修会 「企業法務」(予定)		未定	埼玉会	×
12/5	未定	第2回会員研修会		静岡県司法書士会	静岡県会	○
12/5	13:00 ～ 17:00	会員研修会 「司法書士業務に関する 税務」		新潟市 ガレツ ソホール	新潟県会	×
12/5	13:00 ～ 17:00	「出入国管理法等の改正 について(仮称)」		京都司法書士会 館	京都会	○
12/5	10:00 ～	第3回裁判実務研修会 「ADR」		司調会館	大分県会	×
12/6	14:00 ～ 17:00	民事裁判実務研修Ⅲ 第 1回		日司連ホール	東京会	○
12/12 ・ 12/13	10:00 ～ 17:00	第2回成年後見研修会 テーマ「未定」		ユラックス熱海	福島県会	×
12/19	13:00 ～ 17:00	第2回全体研修会		建設産業会館	宮城県会	×
12/19	13:00 ～ 17:00	専門実務研修会 「相続問題」		長野県松本勤労 者福祉センター	長野県会	○
未定	未定	簡裁実務上の留意点		岩手県司法書士 会館	岩手県会	×

## 司法書士会・ブロック会が主催する研修会情報

2010年1月1日～3月31日

※研修会の詳細は、主催の各司法書士会、ブロック会にお問い合わせください。  
 ※司法書士特別研修、新人研修、年次制研修に関する情報は掲載しておりません。

月日	時間	研修会名 及び主たるテーマ	講 師	会 場	主 催	他会会員の参加
1/8	15:00 ～ 17:00	新年特別研修会 「フランスの法律事情(仮称)」		ホテルグランヴィア京都	京都会	×
1/13	18:00 ～ 21:00	第5回商事法務研修会		ベルサール神田	東京会	○
1/16	13:00 ～ 15:00	「債権譲渡登記・動産登記について」		宮城県建設産業会館	宮城県会	×
1/16	未定	リーガル		宮城県建設産業会館	宮城県会	×
1/16	14:00 ～ 17:00	民事裁判実務研修Ⅲ 第2回		全理連ビル	東京会	○
1/16	13:00 ～ 17:00	本人確認・意思確認に関する研修会		横浜市社会福祉センター	神奈川県会	未定
1/16	13:30 ～ 16:30	会員研修 (テーマ未定)		埼玉県県民健康センター	埼玉会	×
1/16	13:00 ～ 17:00	専門実務研修会 「登記問題」		長野県松本勤労者福祉センター	長野県会	○
1/16	13:00 ～ 17:00	様々な休眠抵当権の抹消手続き		宮日会館	宮崎県会	×
1/16	10:00 ～ 16:00	集合研修会 「一般社団法人について」 伝達研修 「不動産登記訴訟・判決による登記」		沖縄県司法書士会	沖縄県会	×
1/16	13:00 ～ 17:00	地域開催一般業務研修会 「新法人制度」		九州ビル	九州B会	○
1/17	9:00 ～ 13:00	地域開催一般業務研修会 「司法書士法(倫理・懲戒)」		九州ビル	九州B会	○

月日	時間	研修会名 及び主たるテーマ	講 師	会 場	主 催	他协会会员 の参加
1/19	18:00 ～ 20:30	「取締役の権利、義務と 責任」		大阪司法書士会 館	大阪会	×
1/21	13:30 ～ 16:30	第4回消費者問題シリ ーズ研修		静岡県司法書士 会館	静岡県会	○
1/22	18:30 ～ 20:30	「大字中」 (オオアザチュウ)		ラボール(京都 労働者総会館)	京都会	×
1/23	13:00 ～ 17:00	憲法に関する研修会		チサンホテル札 幌	札幌会	×
1/23	14:00 ～ 17:00	クレサラ学校 第1回		日司連ホール	東京会	○
1/23	13:00 ～ 17:00	本会研修会		千葉司法書士会 館	千葉会	×
1/23	未定	第2回ブロック研修会 (東部)		未定	静岡県会	×
1/23	13:00 ～ 17:00	専門実務研修会 「裁判事務関係」		長野県松本勤労 者福祉センター	長野県会	○
1/23	13:30 ～ 16:30	渉外不動産登記・商業登 記の実務		愛知県司法書士 会館	愛知県会	×
1/23 または 1/24 (予定)	未定	特定分野研修会 「商事法務」(予定)		広島司法書士会 館(予定)	広島会	未定
1/23	13:00 ～ 17:00	割販・特商法改正 ほか		九州ビル9階	福岡県会	○ (但し、 九州B 会会員 のみ)
1/23	10:00 ～ 17:00	未定		アバンセ	佐賀県会	×
1/23	10:00 ～	第3回専門実務研修会 「労働問題について」 「商業登記の事例検討」		司調会館	大分県会	×
1/23	10:00 ～ 17:00	未定		宮城県建設産業 会館	東北B会	×
1/24	10:00 ～ 13:00	家事・少年事件研修 第 1回		日司連ホール	東京会	○

月日	時間	研修会名 及び主たるテーマ	講 師	会 場	主 催	他会員 の参加
1/26	18:30 ～ 21:00	第5回会員研修会 「中小企業再生の実務と 司法書士」		神奈川県司法書 士会館	神奈川会 会	未定
1/27	18:30 ～ 20:30	第5回成年後見定期研修 会 「未定」		くまもと県民交 流館バレー会 議室1	熊本県会	○
1/29	17:50 ～ 20:50	企業法務研修会応用編 第2回		日司連ホール	東京会	○
1/30	13:00 ～ 17:00	A D Rに関する研修会		ウェルシティ札 幌	札幌会	×
1/30	13:00 ～ 17:30	第5回会員研修会 「遺言と信託を中心とし て」		秋田市文化会館	秋田県会	×
1/30	14:00 ～ 17:00	クレサラ学校 第2回		日司連ホール	東京会	○
1/30	13:00 ～ 17:00	会員研修会 「民法」		燕三条リサーチ コア	新潟県会	×
1/30	13:00 ～ 18:00	「民法改正の概要」		京都市アバンテ ィホール	京都会・ 近畿B会	×
1/30	13:00 ～ 17:00	「債権譲渡」 「第三者のためにする契 約」		長崎県建設総合 会館	長崎県会	×
1/31	10:00 ～ 13:00	家事・少年事件研修 第 2回		日司連ホール	東京会	○
2/4	18:00 ～ 20:30	「資金繰り、経営改善と 資金調達」		大阪司法書士会 館	大阪会	×
2/6 ・ 2/7	10:30 ～ 17:00 ・ 9:00 ～ 12:00	平成21年度第3回会員研 修会 「法人登記の実務につ いて」 「種類株式の実務」 「苦情対応について」		浅虫温泉	青森県会	×

月日	時間	研修会名 及び主たるテーマ	講 師	会 場	主 催	他会会員の参加
2/6	10:00 ～ 13:00	家事・少年事件研修 第3回		日司連ホール	東京会	○
2/6	14:00 ～ 17:00	民事裁判実務研修Ⅲ 第3回		日司連ホール	東京会	○
2/6	未定	第2回ブロック研修会 (中部)		静岡県司法書士会館	静岡県会	○
2/6	10:00 ～ 17:00	第3回会員研修会 「ADR研修、種類株式・ 種類株主総会その他」		長野県松本勤労者福祉センター	長野県会	○
2/6	13:00 ～ 17:00	未定		大垣市情報工房	岐阜県会	×
2/6	13:00 ～ 16:00	法人の登記手続 (役員変更登記) 筑後支部		未定	福岡県会	×
2/6	10:00 ～ 17:00	平成21年度第2回全体研修会 「未定」		くまもと県民交流館パレアホール	熊本県会	×
2/9	18:00 ～ 21:00	商事法務研修会 公開講座		ベルサール神田	東京会	○
2/10	17:50 ～ 20:50	企業法務研修会応用編 第3回		日司連ホール	東京会	○
2/13	10:00 ～ 13:00	家事・少年事件研修 第4回		日司連ホール	東京会	○
2/13	14:00 ～ 17:00	クレサラ学校 第3回		日司連ホール	東京会	○
2/13	10:00 ～ 17:00	第5回全体研修会 テーマ未定		栃木県司法書士会館	栃木県会	×
2/13	10:00 ～	第3回全体研修会 「登記名義人表示変更の 実務」 「会社法」		司調会館	大分県会	×
2/13	13:00 ～ 17:00	専門実務講座 ①社団法人等の登記 ②渉外登記手続		かごしま県民交流センター	鹿児島県会	×

月日	時間	研修会名 及び主たるテーマ	講 師	会 場	主 催	他会員 の参加
2/13	13:00 ～ 17:00	未定		宮崎県農協会館 J A ・ A Z Mホ ール	宮崎県会	×
2/17	18:00 ～ 21:00	第 6 回商事法務研修会		日本教育会館	東京会	○
2/20	10:00 ～ 17:00	第 3 回会員研修会 「未定」		ユラックス熱海	福島県会	○
2/20	10:00 ～ 17:30	第 6 回会員研修会 「要件事実論」		秋田県司法書士 会館	秋田県会	×
2/20	10:00 ～ 13:00	家事・少年事件研修 第 5 回		日司連ホール	東京会	○
2/20	14:00 ～ 17:00	クレサラ学校 第 4 回		日司連ホール	東京会	○
2/20	13:00 ～ 17:00	平成21年度第 3 回高知県 司法書士会会員一般研修 会		高知城ホール	高知県会	×
2/20	13:00 ～ 17:00	九州大学司法研修講座第 3 部 「知的財産法について」		九州ビル5 階	福岡県会	○ (但し、 九州B 会会員 のみ)
2/20	13:00 ～ 17:00	全体研修会 ①登記と税金 (仮称) ②不動産登記法関連 (仮 称)		鹿児島県青少年 会館 大ホール	鹿児島 会	×
2/21	13:00 ～ 17:00	九州大学司法研修講座第 4 部 「刑事訴訟法」		九州ビル5 階	福岡県会	○ (但し、 九州B 会会員 のみ)
2/25	13:30 ～ 16:30	第 5 回消費者問題シリ ーズ研修		三島市民文化会 館	静岡県会	×
2/27	14:00 ～ 17:00	民事裁判実務研修Ⅲ 第 4 回		日司連ホール	東京会	○
2/27	未定	第 2 回ブロック研修会 (西部)		未定	静岡県会	×

月日	時間	研修会名 及び主たるテーマ	講 師	会 場	主 催	他会会員の参加
2/27	13:00 ～ 17:00	専門実務研修会 「家事問題」		長野県松本勤労者福祉センター	長野県会	○
2/27	13:30 ～ 17:00	会員研修会 「商業法人登記（仮）」		アルファあなぶきホール（香川県県民ホール）	香川県会	未定
2/27	未定	社団法人成年後見センター・リーガルサポート福岡支部 「保佐処分・保佐補助の業務」		ふくふくプラザ	福岡県会	○ (但し、LS会員のみのみ)
2/未定	未定	ビデオ研修 (テーマ未定)		未定	埼玉会	×
2/未定	未定	集合研修会 「簡裁代理権取得後の司法書士」		沖縄県司法書士会	沖縄県会	×
2/未定	未定	裁判実務研修会		沖縄県司法書士会	沖縄県会	×
3/6	未定	第2回裁判事務研修会		静岡県司法書士会館	静岡県会	○
3/13	14:00 ～ 17:00	クレサラ学校 第5回		未定	東京会	○
3/13 (予定)	未定	特定分野研修会 「立証・尋問」(予定)		広島司法書士会館(予定)	広島会	未定
3/17	18:30 ～ 20:00	第6回成年後見定期研修会 「未定」		くまもと県民交流館パレア 会議室1	熊本県会	○
3/18	13:30 ～ 16:30	第6回消費者問題シリーズ研修		浜松商工会議所	静岡県会	×
3/20	13:00 ～ 17:00	専門実務研修会 「消費者問題」		長野県松本勤労者福祉センター	長野県会	○
3/27 (予定)	未定	本部研修会 ①相続と周辺税務 ②司法書士倫理 (予定)		広島司法書士会館(予定)	広島会	未定
3/27	13:00 ～ 17:00	専門実務講座 ①利益相反取引 ②時効取得と裁判		かごしま県民交流センター	鹿児島県会	×

## 行政不服審査法の意見照会について

行政の違法・不当な処分に関し、国民に対して広く不服申立てのみちを開く行政不服審査制度は、国民から信頼される公正な行政の基盤ともなる仕組みですが、昭和37年の行政不服審査法制定以来、実質的な見直しが行われておらず、制定後50年を経た時代の変化に対応して、審理のより一層の公正性の確保など抜本的な見直しが必要となっています。このような認識の下、福田内閣は、平成20年4月に「行政不服審査法案」等3法案（以下「20年法案」といいます。）を国会に提出しました。しかしながら、20年法案については審議未了のまま、翌年の衆議院解散により廃案となったところです。

その後も、「行政救済制度検討チーム」において、20年法案に対する批判も踏まえ検討が行われ、平成23年12月に取りまとめ（以下「チーム取りまとめ」といいます。）が行われています。

（注）20年法案とチーム取りまとめの相違については、別添「20年法案とチーム取りまとめの比較（主なもの）」をご覧ください。

今般、これまでの検討経緯を踏まえ、改めて行政不服審査制度の改正方針を検討するに当たり、行政不服審査の実務に携わっている方々の率直な御意見を伺いたく、チーム取りまとめの内容（別添）も適宜参照いただき、以下の20年法案における主要な改正事項ごとに、御意見をお聞かせください。

## 1. 不服申立構造

- ① 20年法案では、審査請求への一元化の例外として、事実認定が問題となる大量処分については、処分庁が簡易な手続で処分を見直す「再調査の請求」の手続を設け、審査請求の前にこの手続を経なければならないものとしていましたが、この点についてどう考えますか。
- ② 20年法案では、再審査請求を例外なく廃止することとしていましたが、この点についてどう考えますか。

### 【参考】20年法案の改正内容（不服申立構造）

#### <現行法>

●審査請求（審査庁は原則として直近上級行政庁）

※上級行政庁がある場合／他の法律に特別の定めのある場合

●異議申立て（処分庁が簡易な手続で見直し）

※審査請求できない場合／他の法律に特別の定めのある場合

・大量処分等について、例外的に異議申立てを審査請求に前置

※審査請求の前に異議申立てを経ることを義務付け

●再審査請求

※他の法律に特別の定めがある場合／審査請求ができる処分について権限の委任があった場合

#### <20年法案>

◇審査請求に一元化（審査庁は原則として最上級行政庁。上級行政庁がないときは処分庁）

・異議申立てを廃止

・大量処分等について、例外的に処分庁が簡易に見直す「再調査の請求」を審査請求に前置

※審査請求の前に「再調査の請求」を経ることを義務付け

⇒ ◇再審査請求を廃止  
（不服申立手続を一段階化）

## 2. 審理体制

③ 20年法案では、審査庁が、(当該処分に関与しないなど一定の要件を満たす) 職員のうちから指名した「審理員」が審理手続を行うこととしていましたが、この点についてどう考えますか。

④ 20年法案では、一定の要件に該当する場合を除き、審査庁は、審理手続が終結した後、有識者からなる行政不服審査会等に諮問しなければならないものとしていましたが、この点についてどう考えますか。

また、地方公共団体においても、この諮問を受けて調査審議する合議制の機関（執行機関の附属機関）を置くこととしていましたが、この点についてどう考えますか。

### 【参考】20年法案の改正内容（審理体制）

#### <現行法>

● 審査庁が審理手続を行う  
※その職員に審理手続の一部（口頭意見陳述など）を行わせることができる

#### <20年法案>

⇒ ◇ 審査庁がその職員のうちから指名する「審理員」が審理手続を行う

- ・ 処分に関与しない、利害関係者でない等の要件（除斥事由）あり
- ・ 審理手続終結後、審査庁がすべき裁決についての意見書（審理員意見書）を作成・提出

◇ 審査庁は、裁決前に、原則として、有識者からなる行政不服審査会（情報公開・個人情報保護審査会を拡充して総務省に設置。地方公共団体にあつては、当該団体に置かれる合議制の機関）に諮問

### 3. 審理手続

- ⑤ 20年法案では、審理手続について、口頭意見陳述における質問権の新設、閲覧対象の拡大など手続保障の充実などを図ることとしていましたが、この点についてどう考えますか。

#### 【参考】20年法案の改正内容（審理手続）

##### <現行法>

● 処分庁の弁明書の提出は審査庁の判断による※異議申立てには弁明書提出の規定なし

● 申立てにより口頭意見陳述が可能

● 審査請求人等による書類等の物件の閲覧が可能

※対象は処分庁からの提出物件に限定  
(特段の規定なし)

(特段の規定なし)

##### <20年法案>

⇒ ◇処分庁の弁明書の提出を義務化

⇒ ◇口頭意見陳述における処分庁への質問権を新設

⇒ ◇処分庁以外の者の提出物件を閲覧対象に追加

※謄写については、現行どおり運用で対応

⇒ ◇裁決の内容が審理員意見書や審査会の答申と異なる場合は、その理由を裁決書に記載

⇒ ◇審理の迅速化のための規定を新設

・裁決までに要する標準的な期間（標準審理期間）の設定の努力義務（設定した場合は公表）

・複雑な案件等について、審理事項・手順を整理する手続

### 4. 不服申立期間

- ⑥ 20年法案では、審査請求期間について、不服申立ての機会を保障することと審査請求に対応する行政運営上の合理的負担等とを勘案して、現行の60日を3か月に延長することとしていましたが、この点についてどう考えますか。

#### 【参考】20年法案の改正内容（不服申立期間）

##### <現行法>

##### （主観的期間）

● 処分があったことを知った日から60日  
※異議申立てをした後の審査請求は、その決定があったことを知った日から30日

・ 天災その他やむを得ない理由があるときは、その理由がやんでから1週間

##### （客観的期間）

● 処分があった日から1年

※正当な理由がある場合は、この限りでない

##### <20年法案>

⇒ ◇処分があったことを知った日から3月

※「再調査の請求」をした後の審査請求は、その決定があったことを知った日から1月

⇒ ・ 正当な理由があるときは、この限りでない

⇒ （現行法と同様）

## 5. 新たな救済の態様

- ⑦ 20年法案では、審査請求の裁決の際に申請に対する一定の処分を義務付けることができる手続を設けるとともに、行政手続法に、何人も法令に違反する事実を是正するための処分や行政指導の発動を求める申出をすることができる「処分等の求め」の手続を設けることとしていましたが、この点についてどう考えますか。

平成16年に行政事件訴訟法が改正され、「義務付けの訴え」及び「差止めの訴え」が法定されています。

- ⑧ 20年法案では、行政手続法に、法律の根拠に基づき法令に違反する行為の是正を求める行政指導について、その相手方がその中止等の是正措置を求める申出をすることができる「行政指導の中止等の求め」の手続を設けることとしていましたが、この点についてどのように考えますか。

### 【参考】20年法案の改正内容（新たな救済の態様）

#### <現行法>

（行政不服審査法）

- 処分の取消し・変更（処分についての審査請求）
- 申請に対し何らかの行為をすべき旨を命ずる（不作為についての審査請求）

（行政手続法）

（特段の規定なし）

（特段の規定なし）

#### <20年法案>

- ◇ 申請に対する処分を義務付ける手続を新設
  - ・処分庁の上級行政庁（又は処分庁）である審査庁は、①申請を拒否する処分を取り消す場合・②申請についての不作為が違法・不当である場合には、当該申請に対し一定の処分をすべき旨を命ずる（処分庁である審査庁は、当該処分をする）ことが可能に。

#### ⇒ ◇ 「処分等の求め」を新設

※何人も、法令に違反する事実を是正するための処分（行政指導）をすることを行政庁等に求める申出をすることができる（行政庁等は、必要な調査を行い、結果に基づき所要の措置）。

#### ⇒ ◇ 「行政指導の中止等の求め」を新設

※法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方は、当該行政指導の中止等を求める申出をすることができる（行政機関は、必要な調査を行い、結果に基づき所要の措置）。

## 6. 関係法令の扱い

⑨ 20年法案では、国等が審査請求・再審査請求の審査庁となる地方公共団体の処分については、改正法を適用せず、当分の間、旧法（現行法）を適用することとしていましたが、この点についてどう考えますか。

⑩ 20年法案では、不服申立前置（取消訴訟提起の前に行政上の不服申立てを義務付けること）については、見直しが行われませんでした。この点についてどう考えますか。

（チーム取りまとめでは、不服申立構造の整理と併せて、不服申立前置について、廃止、縮小等の見直しが行われています。）

### 【参考】現行制度

- 地方公共団体がした処分の審査請求先を国等とする個別法が多数あり  
（法定受託事務については、市⇒都道府県、都道府県⇒所管大臣が原則）
- 裁判所への出訴前に不服申立てを義務付ける個別法が多数あり  
（行政事件訴訟法上の原則は、訴訟と不服申立ては自由選択）

## 20年法案とチーム取りまとめの比較（主なもの）

現行法	20年法案	チーム取りまとめ
<b>1. 不服申立構造</b>		
<b>(1) 基本構造</b>		
・ 審査請求 (審査庁は原則として直近上級行政庁)	○ 審査請求に一元化（審査庁は、原則として最上級行政庁。上級行政庁がないときは処分庁）	・ 原則として20年法案を踏襲
・ 異議申立て (処分庁が簡易な手続で見直し。原則として審査請求ができない場合)	○ 異議申立ては廃止	・ 異議申立ては廃止
<b>(2) 例外</b>		
・ 大量処分等について、例外的に異議申立てを審査請求に前置	○ 例外的に、異議申立てに代えて、審査請求前に処分庁が簡易に見直す手続（再調査の請求）を規定	● 例外的に、不服申立人が、審査請求の通常の審理の前に、処分庁による簡易な手続（略式裁決）を選択可
・ 再審査請求（委任に基づく処分の場合／法律に特別の定めがある場合）	○ 再審査請求は廃止（不服申立手続を一段階化）	● 訴訟と選択可能な救済手続として実益が認められる再審査請求は、特別審査請求として存置
<b>2. 審理体制</b>		
<b>(1) 審理の主宰者</b>		
・ 審査庁 (その職員に審理手続の一部を行わせることができる)	○ 審理員（審査庁が職員のうちから事案ごとに指名）が審理	● 審理官（特定府省に一括して置くことを想定）のうちから指名された者が審理 (地方の審理官は、任用方法等につき地方の実情に応じ判断)
	○ 処分関係者等は除斥	・ 処分関係者等は除斥
		● 独立して職権を行使し、法令と良心にのみ拘束され、不利益な取扱いを受けない
<b>(2) 第三者機関</b>		
	○ 審理手続終結後、原則として、有識者からなる行政不服審査会（地方公共団体によっては当該団体の合議制機関）に諮問	● 審査会は設けず

現行法	20年法案	チーム取りまとめ
<b>3. 審理手続</b>		
<b>(1) 客観的かつ公正な審理</b>		
・ 弁明書提出は審査庁の判断。異議申立てには弁明書の規定なし	○ 弁明書提出の義務化、口頭意見陳述における処分庁等への質問権、参加人の意見書提出権などを規定	・ 原則として20年法案を踏襲
・ 処分庁から提出された書類等物件の閲覧が可能	○ 処分庁以外からの提出物件を閲覧対象に追加 (謄写は、現行どおり運用で対応)	● 物件の閲覧のみならず、謄写についても規定
	○ 審理員意見書の作成、意見書等と異なる裁決をする場合の理由記載などを規定	・ 原則として20年法案を踏襲
<b>(2) 審理の迅速化</b>		
(特段の規定なし)	○ 標準審理期間の設定・公表、複雑な案件等に審理事項・手順を整理する手続などを規定	・ 原則として20年法案を踏襲
<b>4. 不服申立人適格</b>		
・ 不服がある者 (行訴法の「法律上の利益がある者」と同一範囲との解釈・判例)	○ 現行規定を維持 (平成16年の行訴法改正により原告適格についての解釈規定が新設された趣旨にも配慮し、現行規定の維持が適切)	● 不服申立人適格について、行訴法(第9条第2項)のような解釈規定を新設
<b>5. 不服申立期間</b>		
・ 60日以内(やむを得ない理由がある場合を除く)	○ 3か月以内(正当な理由がある場合を除く)	● 6か月以内(正当な理由がある場合を除く)
<b>6. 新たな救済の態様</b>		
<b>(1) 義務付け・差止め</b>		
(行訴法では、「義務付けの訴え」を規定)	○ 申請に対する処分を義務付ける手続を新設	・ 裁決の態様として申請型の義務付けを規定
	○ 行政手続法に「処分等の求め」を新設	● 非申請型の「義務付け」に係る手続を新設
(行訴法では、「差止めの訴え」を規定)	※ 特段措置せず	● 「差止め」に係る手続を新設
(行訴法では、「仮の義務付け」「仮の差止め」を規定)	※ 特段措置せず	● 「仮の義務付け」「仮の差止め」に係る手続を新設
<b>(2) 行政指導</b>		
	○ 行政手続法に「行政指導の中止等の求め」を新設	● 行審法に行政指導の中止等を求める手続を新設

現行法	20年法案	チーム取りまとめ
<b>7. 関係法令の扱い</b>		
<b>(1) 裁定的関与（国等・地方間裁決）</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体がした処分の審査請求先を国等とする個別法が多数あり (法定受託事務は、市⇒都道府県、都道府県⇒所管大臣が原則)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当分の間、新法を適用せず旧法を適用する旨の経過措置 (国等と地方の関係の在り方の問題として、地方分権改革推進委員会等における結論を待つ趣旨)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●旧法適用はせず、個別法の趣旨や手続保障の水準を勘案しつつ、現行の不服申立先を存置</li> </ul>
<b>(2) 不服申立前置</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・裁判所への出訴前に不服申立てを義務付ける個別法が多数あり (行訴法上の原則は、訴訟と不服申立ては自由選択)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※特段措置せず (問題意識はあったものの、行訴法及び個別法の問題であることから、見直しには至らず)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●不服申立構造の整理と併せて、不服申立前置を見直す（廃止・縮小）</li> </ul>
<b>8. その他</b>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●審査請求人の補助体制を整備</li> <li>●裁決の内容や不服申立ての処理状況の公表に努めなければならない旨を規定</li> <li>●不服・苦情を広く受け付け、適切に処理すること等を規定</li> </ul>